

令和2年 第1回定例会

# 屋久島町議会会議録

令和2年3月6日 開会

令和2年3月23日 閉会

屋久島町議会



令和2年第1回屋久島町議会定例会会期日程

自3月6日・至3月23日（18日間）

月 日	曜	会議別	日 程
3月6日	金	本会議	○開 会
7日	⊕	休 会	
8日	⊕	休 会	
9日	月	本会議	○一般質問
10日	火	委員会	○総務文教常任委員会 ○産業厚生常任委員会
11日	水	委員会	○総務文教常任委員会 ○産業厚生常任委員会
12日	木	委員会	○総務文教常任委員会 ○産業厚生常任委員会
13日	金	委員会	○総務文教常任委員会 ○産業厚生常任委員会
14日	⊕	休 会	
15日	⊕	休 会	
16日	月	委員会	○総務文教常任委員会 ○産業厚生常任委員会（現地調査）
17日	火	休 会	
18日	水	委員会	○総務文教常任委員会（現地調査）
19日	木	休 会	
20日	⊕	休 会	
21日	⊕	休 会	

22日	㊸	休 会	
23日	月	本会議	○最終本会議

# 令和2年第1回屋久島町議会定例会

第 1 日

令和2年3月6日



令和2年第1回屋久島町議会定例会議事日程（第1号）

令和2年3月6日（金曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第5号 令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第6 議案第6号 令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第7 議案第7号 令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第8 議案第8号 令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 議案第9号 令和元年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第10号 令和元年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第11 議案第11号 令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第12 施政方針説明
- 日程第13 議案第12号 屋久島町道路線の認定について
- 日程第14 議案第13号 屋久島町道路線の認定について
- 日程第15 議案第14号 屋久島町宮之浦活性化施設等の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第15号 屋久島町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 屋久島町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 屋久島町町営船建造及び船舶事業運営基金条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 屋久島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 屋久島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正について

- 日程第22 議案第21号 屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第23 議案第22号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第24 議案第23号 屋久島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第25 議案第24号 屋久島総合自然公園温泉条例の一部改正について
- 日程第26 議案第25号 屋久島高等学校通学バス運行事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第27 議案第26号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第28 議案第27号 屋久島町集落の活力アップ交付金に関する条例の制定について
- 日程第29 議案第28号 屋久島町簡易水道事業等に地方公営企業法の規定の全部及び一部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第30 議案第29号 屋久島町給水条例の制定について
- 日程第31 議案第30号 屋久島町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第32 議案第31号 屋久島町水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第33 議案第32号 屋久島町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- 日程第34 議案第33号 地方公営企業法の一部を適用する条例の制定について
- 日程第35 議案第34号 屋久島町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第36 議案第35号 屋久島町船舶事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第37 議案第36号 屋久島町一般旅客定期航路事業使用料条例の制定について
- 日程第38 議案第37号 屋久島町旅客不定期航路事業使用料条例の制定について
- 日程第39 議案第38号 令和2年度屋久島町一般会計予算について
- 日程第40 議案第39号 令和2年度屋久島町上水道事業特別会計予算について
- 日程第41 議案第40号 令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第42 議案第41号 令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第43 議案第42号 令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第44 議案第43号 令和2年度屋久島町診療所事業特別会計予算について
- 日程第45 議案第44号 令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第46 議案第45号 令和2年度屋久島町船舶事業特別会計予算について



- 日程第47 議案第46号 令和2年度屋久島町電気事業特別会計予算について
- 日程第48 議案第47号 令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 日程第49 議案第48号 屋久島町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第50 議案第49号 屋久島辺地総合整備計画の策定について
- 日程第51 議案第50号 口永良部島辺地総合整備計画の策定について
- 日程第52 同意第1号 屋久島町監査委員の選任について

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	眞邊真紀君	2番	相良健一郎君
3番	岩山鶴美君	4番	上村富士高君
5番	渡邊千護君	6番	石田尾茂樹君
7番	榎光徳君	9番	日高好作君
10番	下野次雄君	11番	岩川俊広君
12番	寺田猛君	13番	大角利成君
14番	高橋義友君		

1. 欠席議員（1名）

8番 眞邊有次君

1. 出席事務局職員

議会事務局長	岩川茂隆君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	眞辺敬吾君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	岩川浩一君	会計課長兼会計管理者	佐々木昭子君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	松本薫君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長兼 福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	日高孝之君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	塚田賢次君
地域住民課長	上釜裕一君	監査委員事務局長	岩川茂隆君
教育振興課長	計屋正人君	総務課参事 （情報担当）	笹倉聡君

## △ 開 議 午前10時00分

### ○議長（高橋義友君）

おはようございます。

ただいまから、令和2年第1回屋久島町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

副町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

### ○副町長（岩川浩一君）

おはようございます。屋久島町議会定例会第1回の会議を通じまして、町民の皆様におわびを申し上げたいと思います。

私の出張旅費の不適切な取り扱いについて、新聞、テレビ等で報道されました。屋久島町の名誉を傷つけ、町民の皆様にご不快な思いをされたことに深くおわびを申し上げます。申しわけありませんでした。

指摘を受けました平成27年11月4日から6日にかけての出張については、旅行パックという形態で商品を取得したわけですが、町への旅費の請求段階において、2泊分の宿泊費2万1,800円を二重に請求をしておりました。これは、明らかな間違いでありますので、その事実を認め陳謝を申し上げたいと思います。

2点目の平成29年4月21日から24日にかけての出張については、航空運賃が2万6,100円を3万6,100円、合計2万円余分に請求をしていることが判明いたしました。この件については、請求書の段階で間違っていた可能性があるとして旅行会社の証言もありましたが、余分に受け取っていたという事実には変わりありませんので、これについても陳謝を申し上げる次第であります。

余分に受け取っていた金額については、町への返還の作業を進めておりますので、早急に返還をしたいと考えております。

新型コロナウイルス対策で屋久島町が大変なときに世間を騒がせましたこと、改めて、町民の皆さんに深くおわびを申し上げます。

### ○議長（高橋義友君）

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

## △ 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（高橋義友君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番、日高好作君、10番、下野次雄君を指名いたします。

## △ 日程第2 会期の決定

### ○議長（高橋義友君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月23日までの18日間としたいと思いません。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月23日までの18日間とすることに決定しました。なお、会期日程につきましては、お配りしてあるとおりです。

## △ 日程第3 諸般の報告

### ○議長（高橋義友君）

日程第3、諸般の報告を行います。

開会中の事項につきましては、別紙で配付してありますので、口頭報告を省略します。

## △ 日程第4 行政報告

### ○議長（高橋義友君）

日程第4、町長の行政報告を行います。

これを許可します。

### ○町長（荒木耕治君）

おはようございます。第1回屋久島町議会定例会の開会に当たり、昨年第4回定例会以後の町政を取り巻く状況について御報告いたします。

始めに、総務大臣表彰の授与について御報告いたします。

長年にわたり、楠川区の区長として御尽力いただきました牧実廣氏に、令和元年度自治会等地縁による団体功労者総務大臣表彰が授与されました。去る11月29日、総務省において表彰式があり、12月16日に本庁において伝達が行われたところであります。

多年にわたり、自治会等地縁による団体において、地域的な共同活動に尽くされ良好な地域社会の維持及び形成に寄与されたことが高く評価をされ、その功績をたたえ表彰されたものであります。

氏の御功績に対し、敬意を表しますとともに、今回授与されましたことに対し心からお祝いを申し上げるものであります。

次に、成人式について御報告いたします。

去る1月3日に、離島開発総合センターにおきまして、屋久島町成人式を開催いたしました。議員各位におかれましては、多数御参列をいただき、また激励をいただきまし

たことをこの場をお借りして御礼を申し上げます。

ことしの成人式には、帰郷者も含めて新成人107名が参加をいたしました。新成人誓いの言葉では、未来への力強い決意とこれまで支えてくれた人たちへの感謝が述べられたところであり、屋久島町の未来を担う新成人に対し、大いなる期待を持って激励をしたところでもあります。

次に、消防出初式について御報告いたします。

1月5日に、宮浦小学校と離島開発総合センターにおきまして、新春恒例の消防出初式を消防団員総勢300名の参加のもと開催いたしました。御参列をいただきました皆様に対し御礼を申し上げます。

また、本年は、8分団と婦人消防隊、消防車両が勇壮に市中行進を行い、宮之浦河畔で放水演習を披露いたしました。式典では、ゆかり幼稚園幼年消防隊による消火救出訓練を披露していただき、消防出初式を盛り上げていただきました。多くの町民が詰めかけ消防に対する大きな期待と使命を痛感したところであり、崇高な使命を誇りとして、町民を守る消防・防災への職務遂行への決意を新たにしたところでもあります。

また、栄えある表彰を受けられた皆様には、長年にわたる御努力と御功績に対しまして、心からお祝いを申し上げる次第であります。

次に、口永良部島の新岳噴火について御報告いたします。

1月11日、昨年2月以来となる約11カ月ぶりに口永良部島の新岳が噴火をしたところであり、その後も数回の噴火があるなど、島民の方々を始め、大変不安に思っているところでもあります。

また、屋久島への降灰の影響もあり、収穫前のタンカンに付着するなど、農家の方を始め、関係者の皆様には大変な御苦勞をおかけいたしております。気象庁の口永良部島火山防災連絡事務所におかれましては、職員を増員し、頻繁に出向いて観測を行い、住民説明会を開催していただいておりますことに対し感謝申し上げます。

依然、噴火警戒レベル3を維持しておりますことから、今後も、出張所職員、区长、消防団など関係者と連携を図り、有事に備えた体制を整え対応してまいりたいと考えております。

次に、2月16日に開催いたしました2020サイクリング屋久島大会について御報告いたします。

本大会は、屋久島の自然の中を体と環境に優しい自転車を使って、大自然をより身近に感じながら、そのすばらしさを体感していただくという趣旨で開催され、ことしで10回目となる節目を迎えました。あいにくの天候の中でありましたが、251名が参加され、島内からは109名の皆さんに参加していただきました。また、前日には、屋久島ヒルクライム2020も開催し、総合自然公園より白谷雲水峡までの上りのコースを48名の方

が参加し、タイムを競い合ったところであります。

なお、本年も屋久島電工株式会社様から特別協賛として寄附をいただいております。この場をお借りしまして、心からの感謝を申し上げます。

本大会を契機として、町民の皆さんにも屋久島のエコについて考えていただき、実践をしていただくような取り組みが実現できれば、屋久島の自然の意義がさらに高まるものと考えているところであります。

最後に、第67回鹿児島県下一周市郡対抗駅伝競争大会について御報告いたします。

2月15日から19日までの5日間開催され、本町からは、町職員、消防分遣所職員などを含む、社会人と高校生が熊毛代表としてすばらしい走りを見せてくれました。総合順位は12位でしたが、前回記録を58分46秒も短縮し、躍進順位は2位という好成績でした。選手の皆様には、これまでの努力に心から敬意を表しますとともに、地域を盛り上げるため、学業や仕事との両立を図りながら頑張ってください、今後の御活躍を期待をしております。

以上で、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長（高橋義友君）

これで行政報告を終わります。

- △ 日程第5 議案第5号 令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）について
- △ 日程第6 議案第6号 令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- △ 日程第7 議案第7号 令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- △ 日程第8 議案第8号 令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- △ 日程第9 議案第9号 令和元年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第10 議案第10号 令和元年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第4号）について
- △ 日程第11 議案第11号 令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（高橋義友君）

日程第5、議案第5号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）についてから、日程第11、議案第11号、令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）についてまでの7件を一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和2年第1回屋久島町議会定例会に提案いたしております案件につきまして、御説明申し上げます。

今回、提案しております案件は、補正予算案7件、条例案23件、当初予算案10件、同意案1件、その他の案件3件の計44件であります。

それでは、議事日程に従いまして、議案第5号から議案第11号までを御説明いたします。

まず、議案第5号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳出予算の主なものは、歳出見込み額の精査を伴う減額のほか、総務費では高度無線環境整備推進事業負担金の減額など、民生費ではプレミアム付商品券換金業務、生活保護扶助に係る経費の減額を、衛生費では診療所事業特別会計繰出金の増額、世界自然遺産屋久島山岳部環境保全基金、ごみ処理施設管理、小型合併処理浄化槽設置費補助に係る経費の減額などを、農林水産業費では県営中山間地域総合整備事業、県営中山間地域所得向上支援事業、町営牧場管理運営に係る経費などを、土木費では県営道路事業費事業負担金、荒川線トンネル補修、安房中学校線道路改良、大川の滝橋りょうの補修に係る経費などを、教育費では小学校・中学校の校内LAN環境等施設整備業務に係る経費などを、災害復旧費では永田港災害復旧に係る経費などを計上いたしました。

財源としましては、国・県支出金、繰入金、町債などで調整し、歳入歳出それぞれ3億3,892万4,000円を減額し、予算の総額を112億3,143万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第6号、令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることのできる事項として、国有林野賃貸借に係る経費について、期間及び限度額を定める債務負担行為の補正をしようとするものであります。

次に、議案第7号、令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳出見込み額の精査に伴う減額を、保険税などで調整し、歳入歳出それぞれ1,184万7,000円を減額し、予算の総額を19億2,038万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第8号、令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳出見込み額の精査に伴う保険給付費等の減額を、国・県支出金、一般



会計歳入金などで調整し、歳入歳出それぞれ593万6,000円を減額し、予算の総額を11億7,892万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第9号、令和元年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳出見込み額の精査に伴う減額を、診療所使用料、一般会計繰入金などで調整し、歳入歳出それぞれ934万4,000円を減額し、予算の総額を1億6,783万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第10号、令和元年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳出見込み額の精査に伴う減額を、県支出金、一般会計繰入金などで調整し、歳入歳出それぞれ507万1,000円を減額し、予算の総額を7億6,286万円にしようとするものであります。

次に、議案第11号、令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳出見込み額の精査に伴う減額を、保険料、一般会計繰入金などで調整し、歳入歳出それぞれ143万6,000円を減額し、予算の総額を1億6,122万6,000円にしようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより、議案第5号から議案第11号までの7件に対し、総括質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（眞邊真紀君）

今年度の一般会計にかかわるところで質問させていただきます。

この議会の冒頭に、実は、町長からの説明をお願いしていたんですが、それがなかったもので、その件についてお話させていただきたいと思います。

私、先日議長をお願いしていたんですが、南日本新聞の報道がつい数日前にありました。町の購入したチケットとシルバー割引運賃の差額は、今年度16回で35万円であったと、それについて議会への説明が一切ないまま報道されているのは、いかがなものかということで、議長に町長からの説明をお願いしておりました。これ、一般会計にかなりかかわるところなので質問させていただきますが、16回35万円という報道の内容をここでまず説明していただきたいです、町長に。

16回35万円という算出をした根拠、その証拠の書類を見せていただきたいです。そのまま報道を受けてそうですかというわけにはいかないもので、それを詳細に御説明ください。

町の今年度の会計に返納したと言って書いておられますが、返納するに当たって、精算書を全部書きかえる必要があると思うんです、狂ってしまうので。精算書の処理もど

うされたのかというところ、会計にかかわってきますのでお伺いします。

副町長の件も今年度の会計に返納するというところで、質問の時間がなかったのも、ここで質問させていただきますが、結局その差額はいつ返すのか、該当する出張が、結局は指摘された2回分なのか、そのほかにも精査をされているのか、全部の東京とか飛行機を使った出張、その精査をどうされているのかというのが肝心だと思うんです。その辺、説明なかったので、ぜひお示してください。

先程、説明していた2点の出張以外に今指摘を受けているのが、平成27年の5月の東京出張6日間で2回往復をしています。1回屋久島に帰ってきてから翌日に東京出張に行かれているというので、それが帰ってきたのか、帰ってきていないのか定かでないというところも証明しないといけないんですが、その辺をどう証明するのかというのをお聞かせください。今年度の会計にかなり関わりがあるので、ぜひよろしくお願いします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

先日、南日本新聞に、ちょうど臨時会の後に新聞社が取材に来まして、そういうお話を申し上げたところです。それで、大枠で話をしました。実はそのときも、月曜日に一般質問で旅費の問題、眞邊議員から通告を受けておりますので、その中で詳細については明らかにしますと。ですから、新聞報道では大きくくりなところでやっていたと思います。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○副町長（岩川浩一君）

指摘された2件以外のものは調査をしたのかということでもありますけども、伝票が残っているもので、私が航空券を使った出張が6年間で23回ございました。資料を今持ち合わせておりませんので、記憶で申し上げているので、その辺は御了解をください。数字がもし違っていたら御了解をください。23回だと記憶しております。

それで、航空会社に事前にあれから問い合わせをいたしまして、そういう指摘されたような案件はないという回答をいただいております。これは、合計3社でございます。1社はもう現存していない会社でありますけれども、直接電話をしてその辺の事情を確認をいたしました。ですから、調査は全て行っているということを申し上げておきたいと思っております。

それから、出張をして翌日帰ってきて、また翌日出てという案件につきましては今、会社を通じて搭乗の記録を確認中でございます。それが出てきたらまた提示をしたいというふうに思います。

○1番（眞邊真紀君）

質問を1つお答え願いたいんですが、旅費精算書の金額がどんどんずれてくると思うんですが、その精算書は全部、令和元年度は処理し直すんですか、というのが答えていただいていないのと、精査をしたと、今現存していない1社も含めて3社に確認をしたという記録を提示して、こうですよと言っていたかかないと、そうですかというわけにはいかないの、ぜひ御開示ください。

平成26年の出張旅費精算書等の公文書が、3月31日までで破棄してもよいということになると思うんですけれども、もろもろ精査が必要になるので、平成26年の分を破棄しないように約束してください。

3点です。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時27分

---

再開 午前10時28分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開会いたします。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

ただいま御質問がございました精算のやり方ということで、現年度分につきましては、一件一件の出張ごとにそれぞれ戻入いたします。

それと、26年度の関係書類につきましては保存をいたします。

開示請求につきましては、開示請求の手続きをとっていただければ開示はできると思います。

以上です。

○1番（眞邊真紀君）

精算書の今年度の旅費の予算額から実際使っているのを差し引きして、残高がずっと繰り返されてきますよね。そこでまた次に新しいどなたかの出張で、そこから差し引きで、その書類というのが、それぞれじゃなくて町長の分と副町長の分、総務課長の分というのは、最初に組まれている予算というのは一緒ですから、差し引きが狂ってくると思うんですけどという意味なんです、それは書類上かえなくても問題ないんですか。ちょっと質問の仕方わかりにくくてすみません。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

予算の総額からそれぞれ差し引きをして、戻入があれば戻入、追給があれば追給していきます。今回の戻入につきましては、現在の時点の日付でやることとなりますので、残額に足していくということになります。

ただ、伝票上の処理としては、Aの伝票に対する戻入が幾らと、完全に記録に残りますので、そういう形でやっていきます。

○1番（真邊真紀君）

そうすると、今までの記録をそのままよしとして会計の処理をするとおかしいと思うんです。実際に購入した額の領収書が添付してあります。町が購入した領収書が添付してあって、その領収書というのは今生きてないわけですよ。その領収書の分のチケットは一旦払い戻しをしていて、もうその領収書は使えないんですよ。その領収書が記録に残されているっていうのは、正式に実際に購入したチケットの金額と、金額の領収書を添付していく、あるいは領収書がなければその記録を添付していったりすり合わせをしていかないと、実際に生きていない領収書のまま処理をなされるということですよ、今年度の旅費精算に関して。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

多分、こういうことじゃないかなと思います。

説明させてもらいますけども、まず、概算払いで旅費を支給します。次に、旅行が終わった段階で精算という形になります。その精算の際に航空券の領収書が付きます。それをもとに、追給もしくは戻入、あるいはゼロ精算という書類をとります。3番目に、今回2番目に行った精算が間違っているということで、改めて戻入をします。ですから、1、2、3の書類がそろって初めて正確性が確認できるということになると思います。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○13番（大角利成君）

一般会計の補正予算（第8号）について数点お伺いいたします。

まず、6ページから7ページの繰越明許費の関係でございます。

国の補正予算等増に伴う事業もかなり含まれているかと思えます。25件ということで大変多くなっておりますが、最近住宅火災等も2件発生をしているようであります。平野地区の防火水槽設置工事の繰り越し理由について、教えていただきたいと思えます。

それから29ページ、プレミアム付商品券事業費が予算額の半額に迫るような3,600万円程度の減額となっております。本事業の実態についてお伺いをいたします。

35ページです。農業農村整備事業費が2,827万4,000円程度増額になっております。国の政策に伴う県営中山間地域総合整備事業負担金と県営中山間地域所得向上支援事業負担金の増ということですが、主たる事業を少し教えていただければと思います。

42ページです。住宅管理費が3,200万円程度減となっております。その減の主たるものは工事請負費でございますが、内容についてお伺いをいたします。

以上です。

**○議長（高橋義友君）**

ただいまの質疑に対しまして答弁を求めます。

**○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）**

ただいまの御質問に対しまして答弁をいたします。

繰越明許費の平野地区防火水槽設置工事の明許繰り越しでございますけども、防火水槽の設置等につきましては、年次計画でやっているところで、今年は平野地区に防火水槽を設置するというところでスタートしたところですが、なかなか設置箇所の土地が確定できずに遅れております。最終的には、ある方の土地の一部を寄附いただきまして、そこに建設をすることが決まりました。現段階では今、寄附の採納のところまで事務が進んでおります。

以上です。

**○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）**

ただいま質問がございましたプレミアム付商品券につきましての御説明申し上げます。

当初、非課税世帯及び2歳までの子供のいる世帯ということで計上してございました。しかし、実質当初の予算に比べまして全世帯対象者の30%強、約32%ですが、の方々の御利用が現在2月末までの数値として上がってきております。まだ3月分が換金されておりませんので、もう少しはあると思うんですが、これを見越しましてこの補正を行い、差額ではございますが予算を減少させたものでございます。

以上です。

**○建設課長（日高一成君）**

農業農村整備事業費の増額につきまして、県営中山間地域総合整備事業が県の事業費増に伴う負担金の増です。猿柵のほうが鳥害防止柵の延長がありましたので、内容はそれとおおりです。

住宅管理費の工事請負費の減なんですけど、一番の2,700万円の減につきましては、今年度宮之浦の香附子団地の浄化槽整備工事をやっておりまして、国からの内示が2,200万円ほどありまして、その中の補助対象事業費になる工事しかできないということがありました。それでいきますと、事業費に関しましては4,600万円ほどで工事を行いました。

その工事の内容は、香附子団地の当初から予定していた浄化槽の設置及び香附子団地が今11棟ありますが、今年度予定していましたが2棟の10戸の水洗化の工事ができました。最終的には、国の内示の交付金で今年度予定していた工事ができたということになります。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（榎 光徳君）

1点だけちょっと確認をさせていただきたいんですが、一般会計補正の40ページですけども、土木費の委託料ですけども、城の川の橋りょうの設計委託を、これ、前でもちょっと質問させていただいて、当初、橋りょうの桁の鉄筋の爆裂による破損ということで、それを補修したら復旧できるというようなことだったと思うんですが、今回また500万円で設計委託で上がっております。新年度の当初予定で、工事請負で6,000万円ほど上がっているんです。この中に入っているんですけども、この工法的なものの変更があつてこうなったのかなと思っているんです。そこのちょっと説明をしていただきたいんですが。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○建設課長（日高一成君）

城の川は、当初1,000万円で今年度測量設計を行う予定でありましたが、国からの内示が事業費ベースで500万円しかなくて、その中の500万円で今、詳細点検を行っております。今度、土木費のまだ予算がありまして、今から繰り越すんですが、それで1,000万円をかけて、2年度の予算の500万円も合わせて、全額1,500万円で詳細設計をするようにしております。

その増額に関しましての理由は、今点検を行ったところ、まだ桁の部材の試験、桁のほうに穴をあけたりして、その試験にまだちょっと費用と日数がかかるんじゃないかということで、まだ詳細な点検を行う必要があるということで、今増額をしております。

令和2年度の工事で4,700万円ほどかけまして、令和2年度で最終的にもこの橋の補強ということを考えております。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（石田尾茂樹君）

1点だけお尋ねしたいと思います。

補正の一般会計の47ページであります。学校給食費の関係で、備品購入費の100万円の減、負担金、補助及び交付金の給食費補助金、48万円の減の理由。

そして、関連であります、コロナウイルスの関係で学校は休校となっております。その間、これまでの準備していた給食に対する食費の購入があったと思いますが、そういうことで食品のロスがあったのか、廃棄したのか、そこら辺の事実をお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○教育振興課長（計屋正人君）

ただいまの質問にお答えいたします。

備品購入費の件につきましては、全て今年度予定していた備品の購入を終えた執行残となっております。

ちなみに購入備品につきましては、自動手指洗淨消毒器3台、消毒保管庫、金岳共同調理場の分なのですが1台、移動台、東部地区の調理場の備品でしたが1台、ガス立体炊飯器炊飯釜及びふた、東部調理場2基、金岳調理場の冷凍庫1基を全て執行いたしました。執行残として、今、残が120万円余りありますが、あと少しだけ執行させていただきたいというのがあります。ですので、そこを見込みまして100万円減額の手続をしているところであります。

そして、学校給食費の補助金でございます。これも1学期、2学期、3学期全て交付をして、あと残る3学期の精算、一部返納が生じるかもしれませんが、これ以上出るとは見込まれませんので、現時点で減額をしたものでございます。

そして、このコロナウイルス対策で学校の臨時休業を行いまして、給食も同じように止めてございます。今週分の食材につきましては、先週既に購入をしたところだったのですが、返品できるものは全て返品を何とか業者さん等をお願いして返品をいたしました。そして、冷凍食品並びに米等保管がきくものは、また3月給食再開後に使用するという運びとしてございます。一部どうしても返品できなかったものがありましたが、これにつきましては、職員間で購入をさせていただきました。

ですので、おおむね購入食材として準備したものは何とかできましたけれども、この間の給食費の扱いにつきましては、このような対応ができた関係もありますので、お返しをできるというふうに考えております。そして、その旨はもう既に学校のほうに通知をしてございます。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

[発言する者あり]

○議長（高橋義友君）

補足、はい。

○会計課長兼会計管理者（佐々木昭子君）

先程の真紀議員のおっしゃった26年度の伝票の保管についてなんですが、関連する伝票のみの保管でよろしいでしょうか。保管庫が5年分しか入らないので、ほかの伝票を入れかえをするときにかなり入りきらないので、関連する伝票だけでよろしいでしょうか。

○1番（真邊真紀君）

関連する書類というのが、町長・副町長ということなのか、でも、これ今から第三者を入れて調査をする対象になると思うんです。だから、保管庫が云々じゃなくて、平成26年度の方は全部、出張書類精算書に関してはとっておくべきだと思います。

○会計課長兼会計管理者（佐々木昭子君）

旅費のつづりだけが別になっているんです。科目別になっているものですから、旅費なら旅費だけの科目の帳票がありますので、それだけの保管でよろしければということだったんですけど。

○1番（真邊真紀君）

あと調査をするときに差し支えなければ、今例えば私たちが出張旅費精算書の記録を情報公開請求しています。その記録26年分全部あれば構わないと思います。それが何か欠けているために調査ができないとなると大変なので、その分があれば結構です。

○議長（高橋義友君）

はい、町長。

○町長（荒木耕治君）

先程、議案第8号の中で、予算の総額を14億7,892万9,000円のところを11億7,892万9,000円と言ったみたいですので、14億7,892万9,000円に訂正をお願いします。

○議長（高橋義友君）

これから、ただいま議題になっております議案第5号から議案第11号までの7件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。議案第5号から議案第11号までの7件は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。



[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号から議案第11号までの7件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論と採決を1件ずつ行います。

まず、議案第5号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号、令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号、令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号、令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、令和元年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号、令和元年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、令和元年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号、令和元年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号、令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 施政方針説明

○議長（高橋義友君）

日程第12、施政方針説明を議題とします。

町長に説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和2年第1回屋久島町議会定例会の開会に当たり、行政分野の施策を今定例会に提案しております各議案の提案理由について説明をさせていただきます。

私の町長就任3期目の所信につきましては、昨年12月議会において述べさせていただきましたので省略をさせていただきます。

まず、喫緊の最重要課題であります新型コロナウイルス関連につきまして述べさせていただきます。

御承知のとおり、ウイルスの感染者が日本国内においても増加の一途をたどっており、全く先が見えない驚異をもたらしております。本町を始め、鹿児島県内では現在のところ発症者は出ていませんが、宮崎県・熊本県など近隣県では既に複数名の発症が確認をされております。

感染症対策につきましては、国が策定した基本方針に基づき、屋久島保健所や医療機関などと連携して対応してまいります。

具体的に町の役割としては、正しい情報を届けることにより、町民の不安を取り除くことが肝要だと考えておりますので、町報やホームページ、防災無線等での情報提供や

感染症の予防法について広く伝達することに努めます。

なお、県では、帰国者・接触者相談センターを屋久島保健所内に設置しており、町内で感染の疑いのある方が確認された場合は、保健所の指示により、帰国者・接触者外来で診療してもらうこととなります。ただし、今後の感染者数の増加状況によっては、国・県の対応にも変化していくものと考えますので、町としては、国・県からの情報に十分注意し、臨機応変に対応をまいります。

次に、令和2年度の予算編成方針について御説明いたします。

本年度も第二次長期振興計画、観光基本計画等さまざまな計画の実現に向け、限られた予算の中、最小の経費で最大の効果を導き出す1年にすべく努力をまいります。

令和2年度予算は、本庁舎に行政機構を集約したことに伴う、財政の効率化並びに合併算定替措置が終了し、普通交付税、一本査定による交付額の減額が見込まれることから、徹底した歳出削減策を講じるなど、中長期的な視野をもった行財政改革に取り組むとともに、町税の徴収強化を始めとする自主財源の確保を課題として取り組んでまいります。

また、公共施設適正管理のため、策定済みの公共施設等総合管理計画を踏まえた個別施設計画の策定を進めるとともに、町の資産、負債などの保有状況を額面であらわす地方公会計整備については、前年度までの作成のおくれを取り戻したことから、統一的な基準による財務諸表の分析を行い、財務負担の軽減、平準化を目指して活用を努めてまいります。

次に、新庁舎についてであります。合併以後、13年が経過しようとしている中で、令和という新しい時代とともに、昨年5月に新庁舎での運用をスタートさせることができました。

新庁舎建設につきましては、場所の選定から完成に至るまで、さまざまな御意見や知恵、ときには厳しい御指摘もいただくなど、紆余曲折はありましたが、何とか完成の運びとなりました。建物のほとんどが屋久島産材での木造建築であり、施行も施工も地元業者の協力を総結集して完成できたものと考えております。全国の木材利用優良施設コンクールにおいて、最優秀賞を授与するなど、対外的にも高い評価をいただき、全国に胸を張れる施設であると自負をしております。

今後も、庁舎の適正な維持管理に努めながら住民の交流拠点として、地域の情報発信やホール等の活用を推進をまいります。

また、本年度は、新庁舎新行政組織機構における業務開始が1年が経過することを踏まえ、各課所管におきましては、適宜微調整を重ねつつ新たな拠点に終結した職員が一丸となり、新組織体制をもって横断的な連携強化と業務効率化に努めてまいります。

住民の皆様によりよい生活を提供するため、さらには将来を担う世代に胸を張って引

き継ぐことができるよう奮闘努力をしてまいります。

新庁舎の運用等について述べさせていただきましたが、長年にわたりまちづくりの拠点として親しまれてきた旧庁舎についても、方向性を導き出さなければなりません。尾之間庁舎につきましては、現在、耐震診断を行っており、結果が判明したらどのような補修工事を行うかあるいはどのような規模の改修工事を実施するか決定をいたします。

宮之浦庁舎につきましては、老朽化により解体することが決定しているため、合併特例債が活用可能なうちに解体工事を実施いたしますが、跡地につきましては、整地して地域活性化が図れるような利活用を検討をいたします。

いずれの施設につきましても、検討委員会にて協議検討中でありますので、まだ具体的な利用方法の提示はできませんが、それぞれの地域における活力の低下を招くことのないよう、庁舎活用等検討委員会の報告を踏まえ、可能な限り迅速に整理させていただきます。

次に、財政状況の見込みについて述べさせていただきます。

平成22年度に公債費負担適正化計画を策定以降、新規地方債の抑制により元利償還金が減少してきたところでありましたが、平成29年度から地方債残高が微増となり、平成30年度においては、将来負担比率の分子も微増へと転じました。令和元年度決算では、元利償還金が15億円から16億円代の横ばいで推移することから、実質公債費比率も横ばいで推移する見込みであります。

今後は、本庁舎の建設や金岳小中学校の改築、船舶建造や光回線敷設工事等の大型事業による元利償還金の増加に加え、普通交付税の一本査定化による交付金の減少が見込まれます。引き続き、行財政改革による歳出削減や新規地方債発行額を最低限元金償還額以下に抑えるなどにより、計画的で安定した財政運営に努めなければなりません。

次に、屋久島空港の延伸計画関係であります。

屋久島空港のジェット化は、私が就任以来、国や県へ要望活動そして関係者との意見交換、勉強会を重ね、皆さんも御承知のように、平成27年によりやく鹿児島県による可能性調査が行われました。その結果、海域を埋め立てることなど、滑走路の延伸は可能であるとのことが示され、地形調査や環境調査が行われました。

昨年8月22日には、屋久島空港滑走路延伸に係る基本計画案について、滑走路やエプロン、ターミナル地域の基本計画案として、三反園知事から記者発表により示されました。そして、今月の1月10日からは、町報1月号と同時に基本計画案のパンフレットを全世帯に配布し、あわせて、住民説明会を3会場で開催するなど、町民からの意見を募集するパブリック・インボルブメントと実施をしました。

現在、意見集約を行っているところであり、今後、その意見内容をもとに、有識者で構成されています屋久島空港PI評価委員会で、滑走路延伸の事業化に向けた取り組み

を進めるか否かの判断がなされることとなっております。

町としましては、町民の皆様からいただきました意見をもとに、世界自然遺産屋久島のよりよい空港整備に反映をさせていきたいと思っております。

令和2年度が、屋久島空港整備計画が本格的に始動する年となり、一日も早くジェット機が就航できる屋久島空港の完成を目指したいという気持ちでいっぱいでありますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

今年度の公共投資について幾つか御説明を申し上げます。

空港公安道路など、社会資本の整備充実の推進であります。宮之浦港につきましては、防波堤東の改良、また安房港につきましても、防波堤東の改良を行い、公安としての機能強化を図ってまいります。

県道の整備につきましては、昨年度に引き続き、屋久島公園安房線、白谷雲水峡線の拡幅工事及び麦生地区歩道整備を実施をしております。

町道の整備につきましては、安房中学校線の改良工事、野平線の新設工事、城の川橋の補修工事を実施をしております。

その他、ごみ処理施設については、本年度に環境影響調査の業務委託と、施設整備基本計画等の業務委託料を予算計上しており、早期着工に向けて取り組んでまいります。

教育施設につきましても、老朽化が進んでおり、計画的な対応が必要です。特に岳南中学校におきましては、創設以来、大規模な改修事業を実施しておらず、不具合が生じてきているため、改修設計委託費の計上、改修方法、改修規模の検討を行うこととしております。その後も神山小学校、中央中学校と随時改修を進める予定です。

また、その他の公共施設につきましても、策定中であります公共施設個別管理計画をもとに順次対応をしております。

次に、口永良部島の復興と振興であります。

現在、災害からの復旧・復興作業を続けているところでありますが、依然として火山活動が活発な状況にあるため、作業のおくれや足踏みの状態が続いています。常に噴火の危険性がある島であるということを念頭に、住民並びに復旧・復興に携わる全ての皆様の安全に十分配慮しながら、引き続き作業を進めてまいります。

また、将来的な振興について、より具体的な計画を策定していくとともに、ユネスコエコパークの登録を前面に押し出した戦略、活火山という特性を生かした産業、特に観光推進の方策に取り組んでまいります。

次に、私は昨年12月議会において、これからの屋久島町町政を進めるに当たって、基本方針に多様な集落の特性を基礎にした集落自治の活性化を支援しますと申しあげました。このことは、口永良部島を含めた24の集落は、それぞれが個性的で多様な価値を持っておりますので、このことを屋久島町の基本的な財産として位置づけ、集落の自

治活動を積極的に支援することによって、行政との連携、協働を基本とする政策の推進に努めることを目的としたものであります。

次に、お年寄りから子供まで、住みなれた地域で生き生きと暮らせる人情豊かなまちづくりを進めると申し上げました。御存じのとおり、我が国の急激な超高齢化社会を迎えようとしており、そのピークになる団塊の世代が後期高齢者に到達する2025年に向けて対策を急ぐ必要があると指摘をされております。

このようなことから、高齢化対策として、住みなれた家で最後まで生活できるようにするため、地域包括ケア体制の充実を図り、高齢者の安心と安全に資するような政策を推進する必要があります。

以上のような政策を実現させていくためには、より住民に近づいて意見を聞く必要がありますので、どのような形になるかわかりませんが、町長が集落に直接出向く形での意見交換会の実施について検討していきたいと考えております。

屋久島町は、合併して12年が経過いたしました。不安定だった財政基盤も徐々に確立されつつあり、また新庁舎が完成したことにより、重層的な組織連携のもとでの政策推進が可能となりましたので、令和という新しい時代にさらに飛躍する屋久島町を想像しなければなりません。そのためには、原動力となる町職員の政策立案や行政推進能力の向上あるいは現状に満足することのない意識改革が必要でありますので、そのことについて強く求めるような人事管理を実施をしたいと思っております。

「屋久島は、縄文杉と世界自然遺産で語り尽くされた感がある」との意見を耳にすることがありますが、私はされど屋久島であり、まだまだはかり知れない可能性を秘めていると思っております。

私は、この島が持つ潜在的な力を信じ、活用させていただき、屋久島町長としてこれまで培ってきた経験や人脈を最大限活用して、屋久島町の発展と屋久島町民の福祉向上のため、一生懸命頑張っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

最後に、昨年の町長選挙の終了後からきょうまで、私自身の出張時における航空券の手続が不適切な行為に当たるとして、連日マスコミで報道され、刑事告発されるという事態を招いてしまいました。町民の皆様には不信感を与えるとともに、多大な御迷惑をおかけいたしており、大変申しわけなく思っております。しっかりと説明責任を果たさなければいけないところでありますが、警察の捜査が現在も続いている状況にあり、詳しく申し上げることができないところであります。

しかしながら、これまで航空運賃の伴う出張を1件ずつ確認精査し、指摘を受けておりましたシルバー運賃割引にかかる精算のうち、令和元年度分につきましては、昨日精算を終わらせたところであります。

過年度分につきましては、確認作業が完了目前でありますので、返還について早急に

対処してまいりたいと思っております。

また、私の出处進退についての結論は、もう少し先になると思っておりますので、現時点においては御容赦いただきますようお願いを申し上げます。

このような混乱した状況を招いた責任は、たびたび認識して重々認識しておりますが、町政についての課題は待ったなしでありますので、私は屋久島町長として平常どおり職員を叱咤激励しながら、全身全霊を傾注して町政を推進してまいり所存です。

議会の皆様とは、これまでどおり町政の発展と町民福祉の向上のため、真摯に議論をさせていただきたいと思っております。互いに議決機関、執行機関とその職責は分かれておりますが、屋久島町の繁栄と町民の安寧を願う気持ちは一緒でありますので、緊張感を保ちながらも良好な関係を築かせていただきたいと思います。

これまでどおり町政の重要課題につきましては、その都度御相談いたしますので、御指導や御助言を賜りますよう、よろしくをお願い申し上げます。

次に、行政分野ごとの施策について御説明いたします。

まず、農林水産業についてであります。

多様化、個性化の進む中で、地域産業を推進するために重要なことは、地域の人々がみずからの地域資源を十分に把握し、最大限に活用していくこととありますが、そのためには、生産者や製造業者、事業者や関係機関など、共通課題を認識し、課題解決に向けて連携を強化して地域産業の総合力を高めることが必要であると考えています。

農業につきましては、高齢化、担い手不足、後継者不足や遊休農地化などが進んでいることから、関係機関、団体と連携を図るとともに、人・農地プランの実効性を高め、地域集落体の営農の推進に担い手育成を総合的に推進をしていきます。

基幹作物である果樹は、気象災害等の影響や老木化により生産性が低下していることから、新たに老木等の更新や改植の推進のための苗木購入に対する補助を行い、栽培面積の維持拡大に努めていきます。

また、離島活性化交付金等を活用し、農林水産物等の輸送費の負担軽減を図るとともに、農地の流動化、耕作放棄地の解消のため、農地中間管理事業を活用し、農地の有効利用を図りながらバレイショ、エンドウなどの露地野菜を始め、それらも焼酎加工用サツマイモの作付面積の拡大促進や柿等の自然の特性を生かした畑作営農の振興を図るなど、経営安定と所得向上に取り組んでいきます。

畜産につきましては、競り価格は高めに推移していることから、子牛の商品性をさらに高めるため、町営牧場の機能を強化するとともに、農家の飼養管理の省力化などによる増頭を推進をし、所得向上につなげてまいります。

林業につきましては、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設され、令和



元年度から森林環境譲与税が先行して譲与されております。

本町におきましては、森林環境譲与税を活用し、皆伐後の再造林のための苗木購入や、森林整備を促進するための機器購入に対する補助を創設したところです。

また、杉を中心とした人工林が利用期を迎える中、間伐材の安定的な供給体制を確立するため、屋久島地杉販売プロジェクトや関係機関が連携した取り組みを推進し、価格的にも有利な販売先の確保、それに対応した生産体制の構築など、林業所得の向上に取り組んでまいります。

生産業につきましては、温暖化による影響や漁業者の高齢化により、トビウオ漁や瀬物、サバー本釣り漁の漁獲量は年々減少し、また海外輸入品の消費が増加する中、地元水産物の消費減少などを要因とした魚価の低迷などにより、漁家の経営は厳しい状況が続いております。

このようなことから、県の水産業復興基本計画に基づき、持続的、安定的な漁業資源を確保するため、計画的な漁場の整備、藻場の造成、有用魚介類の種苗放流を行い、適切な管理による資源回復を目指します。つくり育てる漁業等の推進を図ってまいります。

また、トビウオの日本有数の漁獲地である長崎県平戸市、新上五島町、屋久島町とあごだし商品を多く手がけている久原本家グループの4者において、九州あご文化推進委員会を発足し、公式ウェブサイトの立ち上げや福岡市での歳末イベントの実施など、九州に伝わるあごの食文化を広めていくための情報発信を行っており、さらなるPR活動を実施していきます。

商工業につきましては、小規模企業を取り巻く環境は少子高齢化、海外との競争激化、地域経済の低迷等により、売り上げや事業者数の減少など課題になっています。

このことから、国では小規模企業振興基本法、小規模支援法が、県では中小企業・小規模企業の振興に関する鹿児島県民条例が制定され、各種支援策が講じられていますが、本町においても商工会と連携し、県事業の活用のほか、安定かつ長期的な事業運営を展開するために必要な支援を継続していきます。

昨年10月の消費税増税による消費経済への影響は、国の反動減対策事業の効果もあり、消費が大きく落ち込む状況には至っていないところです。

現在、6月末を目途に実施されている消費者へのポイント還元等の支援策が終了した後、新たにマイナポイントを活用した消費活性化策が実施をされることから、その周知を図っていきます。

また、国の雇用機会充実事業を活用し、創業または事業拡大を行う民間事業者等に対する運営支援をしてまいります。

観光につきましては、平成27年度に策定した観光基本計画において、エコツーリズムによる世界自然遺産屋久島の価値創造と、観光立町を基本理念に、令和2年度の入り込

み客数を35万人に設定しているところですが、平成30年度は約28万人、対前年度比94.7%と低迷し、令和元年度は5月に発生した豪雨災害と、それに伴う風評被害や日韓外交の悪化、LCC等の対等による他観光市との交通費の条件不利なども相まって、4月から12月の入り込み客数は21万人、前年度と同じ時期の比較で91.0%と著しく減少しており、観光地としての魅力の低下が懸念をされるところであります。

このような中、観光協会を始めとする関係団体と連携を密にし、観光情報の発信強化、滞在型観光促進事業、教育旅行誘致事業、福岡市との連携プロモーション事業は、インバウンド対策事業の実施などに取り組んでまいります。

地域活性化対策につきましては、ふるさと納税への取り組みは、地元製品の販売拡大に寄与し、だいき基金の活用による町独自の事業実施が推進されることから、返礼品の発掘、効果的な広告など、寄附額の増に取り組んでまいります。

地域おこし協力隊は、新たに3名を採用し、口永良部島では観光案内や軽度の生活支援、島のマンパワーとしての活躍に期待をするとともに、屋久島においては移住希望者のサポートや移住に関するホームページの更新などに取り組んでまいります。

移住・定住の促進につきましては、暮らし体験住宅を5号棟の建設、移住者促進家賃等補助金の創設により、移住者の増加を図ります。

また、集落の未来創生事業の終了に伴い、新たに集落の活力アップ交付金を創設し、集落が自主的に取り組む地域課題の解決を支援をしてまいります。

次に、福祉についてであります。

高齢者の福祉につきましては、高齢者のためのバス補助事業など、住み慣れた場所で自分らしい暮らしができる地域社会づくりに努めてまいります。

また、高齢社会や核家族化による独居老人の増加、認知症の増加や関連する虐待等、老後を不安視するケースも見られることから、社会福祉協議会や地域包括支援センター、関係機関、医療福祉団体との連携を図り、保護措置なども検討しながら高齢者福祉計画、介護保険事業計画に沿ったサービスの充実を図ります。

障害者の福祉につきましては、自立支援協議会の子ども部会や生活部会など、障害者等基幹相談支援センターと連携を図りながら、障害福祉計画により障害者及び家族が健常者とともに住み慣れた場所で自分らしく暮らしていくための課題解決に努めてまいります。

また、相談支援体制の充実強化のため、研修事業の実施により人材育成や障害者家族に対する正しい理解や認識を深めるための啓発活動に積極的に努めます。

児童福祉につきましては、子ども・子育て支援事業計画に基づき、社会的支援の必要な子どもの最善の利益が実現される事業展開を目指します。

少子化の中で保育の無償化を始め、放課後児童クラブの推進、児童手当等の給付事業

など、児童生徒の健全育成を推進をしております。

また、虐待から子どもを守るため、要保護児童地域連絡協議会を配置し、家庭児童相談員、保健師、助産師の活動を強化し、関係機関と連携した迅速な個別対策により、家庭、地域におけるきめ細やかな対応を行っております。

さらに、妊婦、助産期から幼児期まで、切れ目のない支援を目指し、開設した子育て世代包括支援センターにより、母子の健康の保持増進を図ります。助産師、保健師を配置し、新たに産後ケア事業、乳幼児家庭全戸訪問事業、療育支援訪問事業等を導入しながら、きめ細やかな対応と児童虐待防止対策にも努めてまいります。

生活保護につきましては、福祉事務所を開設して以来、相談及び申請件数とも増加傾向にあります。疾病、障害などによる失業や身体的な自立困難など、保護対象の家族形態は複雑多様化しております。今後も保護対象者の生活歴や職歴など、その人生観を受容しながら、公平公正な事業運営を努めてまいります。

また、自立相談支援事業の実施と住居確保対策など、自立相談支援の配置を検討し、相談支援体制の構築に努めます。

健康対策につきましては、町民の壮年期からの健康づくりと脳卒中、心臓病などの生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を推進し、町民の健康増進に努めてまいります。そのために、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導、各種健康診査を実施していきます。

また、広域的な疾病の発生防止及び健康の保持増進を図るため、小児インフルエンザのワクチン接種に係る保護者の経済的負担を軽減し、疾病の重症化を予防に資するため、公費補助を実施するなど、予防接種率の向上に努めてまいります。

医療対策につきましては、地域住民の健康及び福祉の向上を図り、健やかな地域社会づくりを推進をしていくため、町立の3診療所の運営を行うとともに、関係機関の協力のもと、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科、歯科の巡回診療を実施をしております。離島という地理的なハンデがある中で、いかに安心して医療が送られるかが重要であると考えており、保険と医療、医療関係相互の連携を強化をしております。

なお、現在常駐医師が不在となっている口永良部島診療所については、継続して医師の募集をしていくとともに、町立診療所の医師、医師会、その他医療機関と連携をして医療の確保に努めてまいります。

保健対策について説明します。

後期高齢者医療事業につきましては、高齢化が進む中、安全・安心な生活を営むことができるよう、高齢者医療制度を含む社会保障全般の安定強化が求められており、本年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組む法的な整備がなされ、国保、介護、後期で一体的に保健事業を推進し、今後とも持続可能な制度となるよう、国

において制度改革は検討をされています。

また、本県においては、医療費は年々増加傾向にあり、診療報酬率がプラス会計となったことなどから、本年度の保険料率改定は増額となり、賦課限度額も引き上げられ、保険料の減額基準の見直しも実施をされます。長寿健康制度の広報など、医療費適正化に努めるなど、制度の適正な運営に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り自宅で自立した生活が営めるよう、社会全体で支える仕組みとなっており、制度創設から20年を経過した現在、被保険者数、要介護認定者数、認定率ともに高い伸びを示しています。今後も介護予防、健康づくりの推進、高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくり、地域包括ケアの体制づくりの推進と進化など、介護保険計画の基本目標の達成に取り組んでまいります。

国民健康保険事業につきましては、国の財政支援を大幅に拡充するとともに、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保など、国保運営の中心的な役割を担うこととなりました。

本町においては、加入世帯数、被保険者数ともに前年と比較して減少し、それに伴い医療費の支出も微減となっているものの、一方で営業所得、農業所得等の向上は見込めず、保険基盤は大変厳しい状況となっております。

今後も疾病の早期発見、早期治療による医療費抑制や、特定健診の受診勧奨など、予防対策の徹底、重複受診の回避、保健指導の強化、啓発などを推進をするとともに、医療費の実績を踏まえ長期的な視点に立ち、安定的な財政運営が可能となるように税率改正等を検討をしてまいります。

自然環境対策につきましては、昨年発生した豪雨災害を教訓に、だいすき基金を活用し、主な登山口に食料等備蓄品を配置をします。また、山岳部保全協力金の収受管理を徹底し、し尿搬出業務、バイオトイレ等の施設管理などを適正に行い、山岳部における環境保全等利用に努めてまいります。

エコツーリズム推進事業に関しては、全体構想の見直しを引き続き行います。また、ウミガメ観察を始めとする保護利用のあり方については、今年度永田浜で試行的に取り組んでまいります。

生活環境対策につきましては、水道、ごみ処理、し尿処理、生活排水処理、火葬など、町民が安全に安心して衛生的な生活を送ることができるよう、関係する施設を適正に維持管理をしてまいります。

水道事業については、本年度より屋久島地区の上水道事業と口永良部島地区の簡易水道事業に分割して事業経営をしてまいります。上水道事業は、公営企業法が適用され、さらなる独立採算が求められることとなり、5年ごとの定期的な料金改定が必要である

と考えております。

また、老朽化が進む廃棄物処理施設の更新については、廃棄物処理施設整備検討委員会からの報告をもとに、新たな施設の基本設計の作成等に取り組んでまいります。

教育につきましては、教育振興計画の基本目標である「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を目標に、教育振興基本計画に基づく諸施策を展開をしてまいります。

学校教育につきましては、確かな学力、豊かな心、健やかな身体をバランスよく育てるとともに、自分のふるさとを大切に、ふるさとで生きる子供、知識だけではなく知恵を身につけた子供、人権感覚の自尊感情を持った子供、危機管理ができる子供、人生設計ができる子供を育ててまいります。

新学習指導要領の全面実施に伴い、主体的、対話的で深い学びの視点から授業改善を進め、子供たちに知恵、技能、思考力、判断力、表現力など、学びに向かう力を育むとともに、中学校でも特別の教科、道徳を先行実施をし、道徳教育の充実を図ります。

また、世界自然遺産の島ならではの屋久島型持続発展教育を継続、発展させ、いじめ防止対策、不登校対策を強化をします。そのために、学校・家庭・地域の連携を強化し、安全・安心な学習環境づくりのために、学校施設の機能改善、長寿命化に努めるとともに、国が勧める学校施設のICT環境整備方針等を踏まえ、学校におけるICT環境の整備に努めます。

社会教育につきましては、町民が自己の人格を磨き、健康で豊かに生活するための地域社会づくりを目指し、指導者の育成や確保、社会教育施設の維持など、生涯学習の基盤づくりに努めるとともに、青少年団体の活動、成人団体や文化団体の活動、公民館活動などの充実を図り、健康づくりや生涯スポーツの観点から、各種スポーツ、レクリエーション活動の振興に努めます。

また、民俗芸能の保存や文化団体の育成に努めるとともに、郷土に残る貴重な文化財の調査や適切な管理を行い、その活用を図ってまいります。

本年9月14日に、燃ゆる感動鹿児島国体、オープンウォータースイミング競技が一湊海水浴場で実施をされます。関係機関との連携を図り、町民運動を展開するなど、おもてなしと競技運営体制の充実を図り、大会を成功に導いてまいりたいというふうに考えております。

以上で施政方針の説明を終わります。

#### ○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。11時50分から再開します。

休憩 午前11時42分

---

再開 午前11時50分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから町長の施政方針説明に対する質疑を行います。

なお、当初予算に関連する質疑は、後ほど当初予算を含めた議案の提案理由説明がありますので、その総括質疑の中でお願いします。

また、一般質問にかかわる質疑も御遠慮ください。

質疑はありませんか。

○9番（日高好作君）

質疑といいますより、町長に要望といいますか、コロナウイルスに関しては一般質問も出ています。ただ、関連しまして非常に観光業、それから農業、色んな方面でも現実に影響が出てきています。

特に鹿児島県、農業県として非常に危惧するのが、やっぱり肉の消費の落ち込みという点で、もう神戸牛とかああいう価格も下がってきていると。

幸いに、幸いにという表現はちょっと悪いかもわかりませんが、島内ではその肥育牛の農家はいませんけど、やはり養豚で肥育までやっている方もいらっしゃいます。そういった方でとか、この観光関連も含めまして、町長に全離島の会長としまして、やはり非常に国全体はもちろん状況は同じであります、県、国に対してもこの辺についてぜひ強く要望していただいて、皆さんのその生活を守る、そういったことをぜひ意見として述べていただきたいということを要望いたします。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（榎 光徳君）

先程施政方針で色々お聞かせいただいたんですが、2年度の予算、大変厳しい予算編成ということで、今100億円を切って99億円ぐらいになるわけですけども、この中で財政運営として自主財源にも努めていかなければならないというようなことで、当然のことであると思うんですけども、私は以前もこのことには触れたことがあるんですが、今奄美が世界遺産に向けて取り組みをしております。

それで、この自主財源が今年度の、新年度のやつで見ますと、全体の中の99億円の中の自主財源26億5,000万円ほど、依存財源が72億9,000万円ほどですけども、当然3割に満たっていないというようなことですけども、例えば世界遺産地域の交付金とか、そういうものが何とかできないものかというようなことも議論したこともあると思うんですが、やっぱりこころ辺も引き続き私はしていただきたいと。

例えば、それとこれは国道の問題で、私これも言ったことがあるんですが、世界遺産地域の部分だけでも国道にできないのかというようなことで、これについてはやっぱり

以前、西部地域の拡幅問題が出まして、この話は白紙になったわけですがけれども、例えばそれは自然破壊とか、色々そういうものにつながるというようなこともあったわけですがけれども、拡幅についてはトンネル隧道工法等が提案されて、3カ所ぐらいの隧道でつなぐというようなこともありましたけれども、急ぐ人はトンネルの中を歩いて行って、自然を堪能していく人は、今の現在の状況でゆっくり回ってもらえばいいわけですので、そういったことが出てきますと、例えば公共事業にもそれが繁栄していきますし、やっぱり地域経済にも潤っていくんじゃないかというような、そういったこともあるわけですがけれども、町長、先程もありましたけれども、その有人国境離島法の低廉化の、非常に島民にもプラスになるようなこともありましたので、そこら辺も再度検討いただきまして、そういった特別交付税みたいなものも、交付金みたいなものがないのか、そこら辺もぜひ頑張って視野に入れて、取り組みをしていただきたいなという思いであります。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○13番（大角利成君）

尾之間の庁舎のことについて、町長の考えを少し聞かせてください。

今回の一般質問で予定をしておりましたが、次回に送ることにいたしました。耐震調査を今やっているということでございまして、その耐震調査の診断をもって結果が判明したら、町のほうでどのような改修工事を行うのかということを決定をする。

言いますと、あの建物を使えるように町のほうで全て改修をしてから、何に使うかということ判断するように私は受けとめておりますが、このような耐震診断結果の建物であります。これを使って町の活性化に何か活用したい、そういう企業、団体等を逆に公募をして、そして町のほうが貸しつけるというようなことも、一つの方法じゃないかというような町民からの声も聞いておりますし、私自身もそのような考えも一部で持っております。

そのようなことの考えが町長の頭の中にあるのか、ないのか、全て改修を町でした上で、利活用しようという考えでいるのかということ、少し教えていただきたいと思うんです。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

今議員が言われるように、町にとっては企業が来てもらって、全てのものをやってもらうというのが一番ベストな選択なんですけど、なかなか今の御時世ですから、手を尽

くしてもなかなかそういうものも見当たりませんので、だからといってそのまま放置をしていくというわけにもいきませんので、今町でやれるところはやってということで、今最終的な決定はしていませんけれども、両方をにらみながらといいますか、そういう形で今現在は私なりにはそういうふうには思っています。

○13番（大角利成君）

町の財政を投資して、そしていい結果が出ればそれに越したことはありませんが、できるだけ投資を町も控えて、企業、民間のそういう力も借りて、そしておかげさまで光回線も入ります。行政も変わってきましたので、何らかいい方法があるんじゃないかと思えますので、部内で協議をしていただいて、前向きに検討してもらえればと思います。また次に議論をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○10番（下野次雄君）

7ページに、各集落に町長の出向く形でその意見交換をしたいと、要するに住み慣れた地域で、生き生きと町民の生活をする意見交換をしていきたいというふうに述べておられますけれども、26集落、口永良部も含めてですね、その地区に出向いて町長が町民と意見交換をするという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

先程も申しましたけれども、基本的にはそういう考えで出かけて行って、やろうというふうに思っておりますが、なかなか日程等の調整等もあるでしょうから、そこら辺の細部については、私が今全てのところに行ってやる、そういうことで内政といいますか、各集落の実情、そういうものを町民と語りたいということで、先程そういうふうに申し上げました。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで町長の施政方針説明に対する質疑を終わります。

△ 日程第13 議案第12号 屋久島町道路線の認定について



- △ 日程第14 議案第13号 屋久島町道路線の認定について
- △ 日程第15 議案第14号 屋久島町宮之浦活性化施設等の指定管理者の指定について
- △ 日程第16 議案第15号 屋久島町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- △ 日程第17 議案第16号 屋久島町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について
- △ 日程第18 議案第17号 屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- △ 日程第19 議案第18号 屋久島町町営船建造及び船舶事業運営基金条例の一部改正について
- △ 日程第20 議案第19号 屋久島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- △ 日程第21 議案第20号 屋久島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正について
- △ 日程第22 議案第21号 屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- △ 日程第23 議案第22号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について
- △ 日程第24 議案第23号 屋久島町介護保険条例の一部改正について
- △ 日程第25 議案第24号 屋久島総合自然公園温泉条例の一部改正について
- △ 日程第26 議案第25号 屋久島高等学校通学バス運行事業分担金徴収条例の一部改正について
- △ 日程第27 議案第26号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
- △ 日程第28 議案第27号 屋久島町集落の活力アップ交付金に

- 関する条例の制定について
- △ 日程第29 議案第28号 屋久島町簡易水道事業等に地方公営企業法の規定の全部及び一部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
  - △ 日程第30 議案第29号 屋久島町給水条例の制定について
  - △ 日程第31 議案第30号 屋久島町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の制定について
  - △ 日程第32 議案第31号 屋久島町水道事業の設置等に関する条例の制定について
  - △ 日程第33 議案第32号 屋久島町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
  - △ 日程第34 議案第33号 地方公営企業法の一部を適用する条例の制定について
  - △ 日程第35 議案第34号 屋久島町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
  - △ 日程第36 議案第35号 屋久島町船舶事業の設置等に関する条例の制定について
  - △ 日程第37 議案第36号 屋久島町一般旅客定期航路事業使用料条例の制定について
  - △ 日程第38 議案第37号 屋久島町旅客不定期航路事業使用料条例の制定について
  - △ 日程第39 議案第38号 令和2年度屋久島町一般会計予算について
  - △ 日程第40 議案第39号 令和2年度屋久島町上水道事業特別会計予算について
  - △ 日程第41 議案第40号 令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について
  - △ 日程第42 議案第41号 令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について
  - △ 日程第43 議案第42号 令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について
  - △ 日程第44 議案第43号 令和2年度屋久島町診療所事業特別

#### 会計予算について

- △ 日程第45 議案第44号 令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について
- △ 日程第46 議案第45号 令和2年度屋久島町船舶事業特別会計予算について
- △ 日程第47 議案第46号 令和2年度屋久島町電気事業特別会計予算について
- △ 日程第48 議案第47号 令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- △ 日程第49 議案第48号 屋久島町過疎地域自立促進計画の変更について
- △ 日程第50 議案第49号 屋久島辺地総合整備計画の策定について
- △ 日程第51 議案第50号 口永良部島辺地総合整備計画の策定について

#### ○議長（高橋義友君）

日程第13、議案第12号、屋久島町道路線の認定についてから、日程第51、議案第50号、口永良部島辺地総合整備計画の策定についてまでの39件を、一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

#### ○町長（荒木耕治君）

議案第12号から議案第50号について御説明いたします。

まず、議案第12号、屋久島町道路線の認定につきましては、健康の森公園へのアクセス並びに沿線宅地への生活道路として適切な整備及び管理を行うため、認定しようとするものであります。

次に、議案第13号、屋久島町道路線の認定につきましては、沿線宅地への生活道路として適切な整備及び管理を行うため、認定しようとするものであります。

次に、議案第14号、屋久島町宮之浦活性化施設等の指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定期間が満了することから、施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、引き続き特命で選定をし、指定管理者として指定しようとするものであります。

次に、議案第15号、屋久島町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の任用形態や任用手続がさまざまであることに鑑み、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で取り扱うことができるようにするため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第16号、屋久島町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正

につきましては、令和元年人事院勧告に基づき、会計年度任用職員の給料表の改定を行うため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第17号、屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、第1号会計年度任用職員の時間外勤務報酬の規定について、短時間勤務等の多様な勤務間設定に対応するため、割増率の判定基準を週の勤務時間合計から1日当たりの勤務時間に修正し、週休日における時間外勤務の規定を追加するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第18号、屋久島町町営船建造及び船舶事業運営基金条例の一部改正につきましては、屋久島町船舶事業に地方公営企業法の一部を適用することに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第19号、屋久島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第20号、屋久島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正及び議案第21号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法令の整備等及び経過措置に関する法令の施行に伴い、必要な規定の整備等を行うため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第22号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、軽減措置について5割及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正する必要があるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第23号、屋久島町介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法第63条が適用される者に対して減免するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第24号、屋久島総合自然公園温泉条例の一部改正につきましては、本施設は平成19年度に整備して以来、消費税率が改正されても利用料金は据え置きで12年が経過しており、特殊公衆浴場である本施設は、1利用ごとに湯の入れ替えを行うなど、労力がかかっているにもかかわらず、島内の他の温泉や公衆浴場と比較して低価格となっていることから、利用料金の見直しを行うため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第25号、屋久島高等学校通学バス運行事業分担金徴収条例の一部改正につきましては、屋久島高等学校魅力化プロジェクトの一環として、通学距離に比例して分担金額が異なっていた分担金を均等化することで、金銭的負担を軽減し、一人でも多く

の生徒が屋久島高等学校及び中種子養護学校高等部屋久島支援教室に進学しやすい環境づくりを行うため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第26号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、関係する条例について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第27号、屋久島町集落の活力アップ交付金に関する条例の制定につきましては、令和2年3月31日限りで効力を失う屋久島町集落の未来創生事業の助成に関する条例に替わり、集落が自主的に地域課題の解決に取り組むことに対し、交付金を交付することで支援するため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第28号、屋久島町簡易水道事業等に地方公営企業法の規定の全部及び一部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定につきましては、簡易水道事業等に地方公営企業法の全部及び一部を適用することに伴い、関係する条例等について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第29号、屋久島町給水条例の制定、議案第30号、屋久島町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の制定、議案第31号、屋久島町水道事業の設置等に関する条例の制定、議案第32号、屋久島町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定につきましては、簡易水道事業を水道事業として地方公営企業法の全部を適用することに伴い、必要な事項を定めるため条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第33号、地方公営企業法の一部を適用する条例の制定につきましては、屋久島町農業集落排水事業及び屋久島町船舶事業に地方公営企業法の一部を適用することに伴い、必要な事項を定めるため条例の制定をしようとするものであります。

次に、議案第34号、屋久島町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定につきましては、屋久島町農業集落排水事業に地方公営企業法の一部を適用することに伴い、必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第35号、屋久島町船舶事業の設置等に関する条例の制定、議案第36号、屋久島町一般旅客定期航路事業使用料条例の制定、議案第37号、屋久島町旅客不定期航路事業使用料条例の制定につきましては、屋久島町船舶事業に地方公営企業法の一部を適用することに伴い、必要な事項を定めるため条例の制定をしようとするものであります。

次に、議案第38号、令和2年度屋久島町一般会計予算につきましては、普通交付税の合併算定替の措置が終了したため、一本査定による交付額となることから、これまでに引き続き徹底した歳出削減と、町税の徴収強化を始めとする自主財源の確保を課題とし

て予算編成に取り組んだ結果、昨年度に引き続き行われる光通信ケーブルの敷設事業や、香附子団地の機能性向上事業、新たに図書システムの導入事業も計上されましたが、大規模な災害復旧費が計上されていないことや、光通信ケーブルの敷設事業の事業費が減となったことにより、一般会計当初予算総額は99億4,500万円となり、初年度当初予算と比較して3億2,900万円、3.2%の増額となったところであります。

歳出の主な増減につきましては、性質別には人件費の増、普通建設事業費の減、災害復旧費の減、積立金の増による影響が大きく、目的別では、災害復旧費の減、公債費の減、民生費の増、総務費の減が大きな要因であります。

一方、歳入につきましては、町債の減、繰入金の増、寄附金の増による影響が大きな増減要因であります。

また、自主財源率は26.7%で、前年度より8.9%の増となっており、大規模事業に係る町債が大幅減となったことや、繰入金の増が主な要因であります。

次に、議案第39号、令和2年度屋久島町上水道事業特別会計予算につきましては、上水道事業を運営するための電気料金、水質検査業務委託や固定資産減価償却費などの経費を計上し、予算の総額は、収益的収支につきましては、収入は4億601万4,000円、支出が4億5,670万2,000円であり、資本的収支につきましては、収入が1,000円、支出が2億2,878万7,000円であります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する分につきましては、減価償却費で補填するものであります。

次に、議案第40号、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算につきましては、簡易水道施設の維持管理費、口永良部島地区の施設整備費などを計上し、予算の総額は2億1,936万円であります。

次に、議案第41号、令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、一般管理費、賦課徴収費のほか、保険給付費、国民健康保険事業納付金、保健事業費などを計上し、予算の総額は17億9,649万4,000円であります。

次に、議案第42号、令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計予算につきましては、一般管理費、認定審査会の経費のほか、保険給付費、地域支援事業費などを計上し、予算の総額は14億9,171万8,000円であります。

次に、議案第43号、令和2年度屋久島町診療所事業特別会計予算につきましては、町立の3診療所の運営に係る経費などを計上し、予算の総額は1億7,184万9,000円であります。

次に、議案第44号、令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、農業集落排水事業を運営するための電気料、浄化槽、ポンプ施設維持管理業務委託や固定資産減価償却費などの経費を計上し、予算の総額は収益的収支につきましては、

収入が1,358万6,000円、支出が4,113万5,000円であり、資本的収支につきましては、収入支出それぞれ2,385万9,000円であります。

次に、議案第45号、令和2年度屋久島町船舶事業特別会計予算につきましては、フェリー太陽の運航に要する人件費、修繕費、燃料費や、平成33年3月中の就航を目指すフェリー太陽代替船建造に係る経費などを計上し、予算の総額は収益的収支につきましては、収入2億8,264万9,000円、支出が2億8,939万9,000円であり、資本的収支につきましては、収入、支出それぞれ5億1,084万1,000円であります。

次に、議案第46号、令和2年度屋久島町電気事業特別会計予算につきましては、電気事業を運営するための電力購入費、高低圧線改修工事費や施設管理費などの経費を計上し、予算の総額は収益的収支につきましては、収入、支出それぞれ6億7,089万3,000円であり、資本的収支につきましては、支出のみ5,780万円であります。

資本的収入額は、資本的支出額に対し不足する分につきましては、建設改良積立金などで補填するものであります。

次に、議案第47号、令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金、保健事業費、一般管理費などを計上し、予算の総額は1億7,971万5,000円であります。

次に、議案第48号、屋久島町過疎地域自立促進計画の変更につきましては、令和2年度以降の過疎債充当事業及びその額などに変更があり、計画全体に及ぼす影響が大きいものと認められるため、変更しようとするものであります。

次に、議案第49号、屋久島辺地総合整備計画の策定及び議案第50号口永良部島辺地総合整備計画の策定につきましては、令和2年度から令和6年度まで5カ年を計画期間とし、公共的施設ごとの整備計画及び辺地債予定額を定めるものであります。

以上で、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

#### ○議長（高橋義友君）

これより議案第12号から議案第50号までの39件に対し、総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○1番（真邊真紀君）

一般会計について質問いたします。

67ページ、山岳部保全対策費の1億1,176万円、うち一般会計から1,000万円ほど出すようになっていますけれども、令和元年度の補正予算でも1,400万円一般会計から出すようになっていますよね。そのことに関して、本来きちんと協力金が得られて、基金に積み立てられれば、当然一般会計から支出しなくてもいいと思うんですが、それについての町民への説明、一般会計からこれだけ支出しなければいけないという、これ町にも

当然責任があると思うんですよ。その辺の説明等をどう考えておられるのか。

今年度もその基金に積み立てられるという予測もしていますけれども、一体幾らかわからない中で、さらに一般会計から費用を捻出しなきゃいけないという可能性もあるわけですよ。その辺をお聞かせいただきたいのと、73ページのごみ処理施設整備事業費の委託料、ごみ処理施設整備基本設計等の業務委託料が2,500万円計上されています。

これは、検討委員会がまだ答申を出していないと思うんですが、先日前お伺いしたところ、まだ委員会は終了していないと。報告も当然済んでいないですよ。その中で、具体的にというか、恐らくざっくり2,500万円計上されたんでしょうけど、答申も出ていない事業に関して、2,500万円計上した経緯を教えてください。

あと71ページ、ごめんなさい、少し戻りますが、ごみ処理施設管理費の委託料1億3,321万円、こちらは日本管財さんとの契約委託料だと捉えてよろしいですか。となると、日本管財さんとの契約委託料というのは、恐らく今年度は記憶によると、1億2,000万円を切っていたと思うんですが、契約金額が右肩上がりに年々上がってきているんじゃないかなというのを見ていて、その契約金額が上がっているというのを、今年度に関しても恐らく1,000万円ぐらい上がると思うんですが、その根拠をお示してください。

以上です。

**○議長（高橋義友君）**

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

**○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）**

それでは、眞邊真紀議員の御質問についてお答えしたいと思います。

山岳部の保全対策費のことをございますけれども、これまでは協力金の基金残高があって、それをうまく利用しながら基金でほぼ全て賄っていたんですけども、昨年のある事件以降、基金を取り崩して事業運営をしてきているところをございます。

そういう中で、今回一般会計の補正もありました。その中で、町民への説明ということですけども、今回の一般質問の中で出ておりますが、協力金で不足する部分については、やはりこれまでも町の一般財源で対応しなければいけないということで、過去ずっと取り組んできたことがございますので、協力金の基金残高がこれまでどおり積み立ていけるかどうかというのは、今後のもちろんその事業運営のやり方であったり、協議会の予算の使途ですね、使い道によって変わってくるんだろうということで、今年度の当初では協力金の約5,000万円というのを見ておりますが、その中では検討部会を開催をしながら、よりよい運営を目指して、今5回ほど検討を進めてまいりました。その中では、やはり昨年入金機の導入であったり、3月16日には、クレジットカードとか、電子マネーが使えるような機器も導入したりとかいうことで、人件費等も削減をしてきて、



何とかその予算の削減に努めています。これまで淀川登山の入り口であったり、白谷についても予算を投入してそこで収受を行っておりましたけども、実際安全対策がどうだろうということで、検討部会では当面休止をなささいということでしたので、そういった削減もしてきております。

確かに、協力金の収受が今年度どの程度あるかというのが、まだはっきりしませんけれども、不足する分については、町でしっかり責任を持って準備をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、あと町民への説明ということですが、今回の一般質問の中で、もちろん町長は、しっかりと議員の皆様には御理解いただけるように説明をするものと思っております。

以上です。

#### ○生活環境課長（矢野和好君）

今回の当初予算で委託料を計上しておりますその理由について説明をさせていただきます。

廃棄物処理施設整備検討委員会、今年度実施をしております。この検討委員会の町長への最終報告は、3月中に行う予定にしております。

報告内容につきましては、委員の皆様にはおおむね了承を得ているところでございますが、語句の説明また修正などを行った上で、町長へ報告するというようにしております。

おおむね決定していることを申し上げますと、処理方式につきましては、ストーカ式焼却方式または流動床式焼却方式を比較検討し、機種を選定をしていただきたいということ。

次に、施設の整備場所につきましては、現施設敷地を中心とした場所とし、必要が生じれば土地の造成及び周辺土地の利用も検討するということ。

3番目に、施設的能力につきましては、通常分の処理量に合わせて災害分も考慮をするということですが。

残渣処理につきましては、既存の最終処分場を活用するとともに、その延命化を図ることにするといったことを町長に報告するということが了承を得ているところでございます。

これまでこの委員会につきましては、7回開催をいたしまして、協議を重ねてまいりました。検討委員には議会の代表の委員にも参加をいただいて、多数の意見をいただいているところでございます。この会議は公開をいたしまして、傍聴の方も多数おいでをいただきました。協議内容については、その都度町のホームページ等で公開をしているところであります。

最終報告につきましても、町長に報告をした後、その内容につきましては、町の広報紙または町のホームページに掲載をしております。

また、新たなごみ処理施設の件につきましては、今年度各地区公民館を順次回りまして、ごみの分別等の住民説明会というのも実施をいたしました。この中でも町民の皆様から御意見をいただいたところでございます。

また、この施設整備につきましては、環境省の循環型社会形成交付金を活用していることから、やはり予算の裏付けが必要であろうということとっております。早期の実現のためには、一日でも早い検討が必要でありますので、今議会に今年度予定の事業の内容を説明いたしまして、審議をしていただくため、当初予算に計上したところでございます。

それと、クリーンサポートセンターの管理委託の件でございますが、昨年度当初予算と比較をいたしますと、500万円ほど今年度上がっております。その内容につきましては、消費税が8%から10%になったこと、またやはり労務単価が上がっているということで、その辺を考慮いたしまして、昨年度よりは上回る当初予算の編成ということになっております。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○13番（大角利成君）

まず、議案第27号、屋久島町集落の活力アップ交付金に関する条例の制定についてお尋ねいたします。

第6条で、集落に対し規則で定める交付限度額を上限に、交付金を交付するとあります。限度額をどのように考えているのか、規則となりますと、議会の権限が及ばないところになりますので、お伺いをいたします。

2点目は、一般会計の予算について少しお尋ねをいたします。

41ページ、目の6地域活性化対策費で3億3,057万9,000円が計上されておりますが、その中の屋久島町まち・ひと・しごと創生事業の内容についてお伺いをいたします。

80ページ、目の10鳥獣被害対策費として3,882万3,000円が計上されておりますが、さきの町長の所信表明にヒヨドリ対策についての考えがございませんでした。令和元年度より補助を中止している鳥獣被害防止対策事業の復活について、今期のヒヨドリによるポンカン、タンカン、バレイショ等の被害はかなり多かったと思われませんが、このことを受けて、令和2年度より鳥獣被害防止対策事業の復活について、協議はしなかったのかどうか、お尋ねをいたします。

以上でございます。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

今2点ほど御質問がありましたので、お答えいたします。

まず、本年3月31日に事業が失効します屋久島町集落の未来創生事業の条例ですね、これにかわるものでございます。この活力アップ事業の金額につきましては、これまでこれ4年間ですけれども、年に40万円、一律に各集落に交付をしてございました。

それと、それは振興事業という名目です。振興事業と集落創生ということで、創生事業につきましては、100万円の予算を組んで集落から上がってきた事業について、その100万円の範囲内で配分するというところでございます。

今回の大きな変更点としましては、まず住民登録人口によって金額を変更してございます。これまで40万円ということで一律でしたけれども、登録人口が500人未満の集落に関しましては、50万円で金額を10万円上げております。それから、住民登録人口が500人以上700人未満の集落については60万円、それから住民登録人口が700人以上の集落につきましては、70万円という設定をしております。

これにつきましては、先月開催されました区長さんたちの集まる駐在員会の中で御説明をさせていただいたところでございます。

大角議員のほうからは、その予算ということでしたけれども、大きく変わるのは、これまで審議会を開いて、その審議会の決定によって決めておったんですが、これからは集落の自主性に任せるとということで、審議会を廃止をしております。

それから、これまで老人クラブに年間3万円の花づくりの補助金を交付してございましたけれども、この今回の集落の活力アップ事業の中で、花づくりも一緒に取り組んでもらおうということで決めております。

それから、屋久島町まち・ひと・しごと創生補助金の300万円ですけれども、これまでは一応100万円ということで、集落で分けて実施をしておりましたけれども、今回は集落以外でもNPOとか、民間でも実施できるように要綱を改正をしております。そういったところが大きく変わっているところでございます。

以上です。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

ヒヨドリ対策についてですが、議員おっしゃいましたとおり、平成30年度で補助事業を終了しております。これにつきましては、大体補助事業を3年から5年で実施をしてまいりましたが、8年間を続けてきました。その中で、予算に対しまして執行率が1割に満たないという年もあったりした関係で、そろそろもう必要がないんじゃないかという財政からの指摘もありまして、30年度で終了をいたしました。

ことしのヒヨドリの害につきましては、ここ数年が少なかった関係で、かなり農家のほうには被害が出たということで聞いておりますけれども、一部の農家からこれが復活できないのかという問い合わせがありましたけれども、3月の補正予算で組んだ場合に、もう収穫がほぼ終わってしまうという時期でありましたので、令和元年度につきましては、復活をしておりません。

農協のほうに、どのくらいの方がサンテを買いに来ておりますかということで確認をとりました。44名ほどの方が購入をしているということであります。売り上げにしまして、約100万円程度ということであります。

一部の農家からも、またできないのですかという問い合わせも受けておりますので、なかなかこのヒヨドリの被害については、渡りの群れの羽数が多い年と少ない年でかなり被害が違いますので、状況を見ながら、令和2年度もしまた暖冬でヒヨドリが南に下らずに、屋久島でとどまるような状況であれば、12月等の補正で予算化を検討してみたいというふうに考えております。

以上です。

### ○13番（大角利成君）

活力アップ交付金の条例制定であります。中身を聞きまして、これまでよりもさらに充実をされるようでありますので、集落の活性化、地域の活性化が期待をされるところであります。

ただ、先程少し触れましたように、規則では事務処理等のことをうたうのが、これはもう当たり前のことでございますけれども、今案として申されましたその額を、できれば議会もかかわるこの条例の中ではっきりと明記してほしかったなというのは、私の思いであります。

それはさておいて、中身いい事業でございますので、ぜひ充実をさせて、集落地域の活性化を図っていただきたい、このように思います。

それから、ヒヨドリの被害の関係であります。これまでも町長が申してきたように、町長はポンカン、タンカン、そしてバレイショ等を本町の主幹農作物としていってきております。残念ながら、我が町の果樹農家も以前に比べて生産量も低くなってまいりまして、経営的にもさほどよくないのかなというのが、私の評価であります。

そんな中で、先程来課長からありましたように、その防鳥網とか、あるいはサンテの購入等について予定をしていた金額より少ないと。逆に言うと、そういう被害がなくて農家を買わないということはいいことだろうと思いますが、今期みたいに数年ぶりのヒヨドリの被害でありました。

私の聞くところでは、かなり被害を受けて高齢者の方、一部の方は「もう栽培やめようかな」というような声も聞いております。やはり果樹農家を守るために、生産意欲を

高めるために、事業としては継続すべきであったかなというふうに、私自身そういう要請をしなかったことを非常に悔やんでおりますが、さっき課長からあったように、ぜひ令和2年度6月の補正に向けて、再度財政当局との協議をしていただいで、予算の確保をしていただいで、農家の生産意欲を高めていただきたい。

いつ飛来してくるかわからないことでもありますので、その準備策としてはぜひ必要かなと思いますので、検討していただくように要請をして終わります。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（渡邊千護君）

すいません。まず一般会計の37ページ、目の財産管理費の中で委託料ですね。先程町長の施政方針にもあったんですけども、宮之浦支所の解体が790万円、非常用電源改修設計とか、これいつ着工するのかというのが聞きたいのと、あと跡地につまましてはという、先程説明があったんですけども、「整地して地域活性化が図れるような利活用を検討いたします」ということではありますが、海拔がすごい低いので建物はどうかなとは思いますが、町として何か案があるのかどうかを聞きたいのが1点。

あとは、40ページ、目の地域活性化対策費ですね。今まで聞いたことなかった浪岡北畠まつり交流業務委託を259万3,000円上げているんですけども、この事業内容をちょっと確認したかったのでお聞きしたいです。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○政策推進課長（松本 薫君）

まず、最初の御質問でございます。委託料の件でございます。こちらにつきましては、宮之浦支所解体、ここに書いておられるんですが、これは中央公民館も含まれた委託料でございます。

これまず設計委託ですので、今年度中に設計委託を終了させると。今の検討会が行われておりまして、今案ができ上がりました。それ今ちょうど町長のほうに確認をとるまだ途中でございます。今年度中にその方針について確認をとり合うというぐらいな作業を進めているところでございます。

今のところ解体につきましては、3年度検討中でございますので、ここにつきましては中身を精査しながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

それでは、地域活性化対策費の委託料、浪岡の北畠まつり交流事業と申します。これは、青森市でございます。昨年度庁舎の落成に伴いまして、青森市のほうからねぶたの

運行の関係で、一行が御来島いただきました。

そのときに、来年度は屋久島町からぜひそのお祭りに行きたいということで、地域間の交流になるんですけれども、そのときに屋久島太鼓保存会の方々に大きな屋久杉の太鼓を持って行って、向こうで色んな披露をするという計画の予算でございます。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（榎 光徳君）

所管外について二、三お尋ねをしたいんですが、まず議案第28号なんですけれども、今回これは簡易水道が上水道と分割されるということで、公営企業法にのっとって運営されるということなんです、この条例の中で、色々条例の改正、廃止とかたくさん上程されております。

この中で、布設工事監督者とその水道技術管理者に関する条例の中で、従来のこの資格者の基準が、もう色々見てみますと、全部非常に厳しくなっております。経験年数が1年以上というのが2年以上とか、1年6カ月が3年以上とか、ここら辺はそうあれなんでしょうけど、例えば3年以上が6年とか、4年以上が8年とか5年以上は10年以上に変わっているんですね。

ですから、ここら辺もこういった変更によって、技術者の確保ができるのかなという心配をしているんですが、ここら辺の対応はどのようになりそうかということが1点ですね。

それと、一般会計のほうで83ページですけれども、林業振興費の中で松喰虫の防除委託費360万円ほど上程されておりますが、これの地域、場所的なこと、それから方法と内容が若干わかりましたら、教えていただきたいと思えます。

それと、あと一点、診療所の関係ですが、これも先程町長の施政方針でありましたけれども、3診療所の業務を行われているわけですけれども、特に口永良部島に関しては医師の確保に大変苦慮されているようですけれども、ここら辺の何かめどがあるのかどうか、そこがわかれば教えてほしいんですが。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○生活環境課長（矢野和好君）

ただいまの榎議員の第1番目の質問にお答えをいたします。

水道事業このたび来年度から公営企業法を適用するということで、上水道事業ということになります。そのことによりまして、今御指摘のあったとおり、それぞれ条例も制

定をいたしまして、改正をいたしまして臨んでいるところであります。

御質問のありました工事監督者、または技術管理者につきましては、水道法または水道の施行令によりまして、年数が決まっております、それを条例でうたいなさいというところがございます。それによりまして、今回条例の改正を行うところでございます。

その工事監督者、技術管理者の確保という点でございますが、今現在水道を担当しております参事がありますが、この者が今資格を持っております。これから以降、参事も満60を迎えますのがあと1年でございますので、それまでは当然引き続きということを考えておりますが、その後につきましては、人事の関係もございまして、新たにやはり育成をしていかないといけないというふうに考えております。

学校教育法における年数ということで、この年数はうたっておりますが、聞くところによりますと講習を受けて、また試験を受けるということで、その資格も取れるということも聞いておりますので、今現在技術を担当しております職員に対しまして、やはりそういう研修なり、講習なりというものも受けさせて、早く資格を取らせるということも考えております。

人事のことでありますので、今後人事担当のほうともまたお話をしまして、育成並びに確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

83ページの松喰虫防除委託について御説明いたします。

この防除につきましては、伐倒処理の分になります。現在、永田、それから宮之浦の松林が景勝地に指定をされていますので、まずそこをしっかりと防除するというところで、その周辺を中心に伐倒処理をしていきたいと考えています。

それから、予算の状況を見ながら、また発生の状況を見ながら、栗生地区も含めて町内まず危険なところを中心に防除していきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○健康長寿課長（日高孝之君）

先程の御質問にお答えします。

口永良部島の医師のめどについてということでございますけども、ただいまのところめどはついておりません。ただし、今回令和2年度の当初予算の中で、医師の委託料ということで、一般会計のほうでとりあえず500万円ほどの予算をつけております。その予算がついてから、また公募という形で募集をかけていくという考えであります。

以上です。

#### ○7番（榎 光徳君）

水道事業については、やはり転換期で非常に色々あると思うんですが、昨年でしたか、

使用料も上がったりしてきたんですが、きょうのあれでいきますと5年に一度ぐらいは料金改定もしていかなければいけないというようなことでしたけれども、町民になるべく負担がかからないような、色々メーター器の取りかえとか、そういう細々したそんなのも随時出てくるんでしょうけれども、なるべく町民に負担のかからないような、やっぱりそういう努力をしていただきたいなと思っております。

それから、松喰虫に関しては、以前特に南部がひどいということで、優先順位で処理したいということがありました。生活居住区とか、そういったところをとということもありましたので、今、今回は宮之浦と永田の景勝地ということもあるようですけれども、ぜひそこら辺も視野に入れながら対応をしていただきたいと思います。

それから、診療所の医師の確保の件なんですが、実はこの記事町長見られたですかね、3月3日の南日本新聞に、「住民感激、先生は神様」という見出しで、一湊診療所の件なんですが、民間診療所ですけれども一時閉鎖していたものを今回復活したということで、町からの色々な話し合いもあったりして、これが復活したようですけれども、口永良部島診療所においては、以前徳洲会を退任された先生が何年か向こうに行っていたということもありました。

それで、この一湊につきましては、記事によりますと1月に1回ぐらいですけれども、地元住民としては非常に明るい話題というか、医療体制の充実が少しでも図られてきたわけですので、ありがたい話なのかなと思っているんですが、やっぱりそういう医師の確保については、島内でもそういった事例もありますので、色々な形でそういったことを努力をしていただければと思います。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案第12号、屋久島町道路線の認定についてから、議案第50号、口永良部島辺地総合整備計画の策定についてまでの39件は、お手元に配付しております議案等の委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

委員会審査の場所は、総務文教常任委員会は第1委員会室を、産業厚生常任委員会は第2委員会室を、それぞれ充てます。

△ 日程第52 同意第1号 屋久島町監査委員の選任について



○議長（高橋義友君）

日程第52、同意第1号、屋久島町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、寺田猛君の退場を求めます。

[寺田猛君退場]

○議長（高橋義友君）

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

同意案1件につきまして御説明をいたします。

同意第1号、屋久島町監査委員の選任につきましては、議会選出の監査委員といたしまして、平成29年11月より務められました高橋義友氏が、願いにより任期途中で退任をされております。これまでの御尽力に対し、感謝を申し上げる次第であります。

令和3年9月30日までの残任期間、後任といたしまして、寺田猛氏を監査委員として選任したいと存じますので、議会の同意をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（真邊真紀君）

もろもろ議長の交代やら、委員会の委員長の交代が繰り返されています。それはいたし方ないことなんですけれども、昨年末から発生しているこの旅費の請求の問題ですね、これ議会の中でも議長をおりた方もいらっしゃって、その差額が明確になっていない、返納もされていない。ほかの方に関する調査は一体どうなんだということが、町民からかなりの声が私のもとにも届いています。

恐らくほかの方にもだと思っんですが、その中でやっぱり一旦全員調査をされてから、こういう役をつけないと、また交代、交代となると、もうこれ取りとめがつかないことになると思っんですね。

私の提案として、一旦全員調査をしてから選出するというのを提案しておきたい。もしそれが不可能なら、私は今回のこの同意案には同意できません。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております同意第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて、採決します。

お諮りします。

同意第1号は、委員会付託を省略することに、御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

休憩します。

休憩 午後 1時01分

---

再開 午後 1時09分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会付託に賛成の方は賛成ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（高橋義友君）

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

これで締め切ります。賛成多数です。

したがって、同意第1号について委員会に付託することが決定しました。

ただいまの同意第1号につきましては、総務文教常任委員会に付託します。

委員会の場所は、第1委員会室にいたします。

寺田猛君の入場を許可します。

[寺田猛君入場]

○議長（高橋義友君）

どうぞ。

○健康長寿課長（日高孝之君）

健康長寿課です。先程の榎議員の質疑に対する私の答弁の訂正をお願いしたいと思います。

私は、答弁の中で一般会計で予算計上ということをしたと思います。すいません。

これは診療所特別会計の誤りでしたので、訂正したいと思います。申しわけありませんでした。

○議長（高橋義友君）

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次の会議は、3月9日、午前10時から開きます。

日程は、町政に対する一般質問です。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 1時13分



# 令和2年第1回屋久島町議会定例会

第 2 日

令和2年3月9日



令和2年第1回屋久島町議会定例会議事日程（第2号）

令和2年3月9日（月曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
6番 石田尾茂樹	<p>1. 新型コロナウイルスについて</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症対策をどのように行うのか。</p> <p>(2) 町内でウイルス検査は可能か。患者が確認された場合の対策・対応はどのように行うのか。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p>
12番 寺田 猛	<p>1. 口永良部島のコミュニティ維持のための人材確保の有り様について</p> <p>(1) 当地区においては、来年度以降、役場出張所職員や集落支援員としての地域おこし協力隊及び学校用務員等の人材の不足が懸念されているが、あらゆる手段で広く全国に募集をかけ、人材の確保を図るべきと考えるが見解を伺いたい。</p> <p>2. 一湊矢筈地区の遊歩道の補修・整備について</p> <p>(1) 当地区の遊歩道は、過去、林業構造改善事業や景勝地保全事業等で整備されてきたと理解しているが、近年高潮や台風被害で劣化し一部危険な状況にあります。補修・整備の必要性を感じますが見解を伺いたい。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p>
1番 眞邊真紀	<p>1. 出張旅費精算に関連すること</p> <p>(1) 町長の旅費精算について、差額はいくらか。</p> <p>2月に記者会見を行うと言っておりましたが、いつ会見されるのか。今後の見通しをお示しください。</p> <p>(2) 2月10日の臨時議会での副町長の答弁について</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p>

	<p>旅費精算に関する質問の際、副町長が答弁した内容について不明な点が多く、後日、総務課に問い合わせをしたところ10日以上経過し後に返信がありました。質問に対する明確な答えではなかったため、今一度その内容について明確にお示しください。</p>	
	<p>(3) 旅費不正の調査</p> <p>どのような方法でやるのか。精算書、領収証、旅行会社の発券記録との照合は必須。終わる見通しは。どのような形で議会や町民に公開するのか。第三者の確保は。外部の弁護士に検証を委託すべき。</p>	町長
	<p>(4) 旅費規定の見直し</p> <p>すべてホテルと交通機関の領収証を添付する形にすべき。それを踏まえ、出張先での渡し切り交通費は廃止して、実費精算にすべき。民間会社では当たり前のこと。現在の町の旅費規定は時代遅れ。</p>	町長
	<p>(5) 町長の航空券購入</p> <p>なぜ、町長は片道普通運賃なのか。割引の往復普通運賃でも、変更やキャンセルの条件は全く同じだ。片道にする理由が見当たらない。今後、改善しないのか。</p>	町長
	<p>(6) 不祥事の広報</p> <p>シルバー割引や宿泊費の二重請求などの不正が大きく社会に報じられたあとの説明を町民にするべき。町報やホームページでは、これまで何も説明していない。まずは謝罪が必要。そして経緯をしっかりと説明して今後の防止策などの対策についても説明を。</p>	町長
5番 渡邊千護	<p>1. 入山協力金</p> <p>(1) 今年度の結果を踏まえ、新年度以降の展望を。2000万円未弁済だが、今後どうするのか。</p>	町長



<p>完済の見通しは。</p> <p>(2) 今年度収受体制について。どのように信頼の回復に努めていくのかも含めて、方針をお示しください。</p>	<p>町 長</p>
<p>2. 山岳部利用保全協議会の在り方や今後の運営等</p> <p>(1) 現在のまま「みなし法人」では、責任の所在が不明確なままである。協議会の在り方を精査し責任の所在が明確な組織にする必要がある。見解をお示しください。</p>	<p>町 長</p>
<p>(2) 基金が赤字の状態での運営の予算はどの財源から支出するのか。</p>	<p>町 長</p>

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	眞邊真紀君	2番	相良健一郎君
3番	岩山鶴美君	4番	上村富士高君
5番	渡邊千護君	6番	石田尾茂樹君
7番	榎光徳君	9番	日高好作君
10番	下野次雄君	11番	岩川俊広君
12番	寺田猛君	13番	大角利成君
14番	高橋義友君		

1. 欠席議員（1名）

8番 眞邊有次君

1. 出席事務局職員

議会事務局長	岩川茂隆君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	眞辺敬吾君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	岩川浩一君	会計課長兼会計管理者	佐々木昭子君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	松本薫君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長兼 福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	日高孝之君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	塚田賢次君
地域住民課長	上釜裕一君	監査委員事務局長	岩川茂隆君
教育振興課長	計屋正人君	観光まちづくり課統括係長 （地域振興担当）	木原幸治君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（高橋義友君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに、6番、石田尾茂樹君に発言を許します。

○6番（石田尾茂樹君）

おはようございます。石田尾茂樹でございます。

傍聴の人が少なく残念に思っているところでございます。

先日シナプスから今のADSL回線から光回線に切りかえのお勧めの電話がありました。月の料金も約1,000円ほど安くなります。キャンペーンで工事費も無料とのこと。即契約をお願いしたところでありました。5月の頭に工事に伺うということでありました。

この光回線については、聞くところによりますと、町長が口永良部島の全島避難の際、総理官邸で菅官房長官との面談の際、何か困ったことはないですかと尋ねられ、ブロードバンド、光回線が入っていませんので何とかお願いしたいと相談したことから始まっております。そして離島は補助事業の民設民営で設置されています。

屋久島にしながら東京や世界との高速通信網で仕事が可能となりました。また、議会においても曾於市のようにタブレットを使った議会運営が可能となり、一日も早いタブレットの導入に期待をしているところであります。

さて、今回の私の質問は1点、新型コロナウイルス感染症対策のみであります。

連日報道され、日々発生件数が増加し、この観光の島に与える影響は計り知れないものがあるのではないのでしょうか。

私は、2点、新型コロナウイルス感染症対策をどのように行うのか。

もう一つ、町内でウイルス検査は可能か、患者が確認された場合の対策・対応はどのように行うのか、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。石田尾茂樹議員の質問にお答えをいたします。

現在、国内において感染が拡大をしております新型コロナウイルス感染症について、現時点において県内での発生は確認されておられません。現段階における町の役割としては、国の基本計画に基づき、正しい情報を町民に届け、不安を取り除くことが大切だと考えておりますので、町報やホームページ、防災無線等で情報提供や感染症の予防方法について広く周知・啓発を行っているところであります。あわせて町の所管する公共施設などにおいて、予防の啓発や手指消毒薬などの配置を行い、感染防止に努めております。

また、役場内部においては、新型コロナウイルス感染症連絡調整会議や課長会などで情報共有を図り、各課個別の課題について意見交換を行うなど危機管理体制を整えてきたところであります。

#### ○6番（石田尾茂樹君）

広報等でやっているということです。あくまでもこの新型コロナウイルスの行政も含めてきちんとした責任というか所在は、窓口になっているのは県であります。屋久島保健所だと思っています。

その屋久島保健所の中に帰国者直接相談センターや一般の相談センターになっているということで昨日、5日でしたか、屋久島保健所に出向いて女性職員の方2名と色々クチャーを受けてまいりました。町との連携はどうなっているのかという話をしたところ、対策会議を開いているということで聞いています。対策会議は何回ぐらい開いたのか、課長。

#### ○健康長寿課長（日高孝之君）

ただいまの御質問にお答えします。その対策会議というのは保健所との対策会議ということですか。

正式な対策会議というのは、その名目でというのはないんですけども、先週もテーマを持って協議をしておりますので、今まで随時ですから週に1回程度は協議を持っています。

またその間、地域医療懇話会という年に1回町が主催しております町の医師会、徳洲会病院、そして保健所、町行政と集まった会議も2月27日に開き、その中でテーマを新型コロナウイルス感染症対策に絞って協議を行ってきたところであります。

以上です。

#### ○6番（石田尾茂樹君）

保健所のお話の中にも連携を密にやっているということで、この対策のフォローアップ、そういう資料もできて見せていただきました。一目瞭然、皆さんが今報道等で御承知のとおり、色々な流れの中で県の責任、町の責任も述べられて、きちんとその流れが示されています。

そういった中で、この屋久島は今そういった相談が実際にあるのかなのか確認したところ、県は、保健所は窓口相談センターになっていますが、保健所ごとの相談件数というのは明かすことができないようになっているということでした。ネットで読みますと、5日現在、陽性が0件、陰性が87件と、このことしか報告ができないと。

よく考えてみますと、屋久島保健所に相談がありましたということは変な話、そういうものがあるんじゃないかということで住民が動揺するということなんだろうと思っ  
ていますが、課内会議も開きながら、そういった県との連携も持ちながら対策をやっているということでもありますから、このことについてはしっかり今後もそういった県、町、医療機関と協議をして対策を進めていっていただきたいと思っています。

この2番目に入りたいと思います。

町内でウイルス検査は可能か。患者が確認された場合の対策・対応はどのように行うかということでもあります。

#### ○町長（荒木耕治君）

施政方針の中でも少し触れましたが、鹿児島県は帰国者・接触者相談センターを屋久島保健所内に設置をしており、本町での窓口となっております。疑いのある方は同センターに相談をし、その状況により医療機関が紹介されることとなります。

同センターでは、感染の疑いがあると判断した場合、帰国者・接触者外来へ受診させるよう調整を行うこととなっております、それ以外の場合は、かかりつけ医を受診してもらうこととなります。いずれにいたしましても、感染が疑わしい方については保健所の指示に従って受診をしていただくこととなります。

なお、ウイルス検査については、感染症に基づく疑わしい患者のうち、医師が必要と認める方について検査を実施することになっています。

現在、鹿児島県内の検査は県環境保健センターのみで行われ、結果が陽性の場合、感染症協力医療機関に入院することになっておりますが、今後の患者数の広がり状況によっては、国、県の対応も変化をしていくものと考えますので、町も国、県と連携を図りながら臨機応変な対応に努めてまいりたいというふうに思っております。

#### ○6番（石田尾茂樹君）

今町長がおっしゃったのは、この新型コロナウイルス感染症対応フォローというのがありますが、そのマニュアルにも載っています。一つ、屋久島でははっきり言ってこの検査はできないということですよ。県の環境保健センターのみでしかできないということになっています。もし陽性の場合、感染症指定医療機関、屋久島にはありますか。

#### ○健康長寿課長（日高孝之君）

ただいまの御質問ですが、感染症指定医療機関というのは屋久島にはございません。熊毛圏域でいけば2病院、種子島のほうにございますけれども、感染症の指定医療機関

というのはなくて、今回のこの新型コロナウイルス対策については、保健所のほうで感染症協力医療機関ということで協力を依頼している機関が1カ所ございます。

以上です。

○6番（石田尾茂樹君）

感染症の人の指定医療機関はないということで、種子島に2カ所、多分、西之表と南種子だろうと思っています。それと屋久島には協力医療機関ということで、一番大きい医療機関かなと思っています。

仮に発生をして人数が増えてきたと、この陽性の人が多くなってその協力医療機関で対応ができない、そういった場合はどうなるんでしょう。

○健康長寿課長（日高孝之君）

ただいまの御質問ですが、当初であれば、その協力医療機関のほうに入院という形になりますけれども、やはりその医療機関のほうもキャパとかがございますので、増えてきた場合は恐らく軽症とかそういった程度を見ますので、ケース・バイ・ケースなんですけれども、自宅での療養ということも考えられるかというふうに思います。

また、場合によっては島外搬送、そういうことも出てくるのかもしれませんが、場合によっては自宅に帰るにしても、その自宅に高齢者の方がいるとか、持病がある方がいるとか、そういうことであればなかなか帰すにもいかないということになりますので、そういったときに町、県のほうでそういった施設とかを準備するのか、今まさにそこを県等も含めて協議をしているところであります。

○6番（石田尾茂樹君）

非常にわかりやすかったと思いますが、結局、今九州では鹿児島と佐賀、長崎でしたか出ていないのは、出ていないという言い方も失礼な言い方なんですけど、出ておりませんが、この屋久島は離島です、飛行機か船でしか入ってこれません。

これは水際で完全にシャットアウトするというのは非常に大事ではないかと思うんですが、県との協議等にもなると思うんですが、そういうところで検温するという、37度5分以上が4日間以上続いた人はアウト、そういう方についてはもうそこで帰っていただくという、そういう対策というのはできないのでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

今議員がおっしゃることは今現在やっていないんですが、チラシ、広告を出したり、あとはアルコール消毒液、そういうものは空港にも港にも設置をしていただいているところですよ。

ですから今政府が言っているように、この2週間は山場だということで、もうその2週間になるんですけども、本当にこれでピークを越えていくのかということもございます。ですが、やはり万全の体制をとるのが町としても重要なことですので、今その

体温のそういうことも含めて、これから早急に内部で検討してまいりたいというふうに思います。

#### ○6番（石田尾茂樹君）

国はそのピークがあると言っていますけれど、私たち素人考えでは色々な情報からいくと、気温が上昇するということでこのウイルスは収束していくという認識でしたけれども、専門家の今の考えは気温が上昇しても収束はしないとされていますので、最悪、想定した場合に、今町長が言ったように色々な対策を講じないと、この屋久島にそういったものが入ってくるということであれば、大変危機的な状況になるのではないかと考えていますので、県と町と医療機関としっかり連携しながら町民にしっかり集中していただいて、このウイルスが蔓延しないように、その対策を取っていただきたいと思っております。

私の通告はこれで終わるんですが、これに関連して町長、もう一点だけ質問してもよろしいですか。ありがとうございます。

この新型コロナウイルスの関係で人の動きが完全にとまっています。屋久島の産業構造は6割以上が観光関連産業だと言われていますが、昨年5月18日の豪雨による風評被害を受け、緊急対策で町が予算を持ってやりました。そのことはカンフル剂的な役割を果たして、観光客もそれに乗っかって一時期は増えたということではありますが、11月、12月にはやはり前年を下回る結果だという事業者から報告を受けています。

議会でもろもろ議論を色々していますが、「石田尾君、もっと町民のことを、今生活が本当に厳しいんだよ」と民宿をしている方、色々な方からお叱りの言葉を受けました。議会は何をやっているんだということで、もうちょっと町民の生活を考えた施策を講じる、そういった議論をしてくれないかという大変厳しいお叱りを受けたところであります。

それで何が言いたいかと申しますと、この新型コロナウイルスは、仮に町が前回のよう例えば外向けに1万円出しますから来てくださいというようなことをしても、人が動いていないですから効果はないというふうに私は思っています。

それでは、やはり内需をどうするのかと。やはり今、民宿、ホテル、土産品店、それから食事をするところも、同僚議員にもそういう仕事をしていますから切々とわかっていると思いますが、内向けにやはり内需のために町長、やはりここはきちんと財調でも取り崩して何か対策を考えることが一つと。

国保税につきましては減免措置があります。固定資産税につきましては、災害でないと、たしか適用になっていません。もし固定資産税等が条例改正で町長が必要と認める場合とか、これを法的にクリアすることであれば、仮に前年度2分の1を下回っている、そういったところ、これは仮の話ですよ、そうする人たちに全額減免するのか、2分の



1 減免するのか、そういった内需のための施策を講じていただきたいと思いますが、町長どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

私も今そういうことは議員と同じような気持ちで色々何かやることはできないかということはおっしゃっています。今、国につきましても災害適用をやろうというような動きもあります。ですが、町は町としてできることをやるのが大事だろうというふうに思っています。

ですから、自然災害ではさっき言われたように台風、津波、そういうときには減免、補償とかがございます。ですから、これももう一つの大きな災害という捉え方をできないだろうかというふうに思っています。

そういう形で、今議員がおっしゃるようなことを内部で早急に検討をして、例えば今言われるように、こういうことのために財調も積んできたわけですから、手当ができるものについては手当をできるような形を内部で少し検討をさせていただければというふうに思っています。

○6番（石田尾茂樹君）

先程言いましたとおり、このウイルスは気温が上昇しても収束しないということが本当であれば、皆さん期待している5月のゴールデンウィーク、これにもかなりの影響が出てくると思っています。そういったところで影響が出てくると、今年の5月18日からいきますとこれはもう1年です。

これはもう屋久島町における経済損失というのは計り知れないものがありますし、極端なことを言いますとどこか倒産する企業があるのかもしれませんが。一企業が倒産すると、その家族、関連したもろもろといきますと、もう屋久島町では生活ができないということであれば、人口流出、悪影響を及ぼすと思います。

しっかり一日も早く施策を講じていただきたいということと、仮に税収が落ち込んで対策がとれないということであれば、町長は全国離島振興協議会の会長でもありますし、地元の森山先生が国会対策委員長もしています。連携をとっていただいて、例えば特交で補填をすとか、そういうことも国に折衝していただきたいと思っています。

とにかく大変厳しい屋久島町の観光関連産業が全て厳しい状況になりますので、一日も早い施策を講じることをお願いして、私の一般質問は終わりたいと思います。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。

10時40分から再開します。

休憩 午前10時25分

---

再開 午前10時40分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、12番、寺田猛君に発言を許します。

○12番（寺田 猛君）

おはようございます。

弥生、3月はさよならの月なのですが、何やらさよならも何もあったものじゃないような世相となってまいりました。

ここ10年、3月議会は尾之間の議場でありましたので、ずっと道々走っていたんですが、きょうは楠川の湯ノ川温泉、あそこの県道沿いの橋のところの山桜が咲いておりました。少なくとも一湊から尾之間の間の県道沿いの山桜は、自生のやつはあそこが一番早いんじゃないかというふうに思います。ぜひ皆さんもまた帰り、道々見ていただきたいというふうに思います。

先般、一湊の門野医院の後の診療所が開設をされました。一湊出張診療所ですか、そういう名前で御縁のある肥後先生が月に1回、当面診察をしてくれると、新聞にも大きく取り上げていただきまして、MBCのニュースでも放映をされました。大変ありがたいと思っております。

この中で住民のコメントをとってあるんですが、集まった住民から「よかった、よかった」の声があちこちで聞かれた。ある一湊の方ですけど、89歳の女性ですが、「年寄りみんな本当に喜んでいる。肥後先生は神様みたいな人だ」と手を合わせて感激をしていた。かれこれ1年になりますが、御尽力をいただいた関係者の皆様に心から御礼を申し上げたいと思います。久しぶりにいいニュースだというふうに思いますので、あえて議場でお礼を申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。町長の明確かつ前向きな答弁を期待したいと思います。

まず、1点目は、口永良部島のコミュニティ維持のための人材確保の有り様についてお尋ねをいたします。

当地区においては、来年度以降、4月以降ですね、役場出張所職員や集落支援員としての地域おこし協力隊、あるいは学校用務員等の人材の不足、人材といえますか担い手の不足が大変懸念をされております。

繰り返しこの時期になると言われたことではあると思いますが、特に役場出張所職員の定年退職に伴う次の方の補充といえますか、人事の異動等は大変地元の皆さんも心配をしておりますし、懸念されることではありますが、どのようにお考えか、まずはお示しをいただきたいと思います。

率直に申しまして、これを機会に日本全国あらゆるところから募集をかけて人材の確保、担い手の確保を担って、次のステージに進むべきときに当地区は来ているのではないかと思います、御見解をお示しいただきたいと思います。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

寺田猛議員の質問にお答えをいたします。

口永良部島出張所参事がこの3月をもって定年退職をいたします。後任については、当初、会計年度任用職員を配置すべく関係者に打診をしたところではありますが、了解を得られませんでした。その後、後任にはどうしても職員の配置が必要であるとの意見もあったことから、現在、関係者と調整をしているところであります。

また、地域おこし協力隊についても現在の隊員が3月末をもって退職することから新たに2名を配置し、島の観光案内や軽度の生活支援などを始め、島のマンパワーとして活躍していただきたいと期待をしているところであります。

さらに金岳小中学校の用務員については、過去10年を振り返ってみても、ほぼ全期間、島外御出身の方々にその業務を担っていただきました。この間、業務期間満了後に業務継続を望まない場合や年度途中の離職などにより、たびたび用務員の未配置の期間が生じることがありました。また、本年度当初の配置も厳しい状況であります。

高齢化が進み人口が減少する中であって、地域を支えるマンパワーが減ることに島民が不安を募らせることは十分理解できるところであります。その不安を少しでもやわらげていくことが行政の務めであると考えております。出張所職員や学校用務員のみではなく、常駐医師やその他必要な人材の確保のために、広く全国へ募集を行っていききたいというふうに考えております。

○12番（寺田 猛君）

一番気がかりなのは出張所の職員が、どなたかいらっしゃるのかというのが一番気がかりなんですけど、過去、あそこの出張所の職員の位置づけをずっと私の知り得る範囲で思い起こしてみますと、生え抜きと言ったら語弊がありますが、口永良部島出身の役場の職員さんが旧町時代おられて、その方が定年退職されて、たしか係長級と言いますか、もうちょっと上だったですか、補佐ぐらいの方が2年あるいは3年交代で行かれて、そういう方は私は2人ほど存じ上げておりますけれども、その方たちがあれを終えて、やっぱり土日になると屋久島に家族がおれば帰りますよね。それで土日は留守にすることが多いとかそういう色々あって、現地で口永良部で募集をかけて、お名前言っていると思うんですけど、川東さんが手を挙げられて20年ぐらい務められまして今日があると思うんですけど、これから先、町長が先程おっしゃった定年退職された方に再度お願いを

して、次のステップでまた色々思案中なんですけど、余りその長い間空席期間は設けられないと思うんですが、どれぐらいの見通しで、今相談されている方はあれなんですとか、もしよければ、その間どうするのか。

もしそれが4月以降、あるいは5月、もうきょうは3月9日ですから、もうあと何日もないと思うんですが、そこら辺の見通しはどうなんですとか。言える範囲で結構ですから。

#### ○副町長（岩川浩一君）

御質問の口永良部出張所の職員の配置の件でありますけれども、議員が先程申されたとおり、従前、合併以前も職員が配置をしたことがございました。

その職員の配置による事前の条件といいますか、通常の人事異動のように異動表をお渡しして行っていただくということじゃなくて、事前に了解を求めて行っていただいたという経緯がございますので、何人かに声をおかけいたしましたけれども、なかなか了解をいただけなかったということで、今はお1人の方に内諾の段階でございます。

ですので、まだお名前を出すわけにはいきませんが、職員を配置ができるのではないかと、そういう今感触であるということで御理解をいただきたいと思っております。

#### ○12番（寺田 猛君）

そういう見通しが立っているのであれば、それはそれで結構だと思うんですけど、町長の手元にも参考資料で見ていただきたいと思って出したけれども、例えば、もう日本全国、こういう離島といいますか小型の離島の市町村の場合はどこでも似たようなのがやっぱりありますよね。

これは日本離島センターから出しているホームページの中から拾ったんですが、例えばこれは2月のやつなんですけれども、新潟県の粟島浦村では保育士を募集しています。東京都小笠原村では介護職員、介護支援員を募集しています。徳島県阿南市伊島町では漁協職員を募集しています。東京都小笠原村では事務職員を募集しています。島根県西ノ島町では歯科医師（指定管理者）を募集しています。北海道天売島では地域おこし協力隊員を募集しています。今度は3月になると、これはきのうだったですか、月が変わったものですからあれですけど、似たような形で東京都小笠原村では土木（技術員）を募集しています。こういうのがあるんですね。

それで口永良部島の皆さんの意見を少し聞いてみますと、この際、全国に募集をして、こういうところに好んで住まれる、あるいはそれが町の職員であればなおいいんでしょうけれども、そういう方というのは必ずいるんじゃないか。それがあるいは年齢も30代前後で、家族があって子供がいる、そういうステージにもうそろそろ変えることもいいのではないかと。そうすると学校の子供の数のカウントも予定が立ちますし、あるいは奥

様になられる方へしばらくその用務員の仕事でもしてもらったりとか、給食センターの仕事でもしてもらったりとか、そういうことも可能なんじゃないかと。

だから、きょう言ってあしたはもう無理でしょうけど、例えば来年度以降、その内諾をもらっている人がどういう方か存じ上げませんが、もしそういうことが可能であれば、一方ではそういうこともしっかり来年度以降に向けて、そういう手だてをば、離島センターですから、これは恐らくただで載せてくれるんだろうと思います。

用務員にしても地域おこし協力隊にしても、例えば看護師さん、今いらっしゃる看護婦さんにしても次どうなるかわかりませんが、そういうことをもうどんどん、屋久島町の口永良部島ではありますけれども、口永良部島というのを前面に出してすると、必ずこういうところに興味を示す若者が、あるいは担い手がいるように思いますけど、具体的にそういう動きというのはどうですか、そんなに難しいですか、いかがですか。行き当たりばったりで、そこに来たら慌ててしているようにしか見えない部分があったりしますけれども、いかがですか。

#### ○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

1月26日に、東京のほうでその地域定住、あるいは地域おこし協力隊のそういうイベントがございまして、うちの職員も参加をして、その中で色んな、今回は地域おこし協力隊の募集ということに限って行ってまいりました。

そして現在8名から9名の募集が来ております。その採用も今後していくわけですが、例えば転職サイトとかネット上での広報活動等は今現在やっておりますので、これは全庁的に、先程言われたように例えば保育士であるとか不足する職種について、そういった転職サイトで募集をかけるとか、そういうイベントの席において各種職員を選択していただくということは可能じゃないかというふうに考えておりますので、全庁的に取り組んでいきたいというふうに考えています。

#### ○12番（寺田 猛君）

昨日、一昨日でしたか、3.11の気仙沼の近くの小さな漁村の、その震災以降、移住者、若者が来て、色んな復興もしながらそこで暮らすというNHKのドキュメンタリーみたいなのをテレビでやっていましたけど、なるほどこういう若者がいるんだなと思って感心して見ていましたけども、例えば、島暮らしみたいなものに非常にこのあこがれを持ったりする若者はそこそこの数でいるんじゃないかという気がします。

町長は日本全国のあちこちの離島へ行かれて事情は御存じだと思いますけれども、そういう意味では、口永良部島に慶応大学だとか広大だとかあってああいう学生さんたちが長いこと交流して、そういう一定の何か引かれるものがあるからそういうふうになるんだろうと、それが継続するんだろうと思いますけども、ぜひ口永良部島の中で公の仕事ですね、出張所の職員、診療所の看護婦さん、一昨日は所信表明ではお医者様の募

集を継続するって言ったから、まだやる気あるんだなって感じましたけれども、出張所の職員、診療所、学校の用務員、給食センター、先生方は県費でお金が出ますから別としてですけど、こういう形でいくと集落支援員もそのカウントできると思うんですけども、公費で賄える職があるのに、担い手がいない、その中では調達できない、そうなれば、もう広く全国に常時募集をかけている状態でないと、なかなかコミュニティが維持できなくなるんじゃないか。そういう意味では一歩進んで、ぜひそういうことはしていただきたいと、積極的にしていただきたいというふうに思います。

それともう一つ、ちょっと懸念なんですけど、屋久島町の人口を見ていくと、かなり、これまではどうにかよかったんでしょけれども、これからだんだん先厳しくなるというのは統計資料を見させていただきましたけれども、俗にいう移住者、Iターンという形でくくられますけれども、現在1万2,000人はちょっと切っておると思うんですけど、過去、例えば5年、10年の間にどれぐらいの人が移住という形で、Iターンという形で来たのかという、そういう統計資料というのとはとれますか。何かありますか、そこら辺はどうですか。

#### ○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

今その移住定住者が何名ぐらいいるのかということが、我々も所管課として把握できていない状況でございます。

どのように把握していくかとなれば、転入時の確認、転入受け付け時にIターンなのかUターンなのか、それとも転勤なのかということ判断をするということなんですけれども、現在、町としてはその把握ができていない状況でございます。

#### ○12番（寺田 猛君）

よく詳しい中身まではわかりませんが、例えばこの住民票、3月から4月になると人の動きが激しくなって、住民票を移動したり、入れたり出したりってたくさんあると思うんですけど、こういう住民票の中に、転入者の場合、例えば銀行員だとか学校の先生だとか、確実に転勤、警察署の職員さんだとか営林署の職員さんだとか、俗にいう転勤族みたいな形はそれならそれであれなんでしょけれども、希望してくる、移住者っていう定義がどういうふうに捉えればいいのかわかりませんが、こういう住民票の中にちょっとチェックして、ある程度、統計上、後々資料として使えるようなことっていうのは非常に難しいんでしょうか。

そこら辺は課長さんでもどなたでも結構ですけど、個人情報云々というのもあるでしょうけれども、そういうのをしないと、ただ漠然と何人、2,000人はいるやろ、3,000人はいるやろみたいな話ではどうもこれから先、ぐあいが悪いと思うんですけど、そういう統計的な資料をつくるための人の動きみたいなものをチェックする、住民票の出し入れのチェックみたいなのはできませんか。現状はどうなっていますか。

### ○町民課長（日高邦義君）

ただいまの御質問ですけれども、現状は当然、前住所地のほうから転入の届けの書類を預かって、もちろん窓口で申請をするという形になっておりまして、その内容に今言われたようなIターンであるとかUターンであるとか、あと職業、そういった細かい内容については特に記載はございません。

ただ、今おっしゃられるような意味合いというのは十分理解出来ますので、そこら辺が実際、対応できるのかできないのか、そういうことも含めて他の自治体とか、色々協議、調査、そういったものをしてしたいと思います。

### ○12番（寺田 猛君）

先程、一湊の診療所の開設のあれを出ささせていただきましたけれど、その集落の中で、口永良部も一つの集落と例えて、あそこは100人を切りましたから大変厳しい状態にあるなというのはあるんですけど、例えば屋久島の中でも集落によっては大変厳しい状況に追い込まれていくのがもう目に見えてあります。

公が公を淘汰するって言うんですか、小中学校の統廃合であったり、駐在所の統廃合であったり、個人商店がなかなかビジネスとして成り立たないから閉鎖していくって、だんだん縮小していくと思うんですけど、そういう意味ではと思いつつ、私の家の隣にIターンの青年というか40代後半ぐらいの、突然10年ぐらい空き家になっていたところに住んだり、長いこと売り地になっていた家を、教員の先生が退職された人が屋久島で住みたいって言ってそこに住んでいらしたり、そこに人の動きがあって、うちのどここの娘が帰ってきた、息子が帰ってきたとかっていうのもあるんですけども、そういう中でカウントというか、プランとして先々のデータとして残すためには、手続上何か問題がなければ、住民票を移すときに転勤で来たのか移住で来たのか、移住というかIターンで来たのかっていうのがわかるようなシステムをつくれれば、これから先、色々な戦略を練っていく上で重要になってくると思いますので、ぜひ手続上問題がなければ、そういう形もとっていただきたいと思います。

それと口永良部島に戻りますけど、町長に先程お示しした資料の中で、口永良部島の民間企業がこの3月で退職者がおって募集をかけているんです。日本仕事百貨ってこれ僕は初めて見たんですけど、いいところも悪いところも含めて記事を書いて、人を一生懸命全国から募っているわけです。ハローワークにももちろんそれは載せるんですけど、人が見る範囲が少ないわけで、そういう意味では移住イコール永住ではなくても、移住イコール永住みたいな捉え方をすると非常にしんどいですが、人がその場面場面で変わっても、繰り返し繰り返し担っていただけるっていうのがやはりこれから先は大事じゃないか。口永良部島は特に顕著にそういうことがあらわれますので、ぜひそういうスタンスを持っていただきたいというふうに思いますけど、町長、再度いかがですか。

## ○町長（荒木耕治君）

今議員の言うことをるる聞いておりまして、口永良部島はそういう状況になる。先般、この日本仕事百貨をしている社長ともお会いをしまして、非常に切実な問題だということはお聞きをしておりますので、今言われるようなありとあらゆる手段を講じて、口永良部島に移住される方を今後、今までもやっていないとは言いませんけれども、これからはもう少し色々な情報を収集をしながら、また、それを口永良部島の活性化につなげられるようなことをやっていきたいというふうに思います。

## ○12番（寺田 猛君）

たまにですけど、南日本新聞が求人欄のところに三島村職員募集しますとか、三島村の診療所の看護婦さんを募集します（正職員です）とかって出ますよね。あれもそうですけど、この前、十島村でしたか、保健婦さんの海外協力隊に行っていたぐらいのキャリアのある保健婦さんが十島村の保健師として赴任している、赴任というか本庁において月のうち3分の1はそこに回っているみたいな、やはりそういう意味では、ああいう厳しいところですけども、そういうことを志す若者は必ず存在すると思いますので、中で探すのも結構ですけども、この際、広く世界に発信すればそういう人材が、人材というか担い手ですね、人材というほど大げさなものじゃなくて、担い手としてその期間頑張ってくればというのは必ずいらっしゃると思いますので、ぜひそういうスタンスをとっていただきたいと思います。

2点目に移ります。一湊矢筈地区の遊歩道の補修・整備についてお尋ねをします。

昭和50年代だったと思うんですが、林業構造改善事業、正式な名前はよく覚えていませんけれども、それでよく私が子供のころとか青年のころにやったような記憶があるんですけども、その当時、色々なことをしまして、町長も御存じのように色々な施設もつくったりしたんですが、ここに来て歴史的使命を終えたとか、そういう意味では林業構造改善事業というふうにはなかなか成果は見られなかったと思うんですけども遊歩道が何カ所かあります。

近年の温暖化のせいなんですかね、今まで波が来なかったようなところまで来て、遊歩道の破損がかなり顕著になっています。それと、合併してから、合併前に一度コンクリートの擬木っていうんですか、あれで遊歩道の手すりをつくったんですが、それが一回劣化して撤去して、防腐剤でして、それがまた一部台風で基礎がやられてもうなくなっている。そこに写真が、現場も係の方と見させていただきましたけれども、理解していると思います。

それとがけ崩れが起きたときに、あれが十七郎さんが町長のころだったと思うんですけども、どういう手法でするのかなと思って、たしか景勝地何とやらかんとやらという予算を持ってきていただいて、網かけを2年にわたってしたように記憶をしております。



す。そういう意味では、なかなか場所的に事業の導入が非常に制度上難しいかなと思ったりしていますけれども、どのような見解をお持ちか、ぜひお聞かせいただきたいと思っています。

○町長（荒木耕治君）

矢筈地区は昭和53年度から昭和55年度までの3年間をかけて林業構造改善事業により林道660メートル、林間歩道2,000メートル、管理施設、給水施設等が建設をされました。また、議員の御質問にある遊歩道は、がけ地崩落により平成25年度に落石防止網350平米の設置工事を実施をしております。

確かに遊歩道においては台風の影響を受け、海に最も近い部分の手すり、基礎部分が流出をしております。この遊歩道は一湊地区の里のエコツアーやハイキングコースにも取り入れられております。

また、近年パワースポットとなり、国内はもとより外国人観光客もたびたび訪れる観光スポットとなっており利用者も多いことから、今後、工事担当課、財政担当課とも十分協議をし、実施について検討してまいりたいというふうに思っております。

○12番（寺田 猛君）

随分前向きな答弁をいただきました。

私はよくウォーキングであるそこに行くんですが、大体私の家からその目的地まで行くと大体8,000歩ぐらい、その先の灯台まで行くと1万歩を超えるんですが、ちょうど歩く距離としては、時間があるときにはちょうどいい距離。

そうするとびっくりするのが、インバウンドっていうんですか、外国人の方が結構来るんです。何か後ろから何かぺちゃぺちゃやっているなとこうして見たら中国語をしゃべっている。今はアベックっていうんですか、カップルっていうんですか、「どこから来られましたか」って日本語で聞くと、「香港」って言ったりするんですね。それでまた欧米の方が、体格のいい方が来たり、海水浴場に車をとめてあそこまで歩いたりする人もあって、それなりに何か今はやりのインスタか何かに出ているのかどうかはわかりませんが、日本の方よりむしろ外国の方のほうが見かける回数多くて、そういう意味では、何がしかのものがあるんだろうなというふうに思います。

ぜひ、安全上もそうです、景観上もそうですから、早目に予算が許せる範囲でぜひ改修をお願いしたいと思います。

前向きな答弁いただきましたので、これで終わりたいと思います。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。

13時30分から再開します。

休憩 午前11時12分

---

再開 午後 1時30分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、眞邊真紀君に発言を許します。

○1番（眞邊真紀君）

こんにちは。お疲れさまです。

今回の一般質問は、出張旅費精算に関してです。

昨年12月に発覚した荒木町長のシルバー割引差額着服の件に始まり、同様の件で町議会の議長が議長を辞するという結果になりました。それだけにとどまることなく、次に副町長も別の方法で旅費精算の不正をしていることがわかりました。この出張旅費精算についての不正はほかにも及ぶはずであるとの意見が多く、住民から声が寄せられています。

各報道によりいわゆる不正があらわになっているので、行政や町議会への不信感はますます増幅しています。屋久島町は低所得な世帯も多く存在します。数万円があったらどれだけ助かるかという町民もたくさんいらっしゃいます。

旅費精算に関して、これからもう少し不正の事実が明らかになるとも思われています。今、資料をもとに精査を自分なりに進めています。この機会にしっかり明らかにしていく必要があります。単なる間違いであるという言い訳は一切通用しない一大事です。

早速質問に入ります。

出張旅費精算に関連すること。

1番、町長の旅費精算について、差額は幾らであったのか。

2月に記者会見を行うと言っておりましたが、いまだ開かれておりません。いつ会見されるのか、そして今後の見通しをお示してください。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

眞邊真紀議員の質問にお答えをいたします。

令和元年度分については精算すべき額が確定をし、精算を行いました。精算額は、町が19万9,950円、日本離島センターが4万7,780円、全国離島振興協議会が9万3,390円の計34万1,120円でございます。

また、出張先別では、東京が13回、福岡が3回となり、計16回であります。それ以前の分については今しばらく時間的な猶予が必要でございますので、御理解をいただきたく存じます。

全ての精算が終了し、そして警察の捜査、検察の処分の結果を待つて記者会見を行う予定でございます。

○1番（眞邊真紀君）

今詳細な内訳がありました。町と離島振興協議会とそれぞれ、それで合計が34万1,120円。

こちらは根拠になる書類をお示しいただけるのか一つお伺いしたいのと、その記者会計については警察及び検察の判断を待つてからというのは非常に遅いかと思うんですね。約束が2月の半ばぐらいにはされるということだったんですが、全く違うのはなぜですか。

○町長（荒木耕治君）

私が1月に記者会見をしたときは、旅費の精算が全て終わったら記者会見をして、旅費の全額の返済をし、そして自分の出处進退についても、後援会、あるいは自分の支持者の皆さんと相談して、そこで進退もはっきりしますということでございました。

その時点で私は刑事告発を受けておりませんでした。ですから、その後、一部の住民団体の方から刑事告発を受けて、現在捜査中であります。ですから、その全てのものが終了したときに、自分の進退についてははっきりしたいということでございます。

○1番（眞邊真紀君）

それも含めてぜひ世間に対して、やっぱり立場が立場ですから、記者会見で途中でも報告したらいいと思います。警察、検察の判断を待つと、反応を待つということなんですが、例えば、途中で起訴されたとしたらどうされるのかをお伺いしたいです。

○町長（荒木耕治君）

起訴をされた場合、今現在のこれは私の個人的な考えですけれども、刑が確定するまでというふうに思っております。刑を確定をしてから判断をしたいと思っております。

○1番（眞邊真紀君）

起訴されただけでも刑事被告人として取り扱われます。これは刑が確定するまでも、自治体の首長が、我々町民は刑事被告人を首町として置かなきゃいけないという悲劇が生まれます。この件に関してどうですか。

○町長（荒木耕治君）

議員は悲劇と言われますけれども、刑が確定をするまでというのは今私の個人的な見解でありますので、またその時点では支持者の皆さんとも後援会とも相談をして決めたいというふうに思っております。

○1番（眞邊真紀君）

刑が確定してからというのであれば、どうして去年2月に起きた山岳部利用保全協議会の横領の問題、元職員を即懲戒解雇できたのはなぜですか。刑事告訴して刑が確定し

てから判断しましたか、違いますよね。それは150万円、彼は取ったということが刑事裁判で立証されて、今に至ります。それと何ら変わりがないと思うんですね。何か違いがあるとすれば何が違いますか。

○町長（荒木耕治君）

その件とはどうなのかと思いますけれども、彼本人が、刑事告発されて本人が認めて、それを支払いをして刑が確定をしてということではないのでしょうか。

○1番（眞邊真紀君）

いや、彼はお金を着服しているのがわかって、協議会の会長である荒木耕治会長に懲戒解雇されたんです。すぐに解雇しました。でも、御自身のやめるやめないの判断は御自身が下されるに当たって、自分はその刑が確定してからやめるというのはダブルスタンダードと言うんです。そういうことは本来世間で通用しないんですよ。何が違うんですか、一方は懲戒解雇されました。それで告訴されて懲役2年執行猶予が4年つきました。その判決が下りました。もうやめていますよ、お金返したら許してあげるってそのとき言わなかったじゃないですか、解雇しましたよ。だから何も変わらないんです。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時40分

---

再開 午後 1時41分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○町長（荒木耕治君）

今私が解雇をしたということですが、協議会の会長が私ですから協議会の会長として解雇をしたということでございます。

今私の場合とどこが違うのかというところでございますが、彼は自分で着服をしたのを認めたんです。私はこれまで一貫して、私は条例を知らずに精算義務があるということを知らなかったということで今ずっとこうしているわけです。議員はそれを精算義務があったから、それはもう罪だというような言い方をしているわけ、そこが一番違うところでしょう。

○1番（眞邊真紀君）

いや、これはもう水かけ論になるのでやめておきますけど何も違いませんよ。もう時間がどんどん過ぎていくので次にいきます。もうこれは今後はっきりさせたいと思います。

2番、2月10日の臨時会での副町長の答弁について。

2月10日は臨時会の私の質疑で、荒木町長の航空券はなぜ正規運賃で購入しているのかという質問に対して、副町長はもろもろ理由を述べていました。

平成27年5月に鹿児島県の離島振興協議会の会長に就任し、さらにその翌年には全国離島協議会の副会長に就任しています。国会陳情等、各省庁との折衝等が次いでまいりますので、変更のできない切符では非常に不便を生じることなどがあり、その時点から普通運賃に切りかえたという経緯がある。

旅費精算書を作成する職員が何人かかわっている中で、その経緯・経過を聞く中で、割引で買った切符で行ったときに急遽国会陳情が入って、それを払い戻して新しい切符を買ったところかなりの出費があったと。割引は手数料が大きいものですから、そういう経過が何件があって、通常料金に切りかえたという話を内部調査の中でそういう話を聞き取りしている。

これに関して、どの出張がそれに当たるんですかというのを後で問い合わせをしました。副町長が出張だったものですから、総務課長が答えてくださったんですけども、どの出張がそれに当たるのかというのを確認したら、記録がないのでわかりませんという答えでした。職員の記憶をもとに、その証言で副町長が答弁したと。

ですが、もともと出張の航空券を買っているわけですから、記録が残っていないというものはあり得ないんですよ。その記録がないということ、後で記録は出てきたのか、その証言をした職員が誰なのかというところを聞いているんですが、いまだちょっと答えは返ってきていないので、その辺詳しく教えてください。

#### ○町長（荒木耕治君）

2月10日に開催されました臨時会において眞邊議員の質問に副町長が答弁をしましたが、補足をする形で答弁をさせていただきます。

質問の趣旨は、2月8日の新聞に町長が65歳になってから航空運賃を正規運賃で買っていた、この記事に、このことに関する取材に警察の捜査に支障が出ると回答されたが、町長の航空運賃を65歳になってから正規運賃で買い続けていた理由をお聞かせくださいとの内容だったと思います。

副町長の答弁の要旨は、現在捜査中であるので、捜査にかかわりのある内容についての公表は差し控えるようにとの指導を受けている。それから、平成27年度になってから航空運賃を普通運賃に切りかえた理由として、平成27年6月に全国離島振興協議会の副会長に就任をしたこと、平成27年5月に口永良部島の噴火が発生し、口永良部島島民全員が屋久島へ避難をしていること、このようなことから、非常時においてすぐに対応できる運賃体系で出張していた経緯・経過がございますというような内容だったと思います。

警察の調査に支障が出ると回答を避けた形になったので誤解を受けた部分もあったか

と思いますが、庁舎内で同じ時間帯に複数同時に聞き取り捜査を受けている状況でありました。ですから、そのような指導を受けていたのは事実であります。

それから、65歳になってから正規運賃で買い続けていた理由については、副町長が答弁したとおり、全国離島振興協議会副会長への就任も理由の一つであります。全島避難している口永良部島島民の課題に臨機応変に対応することが主な理由であったわけです。

私が65歳になったのが平成27年の3月、口永良部島の噴火が平成27年5月、全国離島振興協議会副会長への就任が平成27年6月であります。いずれも時期が近いことから、私が65歳になってから普通運賃に切りかえたとの印象を与えることはいたし方のないことかもしれませんが、航空会社に請求した記録によりますと、平成27年5月の口永良部島の噴火以降、つまり平成27年7月2日から翌年2月18日までの7回東京に出張をしておりますが、全てにおいてシルバー割引運賃は利用をしております。往復割引運賃で5回、普通運賃で2回搭乗していることになっております。

したがって、平成27年における普通運賃あるいは往復割引運賃への統一は、私が65歳になり、シルバー割引運賃を利用できる年齢になったこととは関係なく、口永良部島の噴火への対応であったことを御理解をいただきたいと思います。

また、眞邊議員から実際に正規運賃で買ったチケットを予定変更で払い戻したことが何回ありますかという質問に、副町長は割引航空券を予定変更で払い戻して新しい切符を買ったところ、割引料などを含めて多額の出費があったことが聞き取り調査の中で明らかになったということについては、事実そのようなことがあったことを職員に話した記憶がございます。前のことでありますので正確には覚えておりませんが、平成26年8月の第1回目の口永良部島の噴火以降のいずれかの出張だったかと思います。

いずれにいたしましても、このことについては事実関係を述べたものであって、議員が問題にしている私が65歳になってから正規運賃で買い続けていた理由ではないわけですので、そのように理解をしていただきたいと思います。

#### ○1番（眞邊真紀君）

今回聞きたいのは、この前の臨時会での副町長の答弁の内容についてなんです。実際に払い戻したことによって多額のキャンセル料が生じたので、その例をもって正規運賃で買わなければいけないという判断をしたという趣旨の答弁だと思うんです。多額のキャンセル料を支払った例というのが今のところ一例も出ていないじゃないですか。その答弁自体が正しかったのか正しくないのか、証拠が示せないんだったらなかったことだと思うんですね。その点はいかがですか。

#### ○副町長（岩川浩一君）

2月10日の臨時会の質問のときは、補正予算の関連質問でいきなりその質問がござい

ました。ですから、私は当時持っていた手帳の記録、それとその手帳の中に職員から聞き取りをした何項目かを記載してありましたので、事前に通告はいただかなかったものですから、それを見ながら答弁をしたということでもあります。それは眞邊議員おわかりだと思いますけれども。

その中で先程町長が申し上げましたとおり、65歳になった時点で正規料金、普通運賃の比率が非常に高くなっていると。それ以前は早割とか普通運賃、それから往復割引、色々あったんだけど、65歳になってからそういうふうにあがっているという前段がございました。その中で私は、先ほど町長が申し上げましたとおり全国離島振興協議会の副会長、それから平成27年5月の口永良部の噴火災害、そのことによって町長がすぐに対応できるような運賃ということになったということをまず申し上げました。

その後の質問で、眞邊議員のほうから何か不都合なことがありましたかという質問の中で、私はそこに聞き取りの中でメモしていたことを申し上げた経過がございます。

それは町長がそういうことがあったということをお願いしましたが、それが町長は後で確認したことなんですけれども、そこで発生した割引料、自分が負担したお金は当然自分の都合でそうしたのだから、自分で全部処理したと。そして精算のための領収書は、精算手続が必要だということは理解していなかったの、それはもう破棄したということでありました。ですから職員は精算ができなかったという、そういう経過があったということを私は聞き取りしたことを申し上げただけでありますから、それがどの職員がどう申し上げたということをいちいち議会で名前を出して証言を求めたら、これから内部調査も何もできないということになります。これは議会の皆さん方がそのように判断をしていただいたことだろうと思います。

特に町長が申し上げましたけれども、そういう事実があつて精算をしていないということは、それは事務手続上、条例上は大きな間違いであるかもしれません。ただ、自分が余分に支払ったお金を精算をしていなかったということは、先程申し上げたそういう条例上にとって大きな間違いであるかもしれませんけれども、余分に請求したということと違って町に損害を与えていないわけですから、それは手続上は問われても、そのことによって町長が何か責任を取るかそういうことにはならないわけですので、精算の過程の中で、自分の都合で変更したということは自分の都合でしたのだから、それは自分で実費で補ったということの経緯経過が、そういう職員の発言とセットになっているということでもありますので、普通運賃に切りかえた大きな要素というのは、先程町長が答弁した口永良部島の災害によることだということで、私は虚偽の答弁もしておりませんので、そのような事実があつたということをはっきり申し上げておきたいと思っております。

#### ○1番（眞邊真紀君）

そのような事実があったと口頭で言われても、文書も何も一切示されないと、それはどう信じろというのですか。

そして、最初にその航空券を買ったときに、出張に行く予定だったわけです。当然その精算書というか、手配した時点で概算の書類をつくっているはずですよ。払い戻しをしたからその手前の処理も一切なかったというのは、それは違うと思います。そういう事実はなかったということに等しいんですよ。書類がないんだから、なかったということなんです。どうやってあると証明できますか。

○副町長（岩川浩一君）

町長が東京に出向きます。東京に出向いて、そういう口永良部島の災害がありましたので、例えば午後で帰る便を午前にかえて帰るつもりで空港に行ったら、そういう手続が当然ございますよね。行っていて帰りの便を変更して、変更ができない切符であればキャンセル料を余分に払うわけですから、そういうこともあります。

また、便がずれて帰る場合は、町のほうに町長から電話が来て、例えば1時半のやつを最終便にかえてくれということになれば、そういう手続をするわけですから、そういう記録が残らないのではなくて、どの会議のどのことだったかというのが確定できないというだけであって、そういう実態があったというのは、これは事実なわけですから、後でもし議員がどうしてもそういうことであるとすれば、またどういう職員がどういうことでどういう発言をしたというのは、また精査に調査をして議会に提出をしたいと思います。

○1番（眞邊真紀君）

では、その当時の2月10日の質問の趣旨である正規運賃にかえた理由は何ですかというのに対して、確たる理由はなかったということでもよろしいんですよ。その多額なキャンセル料を払ったというのが結局は示せないで、それは証拠として残っていない。だからその記憶をもとに言われても困るので、正規運賃で支払う、正規運賃でチケットを買っているという確たる理由がないということでもよろしいんですよ。

というのは、正規運賃で買わなくても結局、早割とか往復割引とかありますでしょう、それで随分経費が浮かせます。それは言っていることはわかりますよね。だから片道ずつ買う必要がないじゃないですかということを言っているんですけども。

○副町長（岩川浩一君）

先程も申しあげましたけれども、平成26年の段階は正規運賃といいますか往復割引で3回出張をしております。そして普通運賃で、普通運賃というのは、今議員おっしゃる片道の料金、それで2回行っております。そして特割というのは割引運賃と言われるやつだと思います。これで4回出張をしております。

ですから、先程申しあげましたようにそういう状況の中で、平成27年になってからの



出張は往復割引で8回、そして普通運賃、いわゆる片道とおっしゃるその出張が3回ございます。ですから往復割引が大半を占めているわけです。

ですから、そういう片道で行っていたということにはならないわけですが、ただ、先程町長が申し上げましたけれども、平成27年3月に町長は65歳になっております。そして翌年の2月まで1年間、町長はシルバー割引を利用していないんですね、65歳になっていきますけど利用していない。それは65歳になってから普通運賃に、往復割引に切りかえたということは、シルバーが目的じゃないということは御理解いただけるはずなんです。それは口永良部島のその噴火災害に備えるためにそうしたというのは状況的によく理解できることじゃないでしょうか。

ですから、そのようにぜひ御理解をいただいて、職員がこう言った、それが本当なのかどうなのかということは、もうちょっと精査をしろということであれば、きちんと調査をして提出をいたします。

#### ○1番（眞邊真紀君）

やはり、その変更によって多額のキャンセル料を支払わなくてはいけないと言っている手前、記録をきちんと残していただかないと、それをもって証明していただかないと、やっぱりそれが正当であったということは当然すごく言いにくいと思います。

先程からシルバー割引の件について限局して言っているのでも聞きますけれども、その正規運賃でない早割とかほかのチケットを購入しているとき、シルバー割引以外でのチケットの購入というのはなかったんですか。例えば、宿泊パックで購入をして宿泊代をつけていたとかっていうのも調査されているんですか。シルバー割引だけじゃない不正が今出てきていますよね。

#### ○町長（荒木耕治君）

屋久島町の出張に限っては、パックは私はありません。ほかの例えば熊毛とか県とか一緒のとき、ほかの団体で一緒に出るときはパックの旅券もあったというふうには記憶をしております。

#### ○1番（眞邊真紀君）

その先程から言っているように記憶に基づく証言は信じられないので、書面で証明をしていただきたいです。今わかっている16回で35万円というのも、その証明をしていただかないとわからない。その一連の流れ、今までのその差額を着服しているってということに関しても、全て書面で証明をしていただきたいです。

#### ○町長（荒木耕治君）

3月5日に3カ所に振り込みをいたしました。議員が振り込みも信用できないという、私が本当に振り込んだのか、振り込まないのか。これが今振り込みの3カ所です。これは弁護士から確定をしたという金額です。これが領収書、3カ所の振込用紙です。全離

島と町と離島振興協議会です。

ですから、では何を根拠に積算をしたということですが、これです。これがJALから、写真は待ってください、今これ捜査中のことなので後でお見せはしますよ、要するに写真とかそういうのは撮らなければお見せはいたします。ですから、一応これを根拠に今の金額は積算をしたと、それで今払い込んだということでございます。

○1番（眞邊真紀君）

ぜひ全ての出張に関して、その日付と照らし合わせた差額の根拠をお示しいただけたらと思います。

○町長（荒木耕治君）

これは19年度分だけが今精算をしたわけで、あとの分はもう少し時間がかかるので、それが全部出ましたら必ずそれは、これを根拠にこういう積算をして、こうしましたということはお示しをしたいというふうに思います。

○1番（眞邊真紀君）

ちなみに、その弁護士さんに頼んでいるのは、シルバー割引で差額を町長がもらった分ということですか。それとも屋久島町の旅費条例に関連した全ての条例に合わない部分、例えば先程から言っている宿泊料を2重に請求しているとか、そういうのも全てあわせてわかるんですか。

もし弁護士さんにそのシルバー割引の件しか頼んでいないのであれば、町が内部調査というか、調査をするときに荒木町長の分も全てまた調査をしなければいけないと思うんですね、その辺どうですか。

○町長（荒木耕治君）

私は町の出張においてはパックは使っていないというふうに記憶をしておりますから、今JALに照会をした分は、要するにこの5年間のシルバー割引を使った件だけをJALから今履歴をもらっています。そのシルバーに関してのものだけを今精算をしているというものでございます。

○1番（眞邊真紀君）

先程からシルバー割引に限局した答弁をされているので、町長が65歳になられてから1年間はシルバー割引が使われていないということをおっしゃっていましたが、やはりこちらからすると、それはシルバー割引を使っていなかっただけかもしれないというふうにしかとれないんですよ。

だから、そのほかの部分に関しては町の中での調査というか、もちろん第三者性は担保するような調査の中で明らかにしていただきたいと思っています。その点はどうか。

○町長（荒木耕治君）

それは内部で調査をして、また明らかにしたいというふうに思います。

○1番（眞邊真紀君）

次はちょうど旅費不正の調査についてなので、そっちに移行したいと思います。

その調査をどのような方法でやるのかというのが重要だと思います。精算書、そして領収書、搭乗記録、そして大事なのが旅行会社の発券記録、この照合が必須だと思っています。それをどのような形でしていくと考えているのか。

これは荒木町長だけではなくて、当然全職員の分も調査されるというのは副町長がおっしゃっていたと思うんですが、今町ではどのぐらいまで調査が進んでいて、今後、詳細な調査をするためにどのような手法を用いてやっていくのか、また、その見通しをお示しくください。

○町長（荒木耕治君）

私の代理人弁護士が先程言いました鹿児島県弁護士会会長を通じて日本航空株式会社に対して弁護士法第23条の2の規定に基づき照会をしており、その回答が今出てきたわけです。その回答書には、私が日本航空機に搭乗した日、区間、便名、航空券の購入金額、当日シルバー割引利用の有無などが記載をされております。

それと出張命令伺い、旅費伝票、精算伝票を突合して、精算すべき額を確定をしているところであります。全ての精算が終わる見込みは3月末ごろになるのかなというふうに今思っております。

議会へは資料を作成して説明を行いたいと思いますし、その精算が済んだときには、また記者会見等を通じて説明を行いたいというふうに思っております。

この件については、例月の出納検査などの監査委員の審査も当然行われると考えておりますので、その審査にも委ねたいというふうに思っております。

○1番（眞邊真紀君）

今おっしゃっている監査委員というのは、町の監査委員というのは議会選出の監査委員ですよ。というのは、もう全く持って内部の調査でしかないの、これは外部に投げかけてプロに精査していただく必要があると思います。内部でやると、内部で不正が起きているのに、誰がその不正をきちんと明確にできますか。

これは絶対に第三者性を担保するということから始めないと誰の信用も得られないです。町民のみならず全体に、社会的な理解も全く得られないです。この屋久島町の旅費の問題は思っているより周りに多大な影響を及ぼしています。子供にテレビ見せられないよねってこの前もスーパーで言われました。そのぐらい深刻な問題です。

だから、これは第三者性を必ず担保することということを約束していただいて、全職員もそうですし議会側もそうです、調査するべきだと思います。そうでないと、もうこの不信感は払拭できない、そういうところに来ています。

その第三者性を担保するための取り組みを今少しでも考えているのか、考えておられないのかお聞かせください。監査委員にとおっしゃっているぐらいですから、恐らくまだ考えていらっしゃらないかもしれませんが、考えていただけるかどうかお示してください。

○町長（荒木耕治君）

今のところは考えておりません。

○1番（眞邊真紀君）

内部で調査しても何の信頼もないんです。実はきょう議会に来るとき、町民の方からこう言われました。「予算をつけてうそ発見器を購入したらいいよ、屋久島町は」とそういうことを言われました。そのぐらい疑われているんです。だからこの出張旅費の精算に関しては、もう第三者の目をもって調査しないと成り立たないと思います。

そこで聞きます。その第三者性を絶対に担保するというのを約束していただくことと、あと現時点で今、町長、副町長、町の中では出張旅費に関する不正が明らかになっています。そのほかにどなたか自己申告で自分も実は宿泊パックの2重取りをしてしまっていたとか、そういう申告というのは一件でもありましたか。

○町長（荒木耕治君）

今のところはありません。

○1番（眞邊真紀君）

ということは、やっぱり調査をしなければいけないとは思うんですけど、議会側でもちらほら何かまだ出てきそうな情報が見え隠れしてきています。町の中でもやっぱり心当たりがあれば、あるかないかわかりませんが、自分で自己申告を先にするというのがやっぱり見え方として非常にいいかと思います。

第三者性を担保するという、この必要性に関しては理解していただけないですか。

○町長（荒木耕治君）

今のところ、その予定はありません。

○1番（眞邊真紀君）

では、副町長はいかがですか。

○副町長（岩川浩一君）

町長が答弁したことについて、私にとやかく言う立場にはございません。

○1番（眞邊真紀君）

では、町長も副町長もだめなら総務課長はいかがですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

副町長と一緒にです。

○1番（眞邊真紀君）

これは大変困った問題ですね。第三者性を担保して調査をしないと何も証明できないですよ。監査役がいて監査をし続けてきたのにわからなかったことです。その監査の方にまたお願いをして調査をして、それに気づくなんていうことがどうしたらできますか。

○町長（荒木耕治君）

身内だけでやっているわけではないです。弁護士もその中に入って町ともやりとりをしてやっているわけですから。

○1番（眞邊真紀君）

その弁護士はどなたのことを言っているんですか。町の職員に関して調査をしているんですか。

○町長（荒木耕治君）

それは失言でした。

○1番（眞邊真紀君）

だから、やっていないんですよ、誰も第三者の目に触れていないんですよ。だからぜひ、別に犯人捜しをすとかそういうわけではなくて、町の信頼を一刻でも回復するために、きちんと第三者の目に見てもらってこうですよというのを記者会見でもして世間の皆様に訴えかけないと大変なことになっています。だから、ぜひ第三者性を担保する調査をしてください。いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

今のところそのつもりはありません。

○1番（眞邊真紀君）

これはもう住民に訴えかけていきたいと思います。第三者性を担保しないということ町長がはっきりおっしゃっていると、事実を伝えていくしかないと思っています。

旅費不正調査に関して、ぜひ重点的にやっていただきたいのが、見積額の領収書の存在についてはっきりしていただくことです。副町長の出張精算については複数の不正な精算が認められています。これについての説明の中でたびたび出てくる見積額の領収書、つまり実際に支払った金額とは違う架空の領収書を添付して旅費精算をしているということですね。職員が処理しているのでわからないということも繰り返し言われていますが、代理店にチケットを購入しに行くのは副町長であると泊総務課参事からも聞いています。その見積額の領収書の存在に関して副町長のほうから説明をお願いいたします。

○副町長（岩川浩一君）

私が名古屋にした出張した件のことをおっしゃっているんですか。見積書というのはどういうことですか、よく理解できませんけど。

○1番（眞邊真紀君）

恐らく、その名古屋の出張の件もそうですが、ほかも見積額、実際に発券している記

録とは違う領収書が添付してあることもあるかと思うんですね。

実際にここに名古屋に行ったときの旅費精算書もありますが、結局、副町長は鹿児島から中部国際空港、中部国際空港から鹿児島までお戻りの航空チケットを7万2,220円で買ったようになっていますが、実際には違いましたよね。これ7万2,220円で精算されています。

こういう実際に支払った金額でない領収書が手に入るという実態があるんですよ。というのは、これは1人でできることではなくて、相手方の会社がないとできないんです。だから複数の方がかかわらないとできないものが実際に貼られている。これは1例だけではないはずですよ、見ていてわかっています。この架空の領収書が公文書で、公的な旅費精算書に張られて精算事務が行われているということは事件ですよ。この領収書に関して御説明ください。

先日のインタビューの中で副町長はこう言っています。記者が、「お金を払ってもしないのに領収書ももらっているのでは。」副町長は、「もらってはいるが、後でお金は旅行会社に渡っている。」記者は、「名古屋出張のケースではお金を払っていない状態の高い金額だった。」副町長は、「ですから、私は最初から見積書という判断だった。」、見積書という判断だった。記者は、「見積書として領収書が出ているのがおかしくないかと聞いている。」副町長はこれに対して、「それは私だけでは話ができないので、旅行会社と一緒に話をしたい。」記者が、「改めて聞くが、見積もりの領収書というのは大変な問題だ。実は架空の領収になる。実態のない領収書が町の精算書に貼られていたことになる。旅行会社の問題ではない。こういった問題がほかにあるのか否か。なぜこういった問題が起きたのかを精査する必要があると思うが。」副町長はこう答えています。「当然見積もり段階でもらう場合は見積書としてもらうべきでしょうね、そのとおりだと思う。見積書としてもらって、それで概算伝票をつくって概算払いをもらうのが正常だと思う。だけれども、指摘されたように往復の旅行運賃、それを領収書という形でもらってそれで伝票をつくって、日程変更がなければそのまま添付していたということは、当然今後改革しないといけないと思う。見積書でもらって、最後にお金を払った時点で領収書ももらってそれを添付するということは今後の改革の中でぜひしないといけないと思っている。」

これは当たり前なことなんです、改革じゃなくて、これ以外の処理はないですよ。そもそも架空の領収書を先にもらえるというやりとりができるということを説明してください。

#### ○副町長（岩川浩一君）

新聞記者の取材を受けたときに、その往復の航空運賃と領収書に記載された額が、概算払いには領収書は添付の必要はありませんから、概算払いには概算をするときに、恐

らく往復の名古屋、正規料金を概算をしたということだと思います。

ですから、取材のときにも申し上げましたけども、その経緯・経過が私もよく理解ができませんでした。なぜこういう領収書がついているのか、それで取材のときにも私も即答ができなくて、しばらくその取材は時間がかかったんですけれども、東京に経過して行ったというその記憶の中から、そのやりとりがどうだったのか、そしてそのことについて、この事態が報道されてから、その当時伝票を作成した方とも、総務課長も含めて協議をどういう経緯経過でこうなったんだろうかということの色々と調査をしましたけれども、はっきりしたことはわかりませんでした。

その新聞社の取材の過程の中で、これは見積書という形で出てきたものじゃないかということで、確認したらそうかもしれないという話であったものですから見積書という捉え方をした。そして、その私が帰ってきた旅費が当然1万円余分に概算をしていたんですけれども、私は正規の料金で帰ってきて、この最初買った見積もりで当然いいんだろうということで、その精算を誰がしたのかということも明らかではない。ただ、1万円余分に私はいただいたということは、この概算払いと実際の支払った航空運賃とが違うわけですから、そこは私は素直に認めて公の場で謝罪もいたしましたし、議会を通じてこういうこともありましたということをお知らせしました。

ですから、はっきりこうしてこうだったんだということがなかなか言えないものから記憶がないと、そして航空会社、旅券を発行したところに再三聞いてもよくわからない。そういう状況の中で推移してきたということでもありますので、どうだったのかと正確に答えろと言われてもなかなかその経緯・経過は答えられないということでもあります。

ただ議員おっしゃるとおり、本来つけていけない領収書が精算の段階でついてたということは、これは大変な問題です。大変な問題といいますか、私が1万円余分に2万円受け取っていたということは、これはもうはっきりしているわけですから、その点についてあらゆるところで私は新聞でも謝罪をし、テレビでも謝罪をし、議会でも謝罪をした、そういうことでもありますので、はっきりどうだったのかということについては、なかなか言えないということは御理解をいただきたいと思います。

#### ○1番（真邊真紀君）

はっきり言えないから調査が必要なんですよ。謝って済む問題ではないんです。

こうして不正な行為が繰り返し行われている、常態化しているというふうにはしか見えないんです。こういうものが1枚貼られていると、数十枚、あるいは数百枚あると思うのが普通ですよ。だからこそ第三者性を担保してちゃんと調査をするということが当然必要になるかと思いますが。いかがですか、口で説明できないですよ。わからない、記憶をもとに、たくさんの方がかかわっているからわからないなんていうことは言えない

はずですよ、公的な仕事をしていて。

マニュアルはあるんですか、どういうふうに旅券を手配して誰が取りにいった、どういう処理をするというのはマニュアルがあるんですか。マニュアルがあるかないかと、そのとおりにやっているかどうか。第三者性を本当に担保して調査をする気がないのかどうか、もう一回お伺いします。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

旅費の支出に関するマニュアルはございません。ただ、長年やってきているやり方と  
いいですか、当然航空券であれば日付、時間、それに係る職員であれば割引の運賃を聞いて概算をして、それに即した領収をつけるというやり方は以前からやっております。

○1番（眞邊真紀君）

第三者性を担保することについては。証明できないことを、どうやってこれから証明するんですか。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時29分

---

再開 午後 2時31分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（荒木耕治君）

今、議員の申される調査のことに関しては、どんな形でどうやるか、内部で少し検討をさせていただければというふうに思います。

○1番（眞邊真紀君）

ぜひ、早急に検討していただきたいです。これは、だれの信頼も得られないですし、この不信感はもう、絶対払拭されることではないので、ぜひよろしくお願いします。

あと2分ありますが、町長の出張旅費に関して、正規運賃で買い続ける理由って、はっきり言ってないと思うんですね。なので、割引運賃で買うということで御検討いただけないかなと思います。片道4万円で8万円もかかりますよ。早割往復割引で買うと数万円削減されるので、かなり支出が防げると思います。その点どうですか。

○町長（荒木耕治君）

町の出張のほうが回数が多いわけで、町から旅費をもらって行くわけですね。それを今、議員の言われるように、例えば、早割というんですか。例えば、災害時、緊急に帰らなければいけないというようなときもあるわけですよ。台風が近くに来るとか、これから後も、台風とか噴火の問題もありますし、そういうときには、そういうふうにして、



今度は少し金を足して精算をするという形のほうが、町にとってはプラスになるでしょうから、そういうふうには、今後やっていこうというふうには思います。

○1番（眞邊真紀君）

ぜひ、そうすべきだと思います。そんな天変地異のことでね、支出があってもだれも文句言いませんよ。それは当然だろうというふうになると思います。日ごろから支出を抑えるような旅費を使って、万が一のときには、きちんと支出をするというところでですね。それがあべき姿だと思っています。

先ほどから言っている第三者性を担保する調査というのは、ぜひやっていただきたいなと思っています。

以上です。終わります。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。14時45分から再開します。

休憩 午後 2時33分

---

再開 午後 2時45分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、渡邊千護君に発言を許します。

○5番（渡邊千護君）

皆さんこんにちは。お昼どきの一番眠たい時間ではありますが、しばしの時間を皆さん、お許しいただいて、最後まで聞いていただきたいと思いますが、一番最初にきょう、一般質問した石田尾茂樹議員が、コロナウイルスについての発言をしておりました。

我が町も小学校、中学校、高校と、休校のため、毎日おうちで勉強をしたり、自宅待機をしている子供たちがいるわけですが、私も小学生の子が2人いまして、今、毎日、おうちにいる状態です。

最近私も、小学生2人の子供の宿題を見る機会が多くなりまして、小学校4年生の宿題を見ていると、すごい難しくて、「パパ大丈夫。私が答えようか」と宿題を見る側が逆に教えられている状態でございます。

この間悔しかったので、宿題のプリントをコピーをして私がテストをしました。見事に100点をとれたので、娘にほめられたことが非常にうれしくて、毎日楽しい日々を過ごしております。

余談は以上でございますが、それでは、通告に従いまして、1番、入山協力金。今年度の結果を踏まえ、新年度以降の展望を。2,000万円未弁済だが、今後どうするのか。完済の見通しは。

2番、山岳部利用保全協議会の在り方や今後の運営等について質問いたします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

渡邊千護議員の御質問にお答えをいたします。

令和2年1月までの世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金の収受額は4,074万5,045円で、目標としている予想現計額と比較し、70.2%にとどまっております。なお、横領事件影響額を考慮しない前年度同期と比較した場合も、1,358万3,297円の減少となっております。

屋久島にお越しいただいたお客様を始め、協力金の趣旨に御理解いただいた大口納付者から多額の御協力をいただきましたが、元協議会職員による横領事件発生後、令和元年7月12日まで、協力金の積極的な受け入れの自粛を行ったこと、5月18日の集中豪雨や台風等による登山バスの運休によって、登山バス利用者が4万2,246人と、前年度と比較し、25%に当たる約1万3,000人が減少したことが影響していると考えております。

令和2年度は、新型コロナウイルスの早期鎮静化を期待し、登山客5万人を見込んでおります。元協議会職員による横領に係る令和2年2月末時点の未返済額は1,621万438円であります。内訳としては、横領額は本町調査では3,320万9,196円でしたが、元横領者の勤務に対し、給与が支払われていないこともわかり、その金額を横領額から控除することと判断したところです。その金額は、平成29年度分が64万3,739円、平成30年度分が339万3,574円でした。そして、これまでの返済額1,296万1,445円を差し引いた額となります。その完済の見通しは、12月議会において、眞邊真紀議員にお答えしたとおり、当人が生涯かけて返済する意思があり、これまでも横領額の約3分の1が弁済され、また、本年9月以降は、毎月10万円の返済があることから、長期にわたることは予想をされますが、確実に、なるべく早期に完済されるよう、町が代理請求する裁判所を通じた訴え提起前の和解により、返済を求めることとしております。

○5番（渡邊千護君）

入山協力金の横領が発覚したところで、昨年2月25日、記者会見を行っていると思いますが、町長ほか、協議会の関係者で記者会見を開き、謝罪したのは、まだ記憶に新しいと思いますが、この記者会見の後に、住民間で横領額が、記者会見の前ですかね、2,000万円だとか3,000万円だとか、下手すりゃ5,000万円以上じゃないかとか、そういうわきがたくさんされました。

結果的に、このときにわかったのが、会見の中では2,900万円、しかし、後でわかったのは、バス代を含めて3,320万円ぐらいが、記者会見の中で、その後に発覚して、合計金額が3,300万円ぐらいということがわかりました。その後、この元職員は、先ほど

もお話ありましたが、懲戒解雇。もちろん、町からの告発も受け、懲役2年、執行猶予4年の判決が下されました。ここまではよかったです。

ただ、一番驚いたのは、刑事裁判での被害額150万円です。ということは、何も立証されてなかったということです。3,320万円、実際に立証されたのは150万円です。この告訴容疑3,300万円に対し被害額が150万円。町から提出された書類等からは、証拠がそろわず立件されなかった。逆に、町のずさんな管理体制が浮き彫りになったということがあります。

今、和解に向けての具体案と、元職員と町で協議すると、これからですね。またあると思いますが、司法でも、3,300万円の額を立証できなかった。町はどのような方法で、まず、この3,300万円を立証したのか、それをお聞かせください。

○観光まちづくり課統括係長（地域振興担当）（木原幸治君）

渡邊議員の御質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、横領金額につきましては、前担当をしていた協議会の職員のほうで日計簿、通帳、そういったものを合わせて調査をさせていただいております。それで今、確定した金額が、昨年10月に決定をしたんですけれども、その調査の金額が3,320万9,196円ということになっております。

○5番（渡邊千護君）

去年10月ぐらいに確定したんですね。今、それを中に入って調査したのはだれとだれとだれですかね。もう一度お願いします。

○観光まちづくり課統括係長（地域振興担当）（木原幸治君）

調査をしたのは前環境政策課の担当の係長が中心になって調査をしております。

○5番（渡邊千護君）

去年の12月議会で、眞邊議員が質問しております。その答弁の中で、横領による損害は日報などで調査し、これは間違いないですね。今後どのような手続きで返済を求めるか、法務相談員を交えて検討を行ってまいりました。現在のところ、訴え提起前の和解申し立てにより返す予定をしておりますと。

その下に令和元年10月8日に、元協議会職員と今後の返済方針について確認したところ、損害賠償額については、町の主張する額を受け入れ、争わないというふうに書いていますが、これ、司法的に立証され、また書類がそろわなかったものを係長以下の人が集まって、法的根拠もない金額を提示するというのはいかがなものかと思うんですが、それどうなんでしょう。決まったほうで150万円ですよ。

もちろん、通帳を見たところではなくなっているかもしれない。ただ、法的に根拠もない金額を提示して、話が済むのは構いませんが、本来ならば、民事訴訟を起こして、もう一回やるべきじゃないんですか。どうでしょう。

○観光まちづくり課統括係長（地域振興担当）（木原幸治君）

今回の横領事件につきましては、以前の議会の答弁でもお答えをしたとおりに、その元職員が現金で事務所のほうで管理をしていて、預かったお金を、一旦金融機関の中に入れて管理をしておりました。ですが、そのことで、刑事訴訟の中で150万円しか立証ができなかったということは、現金で利用していたものですから、確かに、元職員の個人の通帳には入金があったんですが、そこのお金の流れがしっかり確認ができない。協議会の通帳から元職員の個人通帳に納金された時期が問えなかったということがありまして、150万円の部分については、明らかになった部分だけ立証をしたということになります。

また、3,300万円の調査につきましては、その横領金額の予測の金額として、毎月、日報で管理をしていただいています。今現在も、毎月毎月の収納の金額というのは報告をさせていただいているんですけども、月末に協議会で扱ったお金、観光協会で代理でお預かりしていただいた集計というのが、当然あります。それと日報を突き合わせたものというのが証拠書類になりますので、それで算定にしたものであります。

元職員も現金で取り扱いをしていた。それをみずからが横領したというのは、本人もわかっている話なので、我々が調査をした証拠に基づいて、「あなたはこれだけ横領したんじゃないですか」ということを提示をいたしました。結果、彼が事前にこれだけ横領をしていたという金額よりも、五十数万円、こちらのほうで調査した金額が多かったという事実もあります。

ですが、先ほど説明したとおりに、刑事裁判が終わった後に、本人、法務事務専門員と一緒に、「今後の返済のことについてどうしますか」というように協議をしたときには、「私もしっかり把握できていないところもあったので、町が調査した金額については、そのまま受け入れをいたします」ということで回答いただきました。本人はその金額を、誠意を持って、一生かけて返していきたいということでしたので、それをもとにして、和解協議を進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○5番（渡邊千護君）

今の協議をしていくわけですよ。もしですよ。もし、元職員の彼が、いろいろ考えた結果、一応私もとった本人かもしれない。悪いのは当たり前。ただ、そのときに、町の監査、通帳を確認しなかった、関係機関の通帳も見なかった、会計の書類も目を通してくれなかった町の責任はどうなるんですか。私だけかぶるんですかと、もし向こうが反論してきた場合、どう対応しますか。

○観光まちづくり課統括係長（地域振興担当）（木原幸治君）

また、そういうことがないように、事前に、刑事訴訟が終わった後に協議もしており

ますし、先方のほうも、刑事訴訟のときに弁護をいただいた国選弁護人の方が、引き続き、今回の和解協議の弁護をやっていただくということで、常識ある御判断をしていただけるものというふうに考えております。

当然我々も、私、担当課のほうで請求するものではなく、町の法律事務専門員に御相談をしながら、いわゆる代理人を立てて、適正な手続をとって協議をさせていただくというふうに考えております。

#### ○5番（渡邊千護君）

もちろん、常識あるというような話もありましたけれども、私、常識あるならですよ、まず考えてください。元職員が協議会のトップとしていましたよね、向こうに。一生懸命動いていました。この職員の勤務の実態、私、色々新聞等も見たんですけども、まず、数千万円の多額のお金の取り扱いですよ。協力金があります。それから、町から運営資金のお金がまた入ってきます。金融関係の取り扱いも1人でやっていました。バスの運行管理、何千万円も取り扱う協議会の経理すべてを1人でやってたんですよ。それも、金額として1億円近いです。それを普通、1人でしますか。その多額の金額を、目の前にあるのを1人でやっているわけです。睡眠時間、3月から11月までのバスが運行する期間、2時間から5時間の間、毎日だそうです。休みはなかったんですよ。それも、本人も証言してました、そのとき。

その過酷な勤務体制の管理を町はしてくれなかった。これ、ずさんな管理体制が引き起こした責任はかなり重いと思うんです。それを、なぜ町は前回、この眞邊議員の答弁書の中にも、町の責任が1つも書いてないんですよ。全て本人が、盗んだ、もちろん本人は悪いですよ。悪いのは当たり前。盗んだんだから。けど、管理をずっと放置してきた、会計監査もしなかった町の責任は、じゃあどこにあるんですか。なぜとらないんですか。その話はなぜしないんだ。それが一番大事なんですよ。どうでしょう。町長お答えください。

#### ○観光まちづくり課統括係長（地域振興担当）（木原幸治君）

町が協議会の運営事務局も担っておりましたし、事務局も担当課の課長が担っておりましたので、そして、命令義務がある町長等にも責任がある。この事件については、町も協議会運営事務局の、当時の環境政策課も責任があります。大変申しわけないと思っております。そのことで、町長も減給も処分もされておりますし、職員についても、減給の処分がされているということになっています。

また、先程の勤務体制の件なんですけども、十分承知をしております。ですが、補足で御検討いただきたいんですが、実は、29年の新しく山岳部保全利用協議会が発足したときに、職員を1名採用はしております。いわゆる2名体制でスタートしておりました、会計の事務も当然させる。もう1人の職員にも休憩をさせたい、休みをとらせてあ

げたいということで、職員を配置をいたしました。

ですが、やはり、実態を聞いてみると、金融機関の取り扱いであったりとか、会計処理のことについては、新しく入ってきた職員に渡さなかったという実態が、聞き取りがありました。それは今、在籍をしている現地統括長もそういうふうな証言もしておりますし、元協議会職員もそれをさせなかったというのは言っております。それは恐らく、そういう事件性的なことが表に出ないようにということを、やっぱり危惧してのことだったんじゃないかなというふうには考えております。

**○5番（渡邊千護君）**

もちろん、町長、副町長が減給したというのは聞いています。けど、責任をとるのはそこじゃないと思うんですよ。町のずさんな管理体制を、これも数年ですよ。何も監査が入ってないんですよ。それで済ますというのはどうかと思うんです。

それで、やっぱり言うように、150万円が司法で決まった金額ですよ。内部で話し合っ、それを一緒に払って、本人がわかりましたと。悪いから、それ認めますよ。けど、彼は懲役2年、執行猶予4年という、自分が判決を受けたわけです。今も一緒に、更生施設で働いているわけですよ。自分はそういう罪をかぶった。当たり前です。けど、町は罪をかぶってないじゃないですか。減給じゃだめです。減給じゃないんですよ。やっぱり、責任のとり方が問われるんです。それを今後どうするか。本当、今でもとらなきゃいけない、すぐにでも。

総務課長は12月議会の中で、課長会を開いて協議すると。私これ、もう2回聞いたと思います。その後、協議をして、どのような話し合いをしたのか、まず、お答えください。

**○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）**

課長会で協議すると言ったのは何のことでしょうか。

**○5番（渡邊千護君）**

課長会の中で、我々課長も話し合っって補填すればいいのかどうかというのを書いています。その協議をするとも、私は2回、議会の中で聞いていますが、どうでしょう。

**○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）**

話し合いをして、しかるべき時期にしかるべき金額を寄附するということは決定してございます。

**○5番（渡邊千護君）**

なぜ報告しないんですか。そのとき聞かれて、答弁くださいというふうに言われてましたけども、それ、決まったんだったら、なぜ報告がないんでしょうか。

**○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）**

まことに申しわけございません。

○5番（渡邊千護君）

しかるべき日というのはもう決定しているんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

一応、年度内にということで考えています。

○5番（渡邊千護君）

年度内にということで、大体1人当たり幾らかというのも決定されているでしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

決定してございます。

○5番（渡邊千護君）

この責任を町長、やっぱり、このずさんな管理体制だった、この町の責任をどう受けとめ、どう責任をとろうと、減給とかじゃなくて、町としてどうお考えでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

私も責任を感じたから、みずからもそういうことをしました。

それで今、いろんなことが出てきて、本人も、そういう聞き取りからそういうふうに戻済をします。課長会もやりますということで、私は、今これで、自分が協議会長としてなすべきことはできているというふうに思っております。

議員の皆さんからも温かい言葉もいただいております。自分たちも責任の一端があるんで、自分たちも幾らかみんなで払えたらというお話も伺っておりますので、私どもは私どもで、今そういうことで責任をとっているという現状でございます。

○5番（渡邊千護君）

今話し合った中で、町と元職員の人と和解案に向けて進んでいるということでありますが、どうしても、やっぱり法で確定した金額が150万円で、本人がもちろん、これからも払っていくというのも約束しているというふうに、先ほども聞きました。

けど、やっぱり、告発されて、そういう刑事罰を受けて、今度はそれをなしで、自分たちでやっていこうとじゃなくて、もう一回、司法にちゃんと書類を届けて、町で精査できるのであれば、もう一回渡して、ちゃんともう一回、追起訴するなら追起訴でもやればいいんですよ。ちゃんと出さないと、これだけで町の責任がうたわれてないままでいくと。

今、口頭で、責任をとってやりますと。今、課長が話をされていて、金額を決めましたと言っていましたけど、なぜ報告がなかったのかということも非常に寂しいことでありますし、だからもう一度、やっぱり、法的にちゃんと司法で裁いてもらって、証拠を出してもらってするべきじゃないかと私は思いますが、再度お願いします。

○観光まちづくり課統括係長（地域振興担当）（木原幸治君）

今のところにつきましては、刑事訴訟については、もう刑が確定しておりますので、

今のところ、追加で刑事訴訟をするという考えはありません。

民事訴訟ですね。そのことについては、いわゆる出訴、裁判をするという形ではなくて、いわゆる、裁判所を通じた和解案という手続をとるようにしております。

このことについては、法務専門員の先生と相談をしながら、より多額で、早く完済ができる手続ということで、相談した上で決定した内容というふうに理解しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

#### ○5番（渡邊千護君）

私が言いたいのは、結局、本人だけがこの金額をかぶっていくという和解案じゃないですか。月10万円の給料を引いて、年間120万円ですよ。そういう話はなかったですか。今後。多分、一気にもう払えないと思いますよ。

この間、総会でそういう話をしていましたけども、何か町は逃げてませんか。なぜ、そういう話し合いをして、じゃあ本人が返します。町のこのずっと監査をしなかった責任というの、それはみんなが、町みんながですよ。負担していこうとか補填していこうという話し合いに持っていかなきゃいけないと私は思っている。なぜ1人がこんなに。

とったのは本人で、もちろん、払うのは当たり前ですよ。けど、管理をしなかった責任はものすごく大きいんですよ。だから、ちゃんともう一度、司法にゆだねるべきだと。ここも問われるんじゃないのかと、町のほうも問われるんじゃないのかと。

和解で済ませば、町は、もちろん責任とらなくていいですよ。けど、ちゃんと法的に見たときに、このずさんな管理体制は町は責任とられますよ。必ず。やっぱり、そこもしっかりしていかないと、本人だけが酷な現状で働かされた。あんなつらい思いした。けど、魔が差したかもしれない。とったのは悪いんですよ、本当に。だから裁かれたんですよ。放置していたこの期間の、監査しなかった町の責任は大きいんですよ。それもはっきり裁かれるべき。だから、ちゃんとそういう司法に持っていこうと。

和解だったら、自分たちのほうは何も非ないじゃないですか。裁判を立てようが。法務事務専門員って、町の法務事務専門員じゃないですか。相談するのは。書いているのは。だから、ちゃんとそういうふうにしていこうと、それが一番ベストじゃないかと私は思います。どうでしょう。

#### ○町長（荒木耕治君）

今、議員の口から監査というのが出ましたが、この協議会は町が監査委員ではないんですよ。環境省と財団は監査委員ですけど、町が監査委員じゃありませんので。

#### ○5番（渡邊千護君）

わかりました。じゃあもう1つ。

今、和解のほう、和解のほうと言っておりますけれども、私はですよ、もうみんなが責任をとるべきだと私は思っているんですよ。我々も含めて。反対する人もいるかもし



れません。私が思っているのは、町長も含めて副町長、各課長、町の職員も、我々議員も、それは金額は幾らになるかはわかりませんよ。ただ、全部を負担できる金額じゃないです。けども、町にも責任がある。管理できなかつた町に責任もある。そしたら、町の住民にもお願いをして、やっぱり、どうしても補填しなきゃいけないお金ですよ。

向こうももちろん、とった本人もしなきゃいけない。けど責任もとって、我々もどこかでしないとイケない。そういうずさんな管理をしていた町にも責任があるわけですから、そういう案を持っていくべきじゃないかなと。

金額は幾らになるかわかりませんよ。ただやっぱり、ある程度の金額をみんなで出し合って、補填して、みんなで責任をとって、記者会見を開いて、町の人にもお願いをして、少し財源からも補填させてくださいと。ゼロに戻しましょうよ。それが新しい出発への道じゃないかなと私は思います。町長どうでしょう。

#### ○町長（荒木耕治君）

当時はそういう話もございましたから、私も減俸をしました。職員もそういうことで、管理職で払うと。議会の皆さんも、議員も、みずからも、自分たちにも責任の一端があるんで、そういうこともやりましょうということですから、一般の町民にもということがありますけれども、みずから率先をして、議会の皆さん方も一緒になって、そういうことを一日も早く、議員の皆さんからお示しをいただければというふうに思います。

#### ○5番（渡邊千護君）

もうその和解についても、もう一回みんなで早急に話しましょうか。我々議員も含めて、それのほうが、やっぱりすっきりすると思います。それを提案して、この質問は終わりにします。

次に、入山協力金の今年度収受体制についてと、2のほうの山岳部利用保全協議会の在り方や運営等も含めて話をしていきたいと思います。

屋久島山岳部利用保全協議会、先月の2月25日、第1回総会が開催されていまして。私は傍聴させていただいたわけですが、いろいろと会の中で気になることがありましたので、3月に入っておとといですかね。早朝、自然館に行きまして、職員の方と、あとガイドも結構いきましたので、いろいろ話をさせていただきました。

今後の体制について、皆さんどう思いますかと。ただやっぱり、どうしても人が減った。今、6人になりましたよね。9人から、6名。淀川登山口、白谷雲水峡、経費削減のために人件費を削っていると。自然館の駐車場のところも見たんですけども、今は人が少ないからどうにかなるでしょうという話でした。

ただ、繁忙期になったときに、人員はそのときそのときふやしていただけるという話だけでも、ちょっとシステムはどうなのかということをおっしゃいましたし、総会の中では、チケットを持っていったときに整理券にかえると。そして番号制にしているとい

うふうに話をしていましたが、行きのバスは番号を振ってありませんでした。聞いたら、バス会社が番号要らないからということで、並ぶ順番も別に、特に並ぶこともなくしてもいいんだけど、その担当をしている人が、元に戻さないと、ごった返してどうしようもないという話もしておりました。

一番問題視されていたのが、荒川登山口に降りてきたときに、あそこでまた、新たにチケットを販売すると。雨が降ったら、その場所もなければ、来たお客さんが、バックを降ろして、また、財布を出して買うというのは、またごった返すだろうと。今からすぐくもめますよという話がありました。

もちろん、今も試行錯誤しながらやっていくとは思いますが、その中で言われたのが、去年の2月25日、先ほど言った横領問題で会見を開き、その後の協力金の収受を自粛したものの、今年は3月からスタートする。事前に新しい体制についての会見をやっぱりしてほしかったという意見がありました。

あとそれと、やはり、協力金を呼びかけるについて、責任の所在について明確にしないと、協議会の中では、我々の機関は法的に責任を持たないと、協議会はですね。それを繰り返して言っているわけですので、そういうところに、やっぱり協力金を呼びかけて、もし、今トラブルがあったらどうするのか、だれが責任をとるのか、そこは、やっぱり問われるところであり、しっかり示してほしいという意見がありました。

町長、本年度も引き続き、昨年度同様の体制であれば、本当、また同じ問題が起こったとき、どこが法的責任をとるのか。町なのか、それとも協議会なのか、お示してください。

#### ○町長（荒木耕治君）

今、議員も昨日の総会を傍聴に来ていらっしゃいましたから、意見はよくわかっていると思いますが、今、現在のままのみなし法人でいいのかという、責任の所在がどうなのかというお話も出ておりました。

今すぐ、協議会の責任の所在といいますか、名称を変えるというよりか、今、事務局が運営をしている協力金の体制と、あるいは信頼、そういうものを変えた上で、検討部会の中で、このみなし法人あるいは責任の所在をどうするかということも、今後検討をして、早い時期にはっきりとしたものにしたいというふうに、今現在は思っております。

#### ○5番（渡邊千護君）

町長の今の見解だと、やっぱりもう、早い時期に責任の所在をはっきりするというふうに今、おっしゃっていただいたのでありがたいとは思いますが、今現在、もう動き出している状態なんですね。

ただ、今、何かあったときに、じゃあだれが責任をとろうかというのは、やっぱりどうしても、そこは待たないですね。人はもう山に入ってますから。協力金も収受

していますから。これを、もし何かあったときのためには、その責任の所在がはっきりするまで、やっぱり収受もとめる。とめて、話し合っ、記者会見を開いてもらって、スタートすると。

もちろん、お金は今、集まらない状況ですよ。コロナウイルスもありますし、観光客も激減している。けど実際、もう稼働してしまっているのに、責任はとれないまま動いていいのかどうかをお答えください。どうでしょう。

#### ○観光まちづくり課統括係長（地域振興担当）（木原幸治君）

確かに、検討会のほうで収受自体の検討は今後も引き続きやっていただくということに、今なっております。事業としてはやはり、し尿の搬出であったりとか、やっぱり清掃であったりということの事業をやっていかないとなりませんので、その事業をするために、皆様に御協力をいただくということでさせていただきたいと思っています。

また、そのことにつきましては、昨年12月に総会を開きまして、その事業を、引き続き協議会のほうで収受をし、し尿搬出等の協力金事業実施をしていくということを決断をいただきまして、その決定に基づいて実施をしているところです。

#### ○5番（渡邊千護君）

すいません。今、事業をするためと言いました。事業をするために、お金がかかるのは当たり前ですよ。ただ、責任をとって、もし問題が起きたときどうするか。また、記者会見をして謝罪するんですか。それをなくすために責任をとりましょうということですよ。事業をするために金を集めるんですか。わかりますよ。けど、善意のお金をお客様から預かって、保全のために頭を下げているわけですよ。事業をするためじゃないんですよ。善意でもらっているんですよ。払わない人いっぱいいますよ。今払いたくない。

そうじゃなくて、しっかり誠意を見せて、責任をとって、もう一回、いずれはスタートしますよということであれば、そう、屋久島変わったねと。ちゃんと責任もとってくれるのね。だったら預けましょと、屋久島の森をきれいにしてください。世界遺産を守りましょと言ってくれるのが、観光客の善意を持ったお客様たちですよ。

事業をするためにするわけじゃない。善意を持って、屋久島を守ってくれるお客様がお金を払ってくれる。し尿を搬出するために、私もトイレ使うから、払いましょ。そこを町は責任をとってほしいということなので、私は今、提案をしているわけでありませ。それを理解してほしい。事業をするためだけに金を集めるわけじゃありません。善意でいただいているお金ですよ。屋久島のために。でなければ、まだ謝罪する姿を、もう見たくありませんよ。

現金機導入しました。今度、クレジットカード導入しますと。何が発生している。お金もらった金で、なぜ手数料を払わなくちゃいけない。管理体制がしっかりすれば、現金機、年間200万円、山のために使えるんですよ。何で管理して月16万円、年間200万円

近くの金をそこに振り込むんですか。もらった金を大事に扱うのが町でしょう。

それをするのが、ちゃんと管理体制をしっかりと責任を持ってやっていく。これが、町のクリーンな姿勢を見せれば、観光客が来たときに、ああ、町は責任をしてくれるんだ。だったら、気持ちよく協力金を払いましょう。町をきれいにしてほしい。世界遺産に、島にもっと人を呼びましょうと、そういう輪ができていくんですよ。そのために、私はこういう質問をしています。どうでしょう、町長。

○町長（荒木耕治君）

おっしゃるとおりだと思います。

ですが、今、議員から言われてあしたからできませんので、今、だから検討協議会の中で、今、議員がおっしゃられるようなそういう体制になるように、今時間をかけて。

だから今回、キャッシュレス、あるいは、そういう不祥事が起きたんで、なるべく現金を扱わないようにしようという、そういう、できることから先にやっつけようという、もう日にちもなく3月でしたからそういうことをやって、人員も減らした。淀川もそういうことで、きちんとできるまでは収受をやめましょうと、そういうことで今、話しているわけですから、議員も性格上、ぱっぱぱつとやっつけられないと済まないような性格でしょうから、私もそう。

ですけど、なかなか会議をやって、手続を踏んでやらなければいけないこともあるわけですから、今、議員が言われることは重々よくわかりますので、そういうふうにやっていきたいというふうに思います。

○5番（渡邊千護君）

町長、今、もちろんその方向で動いていくと。すぐ、きょうのあしたにやれというのは、もちろんできないのはわかっています。でも、その方向でいていただきたいというのが1つと、出席者からも一元化をしたいという意見も出ていましたので、それは検討していくというふうには思っていました。けどやっぱり、なるべく早く、そういう方向で、だれかが責任をとる方向で、それでしっかりとした収受ができるようにしていただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（高橋義友君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は3月23日午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 3時30分

# 令和2年第1回屋久島町議会定例会

第 3 日

令和2年3月23日



令和2年第1回屋久島町議会定例会議事日程（第3号）

令和2年3月23日（月曜日）午前10時開議

- 日程第1 議案第12号 屋久島町道路線の認定について
- 日程第2 議案第13号 屋久島町道路線の認定について
- 日程第3 議案第14号 屋久島町宮之浦活性化施設等の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第15号 屋久島町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第16号 屋久島町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第17号 屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第18号 屋久島町町営船建造及び船舶事業運営基金条例の一部改正について
- 日程第8 議案第19号 屋久島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第20号 屋久島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第21号 屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第22号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第23号 屋久島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第24号 屋久島総合自然公園温泉条例の一部改正について
- 日程第14 議案第25号 屋久島高等学校通学バス運行事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第15 議案第26号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第27号 屋久島町集落の活力アップ交付金に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第28号 屋久島町簡易水道事業等に地方公営企業法の規定の全部及び一部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第29号 屋久島町給水条例の制定について
- 日程第19 議案第30号 屋久島町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第31号 屋久島町水道事業の設置等に関する条例の制定について

- 日程第21 議案第32号 屋久島町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第33号 地方公営企業法の一部を適用する条例の制定について
- 日程第23 議案第34号 屋久島町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第35号 屋久島町船舶事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第36号 屋久島町一般旅客定期航路事業使用料条例の制定について
- 日程第26 議案第37号 屋久島町旅客不定期航路事業使用料条例の制定について
- 日程第27 議案第38号 令和2年度屋久島町一般会計予算について
- 日程第28 議案第39号 令和2年度屋久島町上水道事業特別会計予算について
- 日程第29 議案第40号 令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第41号 令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第42号 令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第32 議案第43号 令和2年度屋久島町診療所事業特別会計予算について
- 日程第33 議案第44号 令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第34 議案第45号 令和2年度屋久島町船舶事業特別会計予算について
- 日程第35 議案第46号 令和2年度屋久島町電気事業特別会計予算について
- 日程第36 議案第47号 令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 日程第37 議案第48号 屋久島町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第38 議案第49号 屋久島辺地総合整備計画の策定について
- 日程第39 議案第50号 口永良部島辺地総合整備計画の策定について
- 日程第40 同意第1号 屋久島町監査委員の選任について
- 日程第41 議案第51号 30災2号上屋久永田港災害復旧工事（3工区）請負契約の締結について
- 日程第42 議案第52号 訴え提起前の和解の申立てについて
- 日程第43 議案第53号 屋久島町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定について
- 日程第44 議案第54号 令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第45 議案第55号 令和元年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第46 発議第2号 屋久島町職員（特別職含む）、屋久島町議会議員の出張旅費精算における不正に関する決議について
- 日程第47 発委第1号 専決事項の指定について



- 日程第48 議員派遣について
- 日程第49 閉会中の継続審査申し出の件について
- 日程第50 閉会中の継続調査申し出の件について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	眞邊真紀君	2番	相良健一郎君
3番	岩山鶴美君	4番	上村富士高君
5番	渡邊千護君	6番	石田尾茂樹君
7番	榎光徳君	9番	日高好作君
10番	下野次雄君	11番	岩川俊広君
12番	寺田猛君	13番	大角利成君
14番	高橋義友君		

1. 欠席議員（1名）

8番 眞邊有次君

1. 出席事務局職員

議会事務局長	岩川茂隆君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	眞辺敬吾君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	岩川浩一君	会計課長兼 会計管理者	佐々木昭子君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	松本薫君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長兼 福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	日高孝之君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	塚田賢次君
地域住民課長	上釜裕一君	監査委員事務局長	岩川茂隆君
教育振興課長	計屋正人君	総務課参事 （防災担当）	泊光秀君

△ 開 議 午前10時02分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程表のとおりです。

ここで、総務課長に発言を許します。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

おはようございます。議案の訂正がございましたので、既にお手元に配付をさせていただいております。

議案第12号、屋久島町道路線の認定についてであります。

路線の区間のうち、起点の地番に誤りがございました。訂正をお認めいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

- △ 日程第1 議案第12号 屋久島町道路線の認定について
- △ 日程第2 議案第13号 屋久島町道路線の認定について
- △ 日程第3 議案第14号 屋久島町宮之浦活性化施設等の指定管理者の指定について
- △ 日程第4 議案第15号 屋久島町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- △ 日程第5 議案第16号 屋久島町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について
- △ 日程第6 議案第17号 屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- △ 日程第7 議案第18号 屋久島町町営船建造及び船舶事業運営基金条例の一部改正について
- △ 日程第8 議案第19号 屋久島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- △ 日程第9 議案第20号 屋久島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正について
- △ 日程第10 議案第21号 屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

- 準を定める条例の一部改正について
- △ 日程第11 議案第22号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について
  - △ 日程第12 議案第23号 屋久島町介護保険条例の一部改正について
  - △ 日程第13 議案第24号 屋久島総合自然公園温泉条例の一部改正について
  - △ 日程第14 議案第25号 屋久島高等学校通学バス運行事業分担金徴収条例の一部改正について
  - △ 日程第15 議案第26号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
  - △ 日程第16 議案第27号 屋久島町集落の活力アップ交付金に関する条例の制定について
  - △ 日程第17 議案第28号 屋久島町簡易水道事業等に地方公営企業法の規定の全部及び一部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
  - △ 日程第18 議案第29号 屋久島町給水条例の制定について
  - △ 日程第19 議案第30号 屋久島町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の制定について
  - △ 日程第20 議案第31号 屋久島町水道事業の設置等に関する条例の制定について
  - △ 日程第21 議案第32号 屋久島町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
  - △ 日程第22 議案第33号 地方公営企業法の一部を適用する条例の制定について
  - △ 日程第23 議案第34号 屋久島町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
  - △ 日程第24 議案第35号 屋久島町船舶事業の設置等に関する条例の制定について
  - △ 日程第25 議案第36号 屋久島町一般旅客定期航路事業使用

料条例の制定について

- △ 日程第26 議案第37号 屋久島町旅客不定期航路事業使用料条例の制定について
- △ 日程第27 議案第38号 令和2年度屋久島町一般会計予算について
- △ 日程第28 議案第39号 令和2年度屋久島町上水道事業特別会計予算について
- △ 日程第29 議案第40号 令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について
- △ 日程第30号 議案第41号 令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について
- △ 日程第31号 議案第42号 令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について
- △ 日程第32号 議案第43号 令和2年度屋久島町診療所事業特別会計予算について
- △ 日程第33号 議案第44号 令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について
- △ 日程第34号 議案第45号 令和2年度屋久島町船舶事業特別会計予算について
- △ 日程第35号 議案第46号 令和2年度屋久島町電気事業特別会計予算について
- △ 日程第36号 議案第47号 令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- △ 日程第37号 議案第48号 屋久島町過疎地域自立促進計画の変更について
- △ 日程第38号 議案第49号 屋久島辺地総合整備計画の策定について
- △ 日程第39号 議案第50号 口永良部島辺地総合整備計画の策定について
- △ 日程第40号 同意第1号 屋久島町監査委員の選任について

○議長（高橋義友君）

日程第1、議案第12号、屋久島町道路線の認定についてから、日程第40、同意第1号、屋久島町監査委員の選任についてまでの40件を一括議題といたします。

本案については、各常任委員会の付託案件です。

これから、各常任委員長の審査報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（岩山鶴美君）

皆様、おはようございます。

令和2年第1回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託された議案にかかわる審査の経過と結果を御報告いたします。

本委員会に付託された議案は、議案第15号、屋久島町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、議案第16号、屋久島町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第17号、屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第18号、屋久島町町営船建造及び船舶事業運営基金条例の一部改正について、議案第22号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第25号、屋久島高等学校通学バス運行事業分担金徴収条例の一部改正について、議案第26号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について（分割）、議案第28号、屋久島町簡易水道等に地方公営企業法の規定の全部及び一部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について（分割）、議案第33号、地方公営企業法の一部を適用する条例の制定について（分割）、議案第35号、屋久島町船舶事業の設置等に関する条例の制定について、議案第36号、屋久島町一般旅客定期航路事業使用料条例の制定について、議案第37号、屋久島町旅客不定期航路事業使用料条例の制定について、議案第38号、令和2年度屋久島町一般会計予算について（分割）、議案第45号、令和2年度屋久島町船舶事業特別会計予算について、議案第48号、屋久島町過疎地域自立促進計画の変更について、議案第49号、屋久島辺地総合整備計画の策定について、議案第50号、口永良部島辺地総合整備計画の策定について、同意第1号、屋久島町監査委員の選定についての18件でありました。

委員会審査は、3月の10日、11日、12日、13日午前10時から、役場本庁第1委員会室において、関係課長、事務局長の出席をいただき詳細な説明を受け、質疑を行い、議案審議を行いました。

それでは、各議案の審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、議案第15号、屋久島町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてであります。委員から基本的には町長である別段の定めというのは、今から検討することかとの質疑に対し、課長に宣誓するという方法も考えられるが、基本的は町長なので町長という形で検討するとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第16号、屋久島町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正

については、委員から1級と2級をどのように判断し振り分けているのか、割合はどれくらいなのかとの質疑に対し、等級別基準職務表を作成している。専門職、事務職、労務職という規定をしており、専門職については、1級は専門的な知識または実務経験を有する職務、2級については、相当の専門的な知識また実務経験を有し、特定の資格を有する職務と、事務職について、1級は定期的または補助的な事務を行う職員、1級相当の知識または経験を要する事務を行う職務というような規定を設けているとの答弁がありました。それに対し、専門的かそうでないかで1級と2級の給与の差が大きい、そのボーダーラインにある方というのほどのように振り分けられるのかとの質疑に対し、現在の例えば委託賃金、それを下回らないところで最初の位置づけをしたいということで、所管課とも調整をしている。専門職の1級、2級の関係でいえば、地域包括支援センターの支援専門員の中にも1級の方と2級の方がいるとの答弁がありました。また、県で任用されている職員で全体の給与が下がったというのが出ていたが、そういうのは生じないのかとの質疑に対し、会計年度任用職員の制度が創設されて、県としてはフルタイムは置かずパートタイムを置いて、6時間30分を基本として任用する。町においては、前年度、支給額を下回らないように基本手当等も含めて給与の格付けをしている。基本的には上がっているとの答弁がありました。

ほかに質問はなく討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第17号、屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部については、委員から所管課に任せていると総務課で集約した把握ができないと思う、雇用している町として、総務課が把握しておくという必要は当然あると思うが、担当課に全部任せて大丈夫なのかの質問に対し、他の委員から総務課で全部というのはなかなか目が届かないと思う。そのために各管理職がいるわけで、当然、課の状況というのは、逐次総務課長に報告する義務があるわけだから、そこをしっかりと総務課のほうで指示をしてやればいいのかとの意見があり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第18号、屋久島町町営船建造及び船舶事業運営基金条例の一部改正については、委員から改正する部分は第2条の積立ての部分で船舶事業会計予算から船舶事業特別会計歳入歳出予算と名前を変えるということで、中身は何も変わらないということかとの確認があり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第22号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正については、委員から限度額世帯はどの程度いるのかの質疑に対し、本年度限度額に達している世帯数は18世帯であるとの答弁がありました。



ほかに質疑はなく討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第25号、屋久島高等学校通学バス運行事業分担金徴収条例の一部改正についてでは、委員から、この引き下げによって町が負担するのはどのくらいの質疑に対し、例年3,400万円程度のバス事業委託をしている。あくまで当初予算ベースであるが、400万円ほど町がさらに負担をするような形になるとの答弁がありました。また、バス料金そのものは下がることはないだろうが、契約の柔軟性はどうかとの質疑に対し、バス料金はおおむね3年金額を変えないという形の中で債務負担行為を含んで単年度の契約を行っている。ただ昨年については、消費税の増税があったのでその部分を加算、変更して契約を結んでいる。したがって、本年度当初も昨年ベースプラス消費増税分を加算し、3年間は一定の歳出で移行をしている状況であるとの答弁がありました。

また以前は、南部は栗生方面からのスクールバス、北部は路線バスに乗ったりしていたが、その兼ね合いは今でもその形かの質疑に対し、小中学校のスクールバスについては、一部路線バスの利用もある。あとは、安房の支援教室に通所している児童を路線で対応をしている。屋久島高等学校の生徒は全て基本的にはこのスクールバス、一部中学生と高校生が一緒のバスで動く状況が、ダイヤの調整上生じているとの答弁がありました。それに対し、決め方については保護者とも協議などがあったのかの質疑に対し、例年、屋久島高等学校の振興会議を教育委員会が主催をしている。その中で学校側から手厚くならないだろうかの相談を受けたのが始まりであった。保護者を入れての金額の協議はなされていないが、その中で3案ほど作成し、町長の判断をおいたという形になるとの答弁がありました。また、こういった制度が整っていれば島内から進学者もふえるのかなと思うので、PRをして前面に出していく必要があるとの意見もあり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第26号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について（分割）については、委員から平成28年から少しときがたっているが、ほかの自治体は表記は改めているのか、誰かに指摘されての動きなのか、その背景というのはあるかとの質疑に対し、第一法規との例規の整備、協議をした中で、市町村においては、施行日は令和元年12月14日を施行日とすることでよいのではという指導があったとの答弁がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第28号、屋久島町簡易水道事業等に地方公営企業法の規定の全部及び一部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について（分割）について

では、委員から公営企業会計になり、技術者の配置の問題等、業務上不具合、差しさわりの等があるのかの質疑に対し、担当課の生活環境課では、現在参事が行っている業務である。退職のことを考えて後継者を育成していくとの答弁がありました。また、公営企業法の改正に伴う所要の関係で、中身的には以前と変わらないという判断でよろしいかとの質疑に対し、生活環境課長がまとめた資料によると、事務的な手続はシステムの変更等が必要であるが、水道料金や加入金、手数料に変更がないので、町民の皆様には、これまでどおりの支払い方法や口座振替等に支障が出ないように各種の手続を進めていきたいとの答弁がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第33号、地方公営企業法の一部を適用する条例の制定について（分割）については、委員からメリット、デメリットがあるのかの質疑に対し、メリットとしては、ほかの企業間と会計が一緒になる、複式簿記で比較が容易になるのがメリットではないかと思う。デメリットとしては、複式簿記に不慣れな部分もあるので、一部会計事務所に相談しながら事務を進めていくとの答弁がありました。また、船舶事業を持つ自治体もあるが、軒並み国の指導があって変わっているのかとの質疑に対し、説明は県内の公営企業を持っている事業者に対してであった。そこには十島村（三島村も含む）ただし、十島村、三島村は今回見送るとのこととの答弁に対し、十島村、三島村が見送って屋久島町があえて踏み切った理由は何かとの質疑に対し、仮に今回見送った場合、水道で企業会計のシステムを導入する。その後に船舶、農業集落排水が導入した場合、今、一緒にする以上の経費がかかるということであったため、今回導入することになったとの答弁があり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第35号、屋久島町船舶事業の設置等に関する条例の制定について、議案第36号、屋久島町一般旅客定期航路事業使用料条例の制定について、議案第37号、屋久島町旅客不定期航路事業使用料条例の制定については関連があるため、担当課長より一括して説明を受け、質疑に入りました。委員から、定期航路、不定期航路の違いは何かの質疑に対して、不定期航路というのはドッグのときにふみ丸、あゆみ丸を運行したときの航路は不定期航路というふうに海上運送法で分かれているため、今回の改正で区別をしたとの答弁があり、また、口永良部島の振興、観光の面で将来において、企業や団体が口永良部島に単独で貸し切りといった要望も出てくると考えられるが異論はなかったかとの質疑に対し、貸し切り運賃を制定するときには異論はなかったが、検討する余地はあると思うとの答弁がありました。また、将来的には貸し切りができるということであれば、例えば、企業の研修を口永良部島でやってみようとか、あるいは大学生のサー

クルなども考えられると思う。そういう間口を広げてやるといった行政の議論をしてほしいと思うとの要望もあり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第35号、議案第36号、議案第37号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第38号、令和2年度屋久島町一般会計予算について（分割）についてでは、委員からだいき基金繰入金が1億円ほどふえている。増額を見込んだ根拠はどの質疑に対し、ことしのふるさと納税が例年2億円弱だったのが、ほぼ3億円に近い額までいっている。その分1億円ぐらゐの増額の想定をしているとの答弁がありました。

また、安房城の調査の状況はどの質疑に対して、令和元年度初めて安房城の確認調査をした。一次調査として思ひのほか遺物が出土している。今までではある特定の面積に複数箇所テストトレンチを入れたが、令和2年度は場所を特定させて全面的に調査を行う計画であるとの答弁がありました。

また、現在町内ではスクールガードもたくさんいる。北部、南部の代表者スクールガードリーダーにだけ補助金が支払われている。リーダーが各地区の人たちに個別に指導している様子はあまり見えて来ないが、補助金のあり方と現状はどの質疑に対して、同じ認識であるとの答弁があり、それに対して研修会等の場で検討してほしいとの要望がありました。

また、離島高校生就学支援の件ですが、来年度は対象者何名かの質問に対しまして、3名を予定しているとの答弁がありました。

また、今回防火水槽の件で繰り越しをしているようだが、令和2年度原地区に予定をしている防火水槽については、用地の確保が完全に終わっているのかの質疑に対して、集落からの要請としては道路に入れるのか近くに町有地があればと具体的にはまだ検討していないとの質疑に対して、場所ぐらゐは決めた段階で予算を計上する。場所を集落である程度絞り込んで決めていただかないと予算計上できないというような方向で持っていけないと、今年度と同じようになるので気をつけてもらいたい。

また、旧尾之間支所の耐震診断を行っているが、先の議会で令和元年の12月末日までには検討委員会からの中間報告があるという答弁をしているが、中間報告はあったのかの質問に対しまして、検討委員会から今案が出ていて、最終的に町長に見ていただいている段階で少しおくれた。本年度中にその案をもって動き出すということにしている。3カ月ほどおくれたという段階であるとの答弁があった。また、3カ月おくれた理由は何かとの質疑に対して、尾之間支所について、利活用、外からの利活用も含めて色々打診があったところだが、そのことも少し不調に終わっていて、その部分で少し時間を要したのと、やはり耐震の調査をしないことには議論が前に進まないということで、少しそこでストップしたというのが現状であるとの答弁がありました。

また、屋久島空港の滑走路の延伸問題は重要課題である。議会の中でもこのことにつ

いて、積極的に取り組むべきではないかという動きもある。もう少し動きやすいような体制をとって、投資すべきところに投資してやっていくべきだと思うので、検討していただきたいとの要望がありました。

また、口永良部島新岳の噴火警戒が3年維持され、現在も火山活動が高まった状況、農村部に対しても非常に被害があるので、対策を講じていく必要があるので検討してほしいとの質疑に対しまして、降灰後、区長さんから要望をいただき、ロードスーパーについても検討協議をして、交通に支障が出る範囲であればやらざるを得ないという判断をして費用負担をしてある。今後も状況を見て、屋久電と協議をして除去していく方向であるとの答弁がありました。

また、船、飛行機の運賃低廉化の22歳以下の児童生徒等の対象の件について、今、要項等を整えているとのことだが、実際4月1日から実施するに当たって、皆さんにどうお知らせするのかとの質疑に対し、基本的にホームページ等になると思う、必ず広く取り組むとの答弁がありました。

次に、教育振興課の仕事の範囲がすごく広い、加えて国体がある、職員の配置がかなりオーバーワークになると思うがどうかとの質疑に対して、令和元年まで安房と離島開発総合センターとも教育委員会で担っていたが、令和2年度から町のほうで引き取っていただくことになった。少なくともそれだけでも大変ありがたいとの答弁がありました。

次に、光通信が導入されるに当たり、令和元年度、続けて令和2年度の目玉事業になると思うが、5月1日から一般の家庭でも使えるということになっているが、簡単なその進捗、第2期目の工事が、いつから実際に始まるのか報告してほしいとの質疑に対し、2期目の工事については、今のところまだ具体的な日程は立っていないが、終わりは補助事業なので年度で終わる。残りの部分のサービス提供も今年度と同様の予定との答弁がありました。

また、一湊小学校と民家との境界の件について、教育委員会へ届けているが、旧年度予算でやるのか、新年度予算でやるのかとの質疑に対し、元年度予算でするように指示しているとの答弁がありました。

また、避難所としての公民館等の防災用発電機について、令和4年までの継続という説明があったが、令和2年度10カ所ということだが、区連会、区長さんたちとの協議調整は済んでいるかの質疑に対して、10カ所の予定である、また協議はしていない、要望は受けているので、それに沿った容量の発電機を示して協議をしていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、出張旅費の精算について、マニュアル化するべきではないかと思う。どこに、だれが、どの部分を、どう責任取るかということがすごく大事だと思う。出張旅費精算の条例を変える必要があるのではとの質疑に対し、実は総務課のほうで各職員に周知

をしようということで、例えば、国、県、飛行機を利用した場合については、まとめた領収書ではなく、それぞれに出る領収書を添付して証拠をつけさせようと、宿泊も6,500円では泊まれないところがふえてきたということも聞いている、見直しは必要だと考えているので、検討していきたいと思うとの答弁がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第45号、令和2年度屋久島町船舶事業特別会計予算についてでは、委員から新船は、現フェリー太陽より、若干大きくなると思うが、船員はふえる予定はないかとの質疑に対し、今のところは9名を維持したままと考えているとの答弁がありました。

次に、タラップは今どんな状況か、あと1年だが全然使えない状況なのか、1,300万円を投じることになっているが、状況を教えてほしいとの質疑に対し、今、各港にタラップを用意してあるが、それは段差があり、滑りどめもついていないため、車椅子のほうそのまま乗せられるようになってはいないので、新しくして幅も広くして、段差も滑らないような形でなだらかにしたいと考えているとの答弁がありました。

討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第48号、屋久島町過疎地域自立促進計画の変更についてでは、委員から過疎債はこれまでと何か変動があるのか、非常に厳しい状況になってきたのか、これからの見通しも含め教えてほしいとの質疑に対し、過疎債の枠が交付税の一本算定に移行したことによって、総額が減ってきている。総額が減ったことにより充当額も当然低くなっているというのが実情であるとの答弁がありました。

討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第49号、屋久島辺地総合整備計画の策定についてでは、委員から過疎と同様に減っていく中で、最大限の充当をすることで努力した上での計画書というふうに理解するが、それで間違いはないかとの質疑に対し、限度額については、限度額いっぱい使って設計をしているとの答弁がありました。

討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第50号、口永良部島辺地総合整備計画の策定についてでは、委員から屋久島と口永良部島と二つに大きく分けなければいけない一番の理由は何かの質疑に対し、辺地の概況等も違うし、辺地度数も違うとの答弁がありました。

また、無医師地区や医師確保についての過疎や辺地にで挙げられないのかとの質疑に対し、辺地の事業はハードしかない、ソフトは過疎にしかないので、充当できる事業が

ないので挙げられないということになるとの答弁がありました。

討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、同意第1号、屋久島町監査委員の選定については、寺田猛議員の開示請求された旅費の実証類をもって確認し、それを諮るという形をとりました。委員から寺田議員に関して、旅費の二重請求や不正がないと判断するというので、ほかに質疑はなく、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

また、18日の午後から安房城跡、横峯遺跡、岳南中学校の校舍現地視察を行いました。仕事のお忙しい中を対応していただきました担当課の皆様、ありがとうございました。感謝申し上げます。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（高橋義友君）

次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

#### ○産業厚生常任委員長（石田尾茂樹君）

おはようございます。令和2年第1回屋久島町議会定例会において、産業厚生常任委員会に付託された議案の審査と結果を報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第12号、13号、14号、19号、20号、21号、23号、24号、26号、27号、28号、29号、30号、31号、32号、33号、34号、38号、39号、40号、41号、42号、43号、44号、46号、47号の条例案14件、予算案9件、その他の案件3件の計26件でありました。

本委員会は、3月10日、12日、13日、午前10時から、役場本庁第2委員会室において、関係課長、事務局長に出席いただき、詳細な内容説明を受け、議案審査を行いました。

それでは、議案の審査の経過と結果を報告いたします。

まず、議案第12号、屋久島町道路線の認定については、認定されればすぐに整備するかとの質疑に対し、この路線は既に整備している。適正な管理を行うための認定であるとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号、屋久島町道路線の認定については、県道から入口がスムーズに入って行けない状態になっているが整備するかとの質疑に対し、再度調査をし、整備する際には入り口の改良を行うとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号、屋久島町宮之浦活性化施設等の指定管理者の指定については、小規模な修理に関しては管理者が行い、大きな修理に関しては町が行うかとの質疑に対し、管理契約の中で軽微なものについては管理者のほうが行う。大きなものについては町のほうが行い、その他微妙なものについては、その都度協議して行うとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号、屋久島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、過去に利用者があるかとの質疑に対し、今までの記録ではないとの回答がありました。また、委員からこの弔慰金の制度は、ぜひ町民に周知していただきたいとの意見がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号、屋久島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正については、3歳から5歳までの無償化について、3歳から5歳までの子供が2人いて、0歳から2歳までの子供が1人いる場合、課税世帯の場合は保育料が高額となり、保育園に預けることができないとの声があるが、町としての何らかの負担はないかとの質疑に対し、2人については3歳を超えているので無償化となるが、所得が360万円を超えている場合は、下の子供については、町独自の財源で補助する制度はないとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号、屋久島町介護保険条例の一部改正については、町が定める免除者は過去にいたかとの質疑に対し、現在は2人、4月から1人となる見込みであるとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号、屋久島総合自然公園温泉条例の一部改正については、昨年の利用者は何名かとの質疑に対し、町民の利用者が2,395人、町外が371人であるとの回答がありました。また、1人で入っても1時間は貸し切り、お湯も入れ替えて300円では安い、貸し切り料金を別に設定すべきとの質疑に対し、今後検討したいとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について（分割）では、質疑、討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号、屋久島町集落の活力アップ交付金に関する条例の制定については、集落の自主性を尊重するという方向になると理解してよいかとの質疑に対し、何でも使えるというわけではない。この規定の中では対象外費用というものもある。これ以外であれば、ある程度活動も柔軟に地域集約のためであれば、自由度を高めていきたいとの回答がありました。また、老人クラブ等に花の苗等を配布していたが、この交付金の対象となるかとの質疑に対し、これまで老人クラブに対して上限3万円の補助金を支給していたが、令和2年度からは年間3万円の補助金は取りやめ、その部分を集落の活力アップ事業の中でみていただくように、各地区公民館長と協議をしているとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号、屋久島町簡易水道事業等に地方公営企業法の規定の全部及び一部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について（分割）については、公営企業法の適用になれば、職員採用に対しては配慮が必要となるのではないかとの質疑に対し、今年度、来年度は担当参事が在職であり、1年間は問題がないが定年退職後の人材育成・確保は非常に大事になる。今はほかに技術職の職員がいるが、経験年数が足りず、新しく職員を採用するのか、講習等で資格取得させるなど、公営企業として資格が必要であり、十分気をつけてやっていきたいとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号、屋久島町給水条例の制定については、質疑、討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号、屋久島町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の制定については、上水道、簡易水道の補助金体制は変わらないのかとの質疑に対し、屋久島町は離島振興事業で、今までは簡易水道事業は全て2分の1の補助であったが、今回は口永良部島だけが簡易水道事業で2分の1の補助であり、屋久島は上水道事業となり、選ぶメニューによって補助率が違う。有利なメニューを選んでいかなければならないので、超えていかなければならないハードルが高いとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号、屋久島町水道事業の設置等に関する条例の制定については、不



動産の受託の受益権の買い入れ、もしくは譲渡の説明はとの質疑に対し、物品や土地を  
買うことがあり、また、こちらが売る場合もあるとの表現であるとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可  
決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号、屋久島町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する  
条例の制定については、18条の期末手当、6月、12月に職員の在職期間に応じかつ企  
業の経営状況を考慮して支給するとあり、そのほかについては、一般職に準じてとの表  
現になっているが詳しく聞きたいとの質疑に対し、公営企業の特色であり、公営企業法  
を適用はこの条文が決まっている。経営状況を勘案して、給料は一般職と差をつけて上  
げることも下げることもできるため、こういう表現になっているとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決  
すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号、地方公営企業法の一部を適用する条例の制定について（分割）に  
ついてでは、質疑、討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定い  
たしました。

次に、議案第34号、屋久島町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について  
では、質疑、討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしま  
した。

次に、議案第38号、令和2年度屋久島町一般会計予算について（分割）については、  
多岐にわたりますので、主なものを報告いたします。

まず、観光まちづくり課所管では、暮らし体験住宅の設計委託料が150万円、工事費  
が3,000万円、単身の3世帯住宅は、場所はどこにつくるかとの質疑に対し、単身用の  
3世帯で何カ所か町有地を当たっているが、春田の定住団地の場所があいているので希  
望しているとの回答がありました。また、委員からこの件に関しては異議を唱えたい。  
町内一円、相当な住宅の空き家がある。それにもかかわらず、3棟新築しなくちゃいけ  
ない理由はとの質疑に、屋久島町では民間住宅を活用した対策は、まだまだ準備が十分  
ではなく、民間の住宅が借りられないという状態であり、当面、3世帯ほどふやし、対  
応をしていく予算を計上したとの回答がありました。また、委員から到底納得できない、  
町営住宅も空いているとの指摘があり、暮らし体験住宅については、今現在、屋久島町  
内の町営住宅、教職員住宅を再調査し、使えるものがあればそれを積極的に活用し、状  
況に応じて減額補正で対応したいとの回答がありました。

次に、福祉支援課所管では、敬老祝金の100歳は10万円と聞いているが、見直す必要  
があるのではないかととの質疑に対し、他の市町村の動向も踏まえ検討したいとの回答  
がありました。また、高齢者バスの助成金530万円は、前年度に比べて申し込みがふえて

いるのか横ばいかとの質疑に対し、昨年7月から500万円の予算でスタートしている。今年度、30人分追加補正をし、530万円となり、令和2年度についても530万円の当初予算で、横ばいという読みであるとの回答がありました。

次に、健康長寿課所管では、私的二次救急医療機関補助金とは何かとの質疑に対し、私的二次救急医療機関補助金は910万円を計上している。新規の補助金で、特別交付税の中にある事業の一つで、救急部門の体制強化を支援し、救急医療の確保及び地域医療の充実を図ることを目的とした補助金を交付するもので、私的二次医療機関は、屋久島徳洲会病院のみで、基準額が救急搬送1件に1万3,000円で平均700件の実績があり、700件に1万3,000円を掛けた910万円を予算計上し、その8割が特別交付税で措置され、180万円ぐらいが町の負担であるとの回答がありました。

次に、生活環境課所管では、ごみ処理施設等整備基本計画の業務委託2,500万円、環境調査業務委託1,000万円で、3,500万円である。ごみ処理施設に関しては、検討委員会を立ち上げ、最終の検討委員会がまだ終わっていない。終わってからの予算計上でよかったのではないかと。事前に議会に報告すべきではないかととの質疑に対し、最終の委員会を3月25日に予定しており、そこで町長に報告したい。処理施設の基本的な計画、方針を、今回出している予算の中で設定していくということである。この計画づくりについては交付税の関係もあり、当初予算で新年度に計画している事業の内容説明するための予算を出し、詳細のことが決まり、内容が詰まり次第、議会に説明したいとの回答がありました。また、委員より2,500万円の基本設計で設計委託だと勘違いしているとの指摘があり、名称については変更したい。内容については、基本的な方針を決めるための計画をつくるものであり、設計委託ではなく、予算書の文言を内容に沿ったものに訂正したいとの回答がありました。

次に、産業振興課所管では、農業支援センターのハウスの修繕と活用はどのように考えているかととの質疑に対し、ハウスの修繕は農業振興費の中の修繕費で対応し、767万1,000円である。どのような使い方をして農業振興に寄与していくのかを課内で検討している。ハウスの中には試験園も含めて熱帯果樹、新しいポンカン、タンカンの新しい苗木で導入する苗木も入れて、農家に伝えられるようにしたいとの回答がありました。また、屋久島杉材の魅力再発見業務委託料150万円はどのような開発をしているのかとの質疑に対し、島外で現在屋久島杉を使ってくれる工務店との協定を結びながら実施してきた。材として工務店の取り扱い量が徐々にふえている状況にある。癒しの効果が非常に屋久島の杉にはあるということで、杉材だけではなく生活の中に取り入れるような提案を今後はやっていき、島外にも商品売っていくべきとの意見があり、商品や販売方法を協議して意見をもらう事業の委託であるとの回答がありました。

また、漁協に対し、過去には燃料費の補助をした経緯がある。サバにしても不漁、特

に、今はトビウオ漁が不漁と聞いているが、漁協から要望はないかとの質疑に対し、特に要望はないとの回答がありました。なお、最近の巾着船の違法操業については、議会としても漁協、町と一体となって、県に要望書の提出を検討すべきとの意見がありました。

次に、建設課所管では、安房中道路改良と尾之間温泉の河川の整備はいつから始まり、いつ終わるかとの質疑に対し、尾之間温泉の整備工事は、元年度の事業を繰り越して、5月には元年度分は終わり、2年度は側溝をつくり、3年度に終わる予定である。安房中学校線は、5月、早ければ本年度繰り越しの場所もあるので、4月には着工し、2年度で全て完了したいとの回答がありました。

これらの討論を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第39号、令和2年度屋久島町上水道事業特別会計予算については、水質検査は、従来どおりのあり方でいいかとの質疑に対し、水質検査は、上水道事業に移行しても水道法のもとで従来どおりのやり方で計画を立てて実施するとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算については、質疑、討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号、令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算については、出産・育児一時金については、1,260万円予算を組んで、42万円の30件の実績である。そんなに少ないのかの質疑に対し、本年度は2月までの実績が29件との回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号、令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計予算については、施設の事業計画は当然施設のほうに依頼をし、提出してもらうことになっていると思うが、何か新しい事業が計画してあるかとの質疑に対し、今のところ、特に事業計画としてはない状況であるとの回答がありました、また、認定審査会の中で役務費、手数料、385万円は主治医の意見書分かとの質疑に対し、認定審査会的主治医の意見書作成手数料であるとの回答がありました。また、委員より地域包括支援センターの職員の補充の要望が強くありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号、令和2年度屋久島町診療所事業特別会計予算については、診療所の使用料、前年対比で632万2,000円の減収は、単なる人口減少が主な原因かとの質疑に対し、詳しくは分析していないが、栗生の診療所において、レントゲン検査等の減少があり、なかなか診療報酬に係る点数が上がらないとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号、令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算については、本管の耐用年数は何年か、今まで20年になる中で亀裂が生じたとか補修を行ったことがあるかとの質疑に対し、私が引き継いでからは一度もない。これからの計画の中で管路の点検をしなければならないとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号、令和2年度屋久島町電気事業特別会計予算については、質疑、討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号、令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算については、質疑、討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、3月16日午前10時より、宮之浦の香附子団地の機能改修工事の現地調査を行いました。建設課長、ほか担当には、まことにありがとうございました。

以上で、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（高橋義友君）

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

#### ○5番（渡邊千護君）

同意第1号、屋久島町監査委員の選任についてのことなんですが、総務文教常任委員会に付託されていて監査委員の旅費精算について、調査、審議され承認されたようですが、会の中で寺田議員の発言があり、個人情報漏洩があったとお聞きしました。

監査委員には、当然守秘義務があり、就任前から守秘義務違反に対する発言に対し、委員会の中で審議をしなかったのかどうかお聞きします。

#### ○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

#### ○総務文教常任委員長（岩山鶴美君）

開示請求された名前が出て、それで委員からの指摘がありまして、議事録で訂正をしたというところが現状であります。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（渡邊千護君）

個人情報をご公の場で公言したということは、絶対にあってはならないことだと私は思っております。これに関して、委員会で再度委員を招集して審議をするべきだったと私は思うんですが、その点に関して委員長どうでしょう。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○総務文教常任委員長（岩山鶴美君）

その会においては、満場一致で皆さん賛成いたしましたので、それで終わったという次第です。誰からもそういうことはなかったです。

以上です。

○5番（渡邊千護君）

じゃ、今のお話だと委員からは誰からもその意見に対しては、発言がなかったということによろしいですね。

私からすると、やっぱりこの発言は、やっぱり適任であるかどうかを、もう一度発議によって審議するべきだと私は思います。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○10番（下野次雄君）

総務文教常任委員長にお尋ねをいたします。

議案第25号、屋久島高等学校通学バス運行事業分担金徴収条例の一部改正についてなんですけれども、これは令和2年の4月1日からの執行になる予算なんですけれども、関連して4月1日からもそうなんですけれども、あわせて小学校、中学校スクールバスの件も含めて、関連としてお尋ねをしたいんですけれども、今、皆さんが御承知のとおり、これは国からの方針でありまして、各小学校、中学校、高等学校が休校している状態でございます。そうであれば、調査をし、スクールバスの返還があるのかどうか、そこら辺についての審議がなされたのかお伺いをいたします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○総務文教常任委員長（岩山鶴美君）

それに伴っては、教育振興課長からの説明もありましたし、夏休みについても返還はないということだったと思うんですが、もう一度、教育振興課長にお聞きしてよろしいでしょうか。

○議長（高橋義友君）

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 06 分

---

再開 午前 11 時 07 分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○10番（下野次雄君）

今、休憩中に、担当課長より、その調査をすると。また返納金があるんじゃないのかなというようなニュアンスの答弁があったみたいな感じなんですけれども、これ、私何でそう言いますかという、過去に南日本新聞に掲載されております。皆さんも御承知の人もいらっしゃると思いますけれども、各市町村の人たちが、そういう疑問を持ってどうするのかというその問いに対して、バス会社等と連携をとって調査をし、当時、私の記憶に間違いなければ、540円とか幾らかの手数料が発生すると、それに対して。その手数料を上回る返納金があれば返還をしますというバス会社の回答があったというふうに新聞紙上で掲載されていた経緯がありますので、そこら辺も含めて、屋久島町はどうなのかなということは進言されたのかお尋ねしたい次第でございますので、また再度検討して、返納あるのであれば返納していけるような方向性をとっていただければというふうに思っています。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより1件ずつ、討論、採決を行います。

まず、議案第12号、屋久島町道路線の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号、屋久島町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、屋久島町道路線の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号、屋久島町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、屋久島町宮之浦活性化施設等の指定管理者の指定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号、屋久島町宮之浦活性化施設等の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、屋久島町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号、屋久島町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、屋久島町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号、屋久島町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。



したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号、屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、屋久島町町営船建造及び船舶事業運営基金条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号、屋久島町町営船建造及び船舶事業運営基金条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、屋久島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について討

論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号、屋久島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、屋久島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号、屋久島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正について採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、屋久島町介護保険条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号、屋久島町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、屋久島総合自然公園温泉条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号、屋久島総合自然公園温泉条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、屋久島高等学校通学バス運行事業分担金徴収条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号、屋久島高等学校通学バス運行事業分担金徴収条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、屋久島町集落の活力アップ交付金に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号、屋久島町集落の活力アップ交付金に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、屋久島町簡易水道事業等に地方公営企業法の規定の全部及び一部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について討論を行います。  
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号、屋久島町簡易水道事業等に地方公営企業法の規定の全部及び一部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを採決します。  
お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、屋久島町給水条例の制定について討論を行います。  
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号、屋久島町給水条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、屋久島町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号、屋久島町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、屋久島町水道事業の設置等に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号、屋久島町水道事業の設置等に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、屋久島町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号、屋久島町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、地方公営企業法の一部を適用する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号、地方公営企業法の一部を適用する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、屋久島町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。



これから議案第34号、屋久島町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、屋久島町船舶事業の設置等に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号、屋久島町船舶事業の設置等に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、屋久島町一般旅客定期航路事業使用料条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号、屋久島町一般旅客定期航路事業使用料条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、屋久島町旅客不定期航路事業使用料条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号、屋久島町旅客不定期航路事業使用料条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号、令和2年度屋久島町一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

○1番（眞邊真紀君）

議案第38号について、反対討論をいたします。

令和2年度一般会計予算についてです。総務費一般管理費の中で、報酬、法務事務専門員に対する報酬の144万円についてです。

法務事務専門員の報酬について、適切とは考えられないことから、この部分に対して反対いたします。

委員会の中でも一般会計予算には、私は、このことで反対いたしています。

なぜ、反対するかというと、やはり、弁護士の資格を有して弁護士活動を今現在している方を雇用するべきだという立場にあります。というのは、実例申しますと、山海留

学の裁判の際、民事訴訟を起こされたときに、実際に法務事務専門員の立場では、弁護士活動はできないので、弁護士として裁判に立つことはできませんでした。指定代理人は、役場職員と同列で、当然裁判に出ることはできますけれども、ここで問題だったのが、指定代理人としては立てたんですが、里親に対してのフォローというのが一切できなかったと思うんです。里親に関しては、ほかの弁護士さんを雇ってくださいということで、別個に雇って、別途費用が発生しております。

そういうこともありますし、実際に今回の旅費不正の調査に関しても、町が雇用をしている方が弁護士だとすると、弁護士法第23条の2項を適用して、搭乗記録を寄せることもできると。調査が簡単になるんです。今の専門員では、それはできません。弁護士活動ができないので、ここはすごく問題だなと思っています。それに144万円、年間、報酬が発生します。

この144万円になる経緯というのが、昨年度山海留学での民事訴訟において、大阪地裁に出張しなければいけない例が多々出てきたと、それで給与を上げた経緯があるんです。もう裁判はとっくに和解して終了しているんですが、その額の見直しもありません。

こういうことを踏まえて、この雇用の妥当性、報酬を払う妥当性というものが見当たらないので、この点について一般会計予算に盛り込まれていますので、反対いたします。

以上です。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

これで討論を終わります。

これから議案第38号、令和2年度屋久島町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（高橋義友君）

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、本案は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、令和2年度屋久島町上水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号、令和2年度屋久島町上水道事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について討論

を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号、令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号、令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、令和2年度屋久島町診療所事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号、令和2年度屋久島町診療所事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号、令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号、令和2年度屋久島町船舶事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号、令和2年度屋久島町船舶事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号、令和2年度屋久島町電気事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号、令和2年度屋久島町電気事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号、令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号、令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号、屋久島町過疎地域自立促進計画の変更について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号、屋久島町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号、屋久島町辺地総合整備計画の策定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号、屋久島町辺地総合整備計画の策定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]



○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号、口永良部島辺地総合整備計画の策定について討論を行います。  
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号、口永良部島辺地総合整備計画の策定についてを採決します。  
お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、同意第1号、屋久島町監査委員の選任について討論を行います。

討論はありませんか。

反対者の発言を許します。

○1番（眞邊真紀君）

初日の本会議の日にこの同意案が出て、本来は一括で採決をするはずでしたが、旅費の精算の不正に関して、調査をしてから同意をしたいというふうに申し出て、委員会付託が許可されました。

委員会の中で、寺田猛議員の旅費精算に関することをみんなで調査して、結論としては、不正はないだろうというところで私も同意したところです。

その審議の中で問題なのは、その審議の中で、寺田猛議員の旅費精算書を情報公開した町民の名前が漏えいしてしまったと。当時私は、それを漏えいさせた事務局長だけの責任なのかなという認識だったんですが、それをまた再び公言してしまった寺田猛議員も同列の責任があるというのを調べて知ることになりました。

その上で、監査委員について諸々調べたところ、地方自治法の第198条の3第2項によれば、監査委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない、その職を退いた後も同様とすると規定し、監査委員に守秘義務を課しています。

3月10日の総務文教常任委員会の席で、寺田猛議員は、既に個人情報の漏えいをして

しまっています。これは、監査委員として到底適任であるとはいえないので、その点で、監査委員の同意案には到底同意できないので、反対いたします。

以上です。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

ほかに討論はありませんか。

○5番（渡邊千護君）

先程、眞邊議員が言われましたけれども、3月10日の総務文教常任委員会の席で、寺田議員は個人的情報を漏えいしてしまったということをお聞きしました。やっぱり監査委員として適任ではあるとはいえないので、この監査委員の同意案には賛成できません。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

これで討論を終わります。

これから、同意第1号、屋久島町監査委員の選任についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（高橋義友君）

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

賛成多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

休憩します。

11時55分から行います。

休憩 午前11時45分

---

再開 午前 11 時 58 分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第40、同意第1号、屋久島町監査委員の選任についての審議において、不祥事がありましたので、再度審議を行います。

日程第40、同意第1号、屋久島町監査委員の選任についてを議題といたします。  
地方自治法第117条の規定において、寺田猛君の退席を求めます。

[寺田猛君退場]

○議長（高橋義友君）

同意第1号、屋久島町監査委員の選任について討論を行います。

討論はありませんか。

反対者の発言を許します。

○1番（眞邊真紀君）

討論は先程のものを引用していただだけませんか。よろしいですか。

今、言い直したほうがよければ言い直します。

○議長（高橋義友君）

できれば、残りますので、言い直していただけたほうが良いと思っています。

○1番（眞邊真紀君）

わかりました。

この監査委員の同意案については、議員の中での旅費の精算の不正も明確になっていないことから、監査委員として適用するのかどうかというところで、その精査をしてから、委員会付託をしてから同意をしたいという旨申し出て、初日の本会議の席で採決をして、賛成者が多数で委員会付託される運びになりました。

委員会の中で、寺田猛議員の旅費精算に関して精査して、大丈夫だったら同意しようということになりまして、実際に旅費精算書を用いて委員で調査をしました。わかる範囲で調べたところ、もう廃業していらっしやらない旅行代理店もあったので、わかる範囲で調べたところ、不正はないだろうということがわかりまして、私もその旅費精算の不正に関してはないだろうということで同意をしたところであります。全員一致で採択されたと、さっき委員長からも報告がありました。

問題なのは、その席で個人情報の漏えいがあったということです。当時私は、事務局長が個人情報の漏えいをして、守秘義務違反を起こしていたという位置づけで物事を見ていたんですが、実際には、それをまた第三者に漏らしたという寺田猛議員も同列の責任があるというのを調べて知るところになりました。

その上で、旅費の精算の不正に関しては、なかったもので同意をするという表明をしま

したが、実際にその守秘義務違反を既に起こしているということで、それが地方自治法の第198条の3第2項によれば、監査委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない、その職を退いたのちも同様とすると規定し、監査委員に守秘義務を課しています。

3月10日の総務文教常任委員会の席で寺田猛議員は、個人情報の漏えいをしっかりしています。そのことによって、監査委員としては適任であるとはいえないので、本監査委員の同意案には反対いたします。

これについては、寺田猛議員にこの連休中に連絡をしたところです。やっぱり個人情報の漏えいはあってはいけないこと、守秘義務違反は、監査委員が絶対に課せられた責務であるというところで、御本人にも「ちょっと適切ではありませんよ」と私は言いました。その旨伝えております。

御本人がどういう判断をされるのかなと思って週末待っていましたが、この同意案が同じ形で出てきたので、ちょっとびっくりしているところなんですけれども、私は、本当に監査委員が守秘義務違反をするということが、その後のその監査に出てくる資料等々に影響を及ぼすというところまで調べてみてぞっとしているので、この守秘義務違反を既に起こしている議員を監査委員として同意するわけにはいかないのです、反対いたします。

以上です。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

ほかにありませんか。

○5番（渡邊千護君）

今、眞邊議員がおっしゃいましたけれども、3月10日の総務文教常任委員会の席で、寺田議員は個人情報を漏えいしているとお聞きしました。よって、監査委員としては適任でないと私は思いますので、反対いたします。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

これで討論を終わります。

これから同意第1号、屋久島町監査委員の選任についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（高橋義友君）

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

寺田猛君の入場を許可します。

[寺田猛君入場]

△ 日程第41 議案第51号 30災2号上屋久永田港災害復旧工事  
(3工区) 請負契約の締結について

○議長（高橋義友君）

日程第41、議案第51号、30災2号上屋久永田港災害復旧工事（3工区）請負契約の締結についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和2年第1回屋久島町議会定例会に追加提案いたしております案件について御説明申し上げます。

提案しております案件は、契約案1件、条例案1件、補正予算案2件、その他の案件1件の計5件であります。

まず、議案第51号、30災2号上屋久永田港災害復旧工事（3工区）請負契約の締結につきまして御説明申し上げます。

防波堤北36.7メートルにおいて、第1函目のケーソン補修、第2函目の上部工補修、第3函目の上部工補修、第5函目のケーソン据えつき及び上部工を新設する復旧工事があります。

去る3月6日、指名競争入札を行った結果、藤田建設興業株式会社が1億6,154万2,128円で落札いたしましたので、代表取締役、藤田護と工事請負契約を締結しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第51号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第51号は委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論と採決を行います。

議案第51号、30災2号上屋久永田港災害復旧工事（3工区）請負契約の締結について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号、30災2号上屋久永田港災害復旧工事（3工区）請負契約の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、この本案は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第42 議案第52号 訴え提起前の和解の申立てについて

○議長（高橋義友君）

日程第42、議案第52号、訴え提起前の和解の申立てについてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第52号、訴え提起前の和解の申立てにつきましても、屋久島山岳部保全利用協議会職員による世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金横領事件に関し、屋久島町から指定を受けて、その収納事務を行っていた協議会は、既に当該職員から横領金の一部について弁済を受け、屋久島町に対し、納入をしているところであるが、残額に係る弁済を確実にするため、町は協議会に対し、元職員を相手方として訴え提起前の和解の申し立てをするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（渡邊千護君）

今議会の一般質問で、この和解についても述べさせていただきました。

元職員は、もちろん横領を認め、懲戒解雇を受けた後、刑事告発をされ、被害額は150万円、懲役2年、執行猶予4年という判決が出されています。そのことは皆さん御存じだと思います。

横領した当事者が、全額弁済するのはもちろん当然だと私は思っております。しかし、3,000万円ほどの被害額に対し、刑事裁判での被害額は150万円、結果として、証拠が実際出てこなかった、ですから150万円の判決が出たのだと思っております。

そしてその原因は、町の管理体制の不備、協議会は会計監査もしていない、事務局は通帳の確認もしていない、本人が示した額は日報だけで、正確な算出は不可能だと考えられます。明確な根拠を示すことが不可能な被害額で、訴えも起こさず和解の方向に進めるやり方は納得できません。あと、町の責任についても、何一つ書かれていません。町議会は、行政を監視する役目があります。この事件に関する町の責任について追及する必要があります。

再発防止を講じて不正が起きない組織づくりができるように、町と協議会の責任について明確にすることが、まず先だと私は考えます。よって、訴え提起前の和解案に反対いたします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

○5番（渡邊千護君）

今のは質疑でした。訂正いたします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して、答弁ございませんか。

ほかに質疑はありませんか。

○10番（下野次雄君）

お尋ねいたします。

今、当事者だけの弁済責任に対する追及のみが上がってきていますけれども、それにかかわる町の町としての責任、要するにその運営委員会での責任、そういったものが全く出ていないんですけれども、これからどういう、もう最後まで当事者に責任を負わせて幕切れとするのか。当然やった人に関しては、それなりの責任とってもらわなくちゃいけないと思いますけれども、そういうことに対する当局の見解を伺いたいと思います。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

○副町長（岩川浩一君）

本案は、あくまでも町の債権をまず確保するという趣旨でございます。町が、交付金の損害をまず確保するというので、この訴え前の提起ということで、双方代理人が協議をした結果、こういうことになっているということがまず一つでございます。

それと、議員がおっしゃっている町側の責任というのは、るる色んな議会で指摘を受けておりまして、このことはきちっと真剣に受けとめて、今後のこの協議会の運営に生かしていくべきことであります。そして職員は、懲罰委員会で懲罰もしているという経過もございます。

ただ、御理解いただきたいのは、刑事事件における損害賠償の事案と同列に、職員の責任を問うということではできないわけでありまして、別途、別の方法でこの責任を問うという方法は、地方自治法に基づいて考えられるというふうに思いますけれども、これはあくまでも民事事件における和解案でありますので、まず損害額をきちっと確保するという意味で、双方が協議した結果ということで御理解をいただければというふうに思います。

○10番（下野次雄君）

今、副町長から説明がありましたけれども、それはそれで私は結構だと思います。そういうことであれば、ただし、これ、誰もが理解できるように、町は町の責任、その運営委員会の運営は運営委員会の責任、当事者だけ責任を負ったまんま幕切れをするようなことがあっては、私はいけないと思っていますので、そのことに関しては後日でも結構ですので、その今のこれは裁判に対するあれでしょうから、大義名分もあってのこ



とでしょうから、それはそれで私は理解しますがけれども、最終的には、その責任をちゃんと明確にするように、私は要望しておきたいと思います。その約束できますか、副町長。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

今、議員がおっしゃることは、要望としてきちっと真摯に受けとめておきたいというふうに思います。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（眞邊真紀君）

この訴え提起前の和解の申し立ては、山岳部保全利用協議会ではなくて屋久島町が代理で行うということですのでよろしいんですね、元職員を相手に。

その屋久島町の荒木耕治町長が申し立ての代表者、相手方になるということで認識していてよろしいんですね。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

協議会に代理して町が、訴え提起前の和解をするということになります。

○1番（眞邊真紀君）

ごめんなさい。荒木町長なんですかということをお聞いているんですけど、質問の中で。屋久島町の荒木耕治町長の名前で、和解申し立てをするんですね。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

そのとおりです。

○1番（眞邊真紀君）

今の流れで行くと、荒木耕治町長は住民団体、住民たちに刑事告発をされて、その行方が、今まだわかっておりません。警察、検察の動きも見て、もしかすると被告人になる可能性だってゼロパーセントではないわけですよ。そうなったときに、和解の申し立て人として、相手方になれるのかどうかという検討がされているのかどうか、その上でこの案を出されているんですか。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

○副町長（岩川浩一君）

現時点においては、これしか方法がないわけですので、そういう時点に、仮のお話を

されているというふうに思いますけれども、そういうことになった場合には、それなりの方がかわりになられるわけですから、そこで変更という手続になろうかというふうに思います。

○1番（眞邊真紀君）

この流れで行くとどうなるかもわからないようなこの案を、この時期に出してくると、下手するとこれ、私、週末にこの議案書、最終本会議で恐らく追加議案が幾つか出てくるでしょうけど、「事前にもらっておかないと審議に差し支えがあるので先にください」と言ったら家に持ってきてくださいましたけど、恐らくきょう突然出てきたんじゃないかなと思うんです。そういう動き出てこなかったら。

その、急にこれ見なきゃいけないところに、こういう複雑なことが書かれていた可能性もある、何かこの出し方、この議案の出し方そのものが非常に雑じゃないかなというふうに思うんです。こんな深刻な内容なのに、今行方もわからないこういう状況下で、相手方が荒木町長であると、こういう和解案の、和解の申し立てについて出す時期がやっぱりちょっと違うかなと思っています。もうこれは返答いりませんけれども。

以上です。

○5番（渡邊千護君）

先程、副町長の話の中で、もちろん損害額をまた確定するためと、あと、双方等意見を聞いて、今からきちんとしていく話を今なお行っていくための提起前の和解案ですよ。

だけでも実際は、刑事告発されて金額が150万円出てきたということで、であれば、もう一回民事にかけてすべきじゃないですか。双方の意見じゃなくて、それがわかんなかったのに、その一方や、その職員の話の中で、もちろん法務事務専門員も交えて話をしたと聞いていますけれども、それでわかんなかった金額、これで出た金額というのが、刑事訴訟でわかんなかったことですよ、150万円と出ていますから、もう一度民事のほうに投げかけるべきじゃないんですか。

○副町長（岩川浩一君）

議員がおっしゃっている150万円というのは、警察の捜査の過程での話であると思います。証拠固めができたのが150万円というふうに聞いておまして、それで、一応本人から捜査の過程の中で聞き取り、事情聴取をして確定をした金額が、今の金額だというふうに理解をしております。ですから、入り口が150万円だったからそれで決まりということではなくて、捜査の過程の中ではっきり数字が出てきたというふうに私たちは理解をしております。

○5番（渡邊千護君）

副町長、もちろん証拠固めで150万円と今言いましたけども、前、以前、一般質問し

たときに、なぜその額が、その書類を見せてくださいというふうに同僚議員が言ったと思います。そのときは、全ての書類を警察に預けていると、その見た金額の上で証拠が出て、金額が定まるだろうという発言を聞いていましたので、その後で確認したのは、町の職員と法務事務専門員で、その司法は入っていないじゃないですか。それで固まるというのは、僕には全く理解できない。であれば、もう一度司法にお願いをして処理を預けて、額を定めたほうが、それは間違いなく証拠は出るとは思いますけども。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

その件につきましては、元職員の代理人弁護士から、横領額、未弁済額については、町が積算した額で問題ないということもいただいております。お互いが合意をして和解という形になるわけで、相手方にも納得をしてもらっているという認識でいます。

○5番（渡邊千護君）

それは、今の段階でその話をした段階で認識していただいているんですね。今からまた和解案を持っていくわけですね、今からですよ。だから、今の認識の段階じゃなくて、今を持っていくのであれば、もう一度この中には町の責任も何もうたわれていないのですよ、この中には。だから、もう一度それも含めて民事のほうに私は出したほうがいいんじゃないかと。それは法務事務専門員と相談しました、町の職員が入って相談しました。それで大体額が定まりましたと。けど、それ、内部だけの話し合いじゃないですか。お互い双方で、それは相手方にも許可は認識してもらって見てもらいましたというふうに言っていますけれども、実際、司法に預けた額と、その額をこちらで調べた額が違うわけですから、やはり、ちゃんとした額を司法に預けて、もう一回和解案を提出すべきじゃないかと私は思います。

○町長（荒木耕治君）

議員が今おっしゃるように、相手側何もと言いますが、相手側もきちんと国選の弁護人がついて、相手側も国選の弁護人が入って一緒に話をしているということです。町だけでやっているわけではございません。

○5番（渡邊千護君）

それは、今からその和解案を持っていくということで、それは今までその国選弁護士がついて、双方の意見を聞いて和解案を出すということですね、これから。

それで、まだはっきり決まっていないのが、今から持っていくわけですから、ただ、以前に、国選弁護士が今双方の意見を聞いても、直接まだ契約はしていないわけですね、和解案の、していないわけですね、契約が。

契約がしていないのであれば、今からまだ、この契約するにつれてどういうことがま

だ起きるかわからない、ただ過去の例としては、実際が、その司法では150万円しか決まっていない案で、もし双方が、もし契約できないと言ってきたらどうなるんですか。僕はすごい、それがすごい不安ですよ、今から。

私はこれをその前に、このもともと司法で決まっていない、我々で調べた額を提示することの自体が間違っていると思います。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

先程、ちょっと言葉が足りなかったかと思います。2月末に元職員の代理人弁護士から、訴え提起前の和解あるいは金額等について同意するという申し出があったものから、こういう和解案をつくっているわけです。相手方も納得しているんだというふうを考えております。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○10番（下野次雄君）

1点だけお尋ねをします。

この中に、協力金3,100万2,323円、バス代220万6,873円を不法に横領した疑いが隠されておるといのが明確になっていますよね。その中で、この3,000万円強と、200万円強バス代も含めて、こういったものが明確に、ちゃんとした形の中で示していることができるのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

○10番（下野次雄君）

できるのかできないのかで結構です。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

この給与とか未払い金については、きちっと積算をして出した額でございます。

この例えばバス代の220万6,873円につきましても、これはバス会社方の請求金額でございます、これを支払っております。

○10番（下野次雄君）

なぜお尋ねするかというと、あとでそういうことじゃなかったとか、そういうのを今その横領した人たちから、何か異議申し立てがあったときに、町としては困るというふうに私は理解していますので、説明ができるのかどうなのか、法に出るわけですから、本当に、それは、もう一度聞きますよ。

本当にこれは、間違いなく、例えばそういうのの提示を要求されたときに、協力金もバス代も、ちゃんと明確に証明するあれを出せるということによろしいんですか。再度

聞きます。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

この件についても、きちっと調査をした結果でこの数値を上げております。

○10番（下野次雄君）

ということは、例えば資料提出だとか、そういったものを請求されたときに、資料提出ができるという認識でよろしいですか。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

提出できると思います。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（石田尾茂樹君）

もう一度確認します。これ、和解案なので、先程相手の代理人からそういう申し出があって、このことに及んだということで、双方というか、向こう側から言ってきているわけですから、十分理解をしているというふうに認識していいんですよね。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

すいません。先程申しました2月末に、元職員の代理人弁護士からの申し出があって、訴え提起前の和解手続により解決を図りたいと。それを受けて町も検討した結果、訴え提起前の和解によって、この問題を解決するんだという結論に至っております。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第52号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第52号は、委員会の付託を省略することについて御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論と採決を行います。

議案第52号、訴え提起前の和解の申し立てについて討論を行います。

討論はありませんか。

○1番（眞邊真紀君）

この訴え提起前の和解申し立てについて、反対討論いたします。

この訴え提起前の和解申し立てについて要旨を拝見しますと、屋久島町と山岳部保全利用協議会の管理監督責任について一切触れられておりません。このような姿勢では、再発防止策を講じることなど全く望めません。

横領金は、横領した当事者が全額弁済するのが当然であることは承知しておりますが、この横領は、屋久島町と山岳部保全利用協議会の管理監督が完全な欠落があつて起きたことです。そして、本当の被害者は、協力金をおさめた観光客等であるということを忘れてはいけません。

刑事裁判では、被害額は150万円とされ、懲役2年、執行猶予4年の判決が出されています。3,000万円ほどの被害額とはかけ離れた額となつたのは、証拠がないからです。元職員一人だけに多額の寄附金の管理、協議会の運営資金を管理させていました。協議会は会計監査をしていませんでした。会計監査役がいながら、会計監査をしていなかったんです。担当課の事務局は、通帳を全く確認していませんでした。町に入金がないことを知りつつ、放置していました。このような状況の中で、厳密な被害額の算出を一体どうしたらできるのでしょうか。

元職員が示した額や日報では、正確な算出は不可能だと考えられます。だから刑事事件で立証されなかったんです。明確な根拠を示すことが不可能な被害額で訴えを起さず和解し、この事件をなかったかのようにするやり方を容認するわけにはいきません。

町議会は、行政監視の役目があるため、この事件に関する町の責任について追及することが必要です。再発防止策を講じて、不正が起きない組織づくりができるよう、町と協議会の責任について、明確にすることが専決であると考えています。ゆえに、この訴え提起前の和解申し立てについては反対いたします。

以上です。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

○6番（石田尾茂樹君）

先程確認しましたとおり、相手の代理人からもそういう2月の末に申し出があったということでもありますから、私はこれに賛成したいと思います。

今、同僚議員が言うように、町の怠慢、それは十分あったと私も思います。この間、協議会の中でもそのことはずっと議論してきております。それをやはり二度と再発しない、そういうことは当然であります。やっていきながら、このことについては、しっかり本人も認めたと。刑事事件は150万円で起訴されていますけども、そういったやり取りの中で本人も認め、ここまで来て、きちっとした弁護士代理人が和解を申し込んできているという中では、私は賛成したいと思います。

○議長（高橋義友君）

ほかに討論はありませんか。

○5番（渡邊千護君）

今、眞邊議員も石田尾議員も色んな意見を述べて、私も今聞きました。町の責任というのは絶対重たいと思います。一番の本当に被害者は、観光客だと思っています。

ただ、その150万円が、刑事裁判で確定したと、けど、残りは町のほうの法務事務専門員と職員で出したのが3,000万円ほどということでございますが、結局実際のところ、お金払ったのは観光客で、屋久島のために払っていただいたお金です。その上で、もう一度町の責任も含めて、その金額ももう一度洗い直して、町のほうも謝罪、観光客に謝罪するという形で、全てを精査した上で和解案を出していくということが、私たち町の責任だと私は考えておりますので、この案には今は反対です。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

これで討論を終わります。

これから議案第52号、訴え提起前の和解の申し立てについて採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（高橋義友君）

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、この本案は原案のとおり可決することに決定しました。

休憩いたします。

休憩 午後 零時 36分

---

再開 午後 零時 37分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第43 議案第53号 屋久島町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定について

○議長（高橋義友君）

日程第43、議案第53号、屋久島町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第53号、屋久島町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

出張旅費の不適切な利用等の責任に鑑み、副町長の給料を40%、1カ月間減額するための条例を制定しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますよう、よろしく御願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより総括質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（真邊真紀君）

これは町長提案ですけれども、町長は御自身の旅費精算の不正に関して、身の処し方、処分等々、お決めになっていない状態でどうして副町長のこの旅費精算の不正に関して処分がこういうふう決められるのかなといったことが1点。

あと、そもそも旅費不正の調査そのものが済んでいない。何が起きているかさっぱりわからない状態で、どうしたらこの40%、1カ月の減額という金額が算出できるのかなと。こんな調査もしていないものを算出できるなんていうのは、神わざだと思えます



けど、その2点をお聞かせください。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

副町長の考えとしましては、4月いっぱいが任期になっておりますので、3月に発覚しましたので3月、4月、20%ずつ、40%カットしたいという申し入れがあって、それを提案したところです。

○1番（眞邊真紀君）

それは全くでたらめと言うんですよ。副町長御自身の処分について申し入れがあったからといって、それをそのまま受けとめるんですか。職員が何らか不正したら、じゃあこのぐらい減給してくださいって言ったら、それを全部受けとめて提案するんですか。そんなのないですよ。

討論の中で申し上げますけど、この架空の領収書の存在、これもう不正を超える犯罪の域ですよ。もし本当だとしたら。まだそれが明確になっていないから、明確に調査をしてからでないと、この減給案なんていうのは到底出せませんよ。

これ、このまま提出するんですか。私たちに、これ審議させ、採決させるんですか。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

今、申し出があったというような話ですけれども、申し出があったというようなことではなくて、今までの事例等も踏まえて、今、調査をして本人の旅費の不適切な利用に対して、調査をして旅費の二重取りみたいなことで決定をした。それに対して、本人が責任をとるということでございます。

ですから、今言ったけど、彼の任期は4月末までですから、それから先は取りようがないということでございます。ですから、今ここで残された2カ月間でそういう処分を出すということを、私が決めて提案をしているところです。

○1番（眞邊真紀君）

そもそも、荒木町長は御自身の身の処し方を決定もしていないのに、副町長のこの減給について提案できるのはなぜなのかという1点目に答えてもらっていないんですけど、あと、任期があと1カ月だろうが何だろうが、調査をして明確にその不正の種類を明らかにしていない上で、算出できるわけがないですよ。任期がいつまでだろうと、これ関係のない話です。そんなこと持ち出さないでください。

いかがですか。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

○副町長（岩川浩一君）

特別職の責任のとり方というのは、明確に地方自治法のどこにも書いておりません。ですから、今日、条例で議会の承認を得て、その責任をとるという形になるわけであり  
ます。

私が町長と協議の中で、この決定は、職員の給与の減額が10%が上限という規定がありますので、それを準用させていただいて、その倍ということで協議をしたところでござ  
います。

本来であれば、3月からしなければいけないわけですけど、この条例案が間に合わな  
かったということで、4月に2カ月分という判断をしたというところでございます。

ですから、職員の場合は、懲罰委員会等で県内の色んな事例を参考に判断ができるわ  
けですけども、特別職の場合は、そういう規定がない。議会に条例案を示して、判断を  
していただくということでもありますので、そういう今回のような条例案の提出になった  
ということでございます。

○1番（眞邊真紀君）

今、お話をお伺いすると、町長と副町長とそれぞれ旅費精算の不正をした当事者同士  
が話を決めていると。こんなものが出てきていいわけないんですよ。

当然、反対しますから討論で申し上げますが、めちゃくちゃですよ。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第53号は、会議規則第39条第3項の規  
定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第53号は、委員会の付託を省略することについて御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論と採決を行います。

議案第53号、屋久島町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定につい

て討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

○1番（眞邊真紀君）

はい、反対討論します。

今、言ったように、提案者も自分の身の処し方も、処分も決めていない。副町長のこの減給の案も、何の妥当性もない。

岩川副町長は、出張旅費の不正請求を認めて謝罪をしています。返せば済む、謝れば済む、減給すれば済むような問題ではありません。真相は全く不明なままで、調査をした後に、不正の内容やその背景などを導き出さなければ、処分を決定できるわけではありません。今、申したとおりです。

宿泊パック利用による旅費の二重請求も問題ですが、やはり深刻なのは、架空の領収書での精算です。詳細に説明責任を果たしていない上に、架空の領収書を否定もしておりません。この架空の領収書を使った旅費精算の不正は、かなり悪質性が高いとしか言いようがないんです。副町長の説明の中では、事務的なミスといったようなことを言われてることから、みずからの責任を回避するためにほかの職員に責任を転嫁するといった発言は、到底受け入れられるものではありません。

旅費精算はあくまでも個人の責任です。本来なら、懲戒免職処分に該当するような不正であると認識しています。ただし、全てにおいて明確にわかっていることではなく、厳密な調査が必要です。調査を実施して全容が明らかになったわけでもない現段階では、減給処分の判断に全く妥当性がないため、本議案には反対いたします。

以上です。

○議長（高橋義友君）

次に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に反対者の発言を許します。

○5番（渡邊千護君）

今、眞邊議員からも言われましたように、副町長が今これまでも何度も謝罪はしてきたとは思いますが。しかし、減給をすれば済むという問題ではないと思います。だから私は、この議案に対しては反対します。

○議長（高橋義友君）

次に賛成者の発言を許します。

○6番（石田尾茂樹君）

減給をしたら済む問題ではないとみんな理解してますよ。しかしながら、副町長は、4月で任期ですよ。行政処分の中で、みずからが規定のないことをやってしっかり責任を果たしたいと。それ全てじゃないですよ。それは何もかも悪いと言っていることと一緒にじゃないですか。

仮に、だめだとするなら刑事告発してくださいよ。やればいいじゃないですか。

やはり、今いる副町長としての立場で、行政上の処分を自分でみずからが受けるということを言っているわけですから、私は賛成したいと思います。

○議長（高橋義友君）

次に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

これで討論を終わります。

これから、議案第53号、屋久島町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

賛成多数です。

したがって、この本案は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第44 議案第54号 令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第9号）について

△ 日程第45 議案第55号 令和元年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第5号）について

○議長（高橋義友君）

日程第44、議案第54号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第9号）についてから日程第45、議案第55号、令和元年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第54号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第9号）につきましては、歳出予算の主なものは、民生費では学校休業に係る放課後児童健全育成事業などの消耗品としてマスク、消毒用アルコールなどの経費を、衛生費では国県支出金、過年度精算返納に係る経費などを計上いたしました。財源としましては、新型コロナウイルス対策に係る国の予備費予算としての国庫補助金を充当し、歳入歳出それぞれ281万7,000円を追加し、予算の総額を112億3,425万2,000円にしようとするものであります。

次に、議案第55号、令和元年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳出予算においても故障修理に係る経費の増額を同一款内で組み替え、調整しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第54号、議案第55号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第54号、議案第55号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、議案第55号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論と採決を1件ずつ行います。

議案第54号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第9号）について討論を行いま

す。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第9号）について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがってこの本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第55号、令和元年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第5号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号、令和元年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第5号）について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがってこの本案は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第46 発議第2号 屋久島町職員（特別職含む）、屋久島町議会議員の出張旅費精算における不正に関する決議について

○議長（高橋義友君）

次に、日程第46、眞邊真紀君ほか1名から提出の発議第2号、屋久島町職員（特別職含む）、屋久島町議会議員の出張旅費精算における不正に関する調査の決議についてを議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。

ちょっと休憩します。

休憩 午後 零時55分

---

再開 午後 零時56分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案者の趣旨説明を求めます。

○1番（眞邊真紀君）

お疲れさまです。

屋久島町職員（特別職含む）、屋久島町議会議員の出張旅費精算における不正に関する調査の決議について、本議案を次のとおり、屋久島町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

屋久島町職員（特別職含む）、屋久島町議会議員の出張旅費精算における不正に関する調査の決議。

地方自治法第100条第1項の規定により次のとおり、屋久島町職員（特別職含む）、屋久島町議会議員の出張旅費精算における不正に関する調査を行うものとする。

1、調査事項。屋久島町職員（特別職含む）、屋久島町議会議員の出張旅費精算の不正に関する事項。ただし、航空運賃にかかわる出張旅費精算を対象とする。

2、特別委員会の設置。本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第5条の規定により、委員14名で構成する、屋久島町職員（特別職含む）、屋久島町議会議員の出張旅費精算における不正に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3、調査権限。本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を屋久島町職員（特別職含む）、屋久島町議会議員の出張旅費精算における不正に関する調査特別委員会に委任する。

4、調査期限。屋久島町職員（特別職含む）、屋久島町議会議員の出張旅費精算における不正に関する調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまでの閉会中もなお調査を行うことができる。

5、調査経費。本調査に要する経費は、100万円以内とする。

提案理由を申し上げます。

昨年末から出張旅費精算の不正に揺れる屋久島町では、今、荒木耕治町長のシルバー

割引利用による旅費着服だけではなく、岩川浩一副町長までもが架空の領収書を使うなどして旅費を不正に請求していたことが明らかになっています。

見積額の領収書とされる領収書を精算書に添付し、私的な交通費や宿泊費も含めて、実際より高額な旅費を請求したほか、ただし書きにチケット代と記載されたホテルパック代の領収書を添付して宿泊費を二重取りにしていた疑いなどが持たれています。

これら不正な領収書を使った手口は、旅行代理店が関係しないとできないことであり、その不正な領収書での精算がどの範囲に及ぶのか、旅行代理店や精算処理にかかわった町職員からの証言を得ながら、厳正な調査を実施する必要があります。

不正の調査には、航空機の搭乗記録が必要不可欠です。搭乗記録は、本人であっても1年以上さかのぼって調べることができないので、弁護士法23条の2の履行によって、記録を取り寄せる必要があります。

荒木町長と岩川副町長に加え、元議長の岩川俊広町議までもが、旅費の不正精算をしていたことが判明する異常事態に陥っており、町民は、役場にも町議会にも不信感を募らせています。この不信感を払拭するためには、旅費精算をする上での欠陥を明確にし、再発防止策を講ずることが不可欠です。

これまでの経緯を踏まえれば、長年にわたり旅費の不正請求が常態化していた疑いがあると考えるのが妥当です。旅費の不正請求は、役場内での監査でも見逃していました。それゆえ、この不正を調査する上で、弁護士などの専門家を入れた第三者による調査が必要であるということはいうまでもありません。

そのような状況の中で、私たち屋久島町議会に課せられた責務は、強い調査権を有した百条委員会を設置し、旅費精査の不正に関する調査をした上で、再発防止策を立案し、一刻も早く屋久島町の信用を取り戻すことです。

ここで少し、不正の領収書について御説明申し上げたいと思います。資料をお配りいたしますので、後でこれは回収します。

御説明申し上げます。

まず、1、2、3、4が表になっています。5、6、7、8の領収書が、裏面になっております。

1番の領収書は、岩川浩一副町長が、2017年4月に名古屋出張に行った際の領収書です。岩川副町長が、議会や報道に対して、見積もり段階の領収書と説明しているものがあります。実際のところは、架空の領収書です。額面に、7万2,220円とありますが、実際に公務で利用した航空券代は、名古屋から鹿児島への片道運賃、2万6,110円のみです。残りの4万6,110円は、支払いも発見もされていないことがわかっています。それは、岩川副町長も認めています。さらに、この額面の中には、出張中に東京を尋ねた私的な交通費や宿泊費が含まれている可能性があります。岩川副町長は、航空券の購入や



旅費精算書の記票は、全て職員がやっていて、なぜこのような精算処理をしたのか詳細はわからないと説明しています。領収書については、旅行代理店が誤って発行したとも言っています。架空の領収書で、旅費精算がなされた経緯や原因は、全く今のところわかっておりません。

2番、岩川俊広元議長、町議の東京出張、2019年5月の出張のときの領収書です。岩川元議長は、報道に関して、予約の領収書と釈明したものであります。実際のところは、架空の領収書です。額面に9万3,980円とありますが、実際に支払った金額は、半額ほどの可能性があります。一部報道によると、この予約の領収書について、岩川議員は、予約したときに受け取ったと説明しており、その後、乗り継ぎ割引で購入したため、領収書の額面より安くなったという。支払い前に領収書を受け取った経緯については、刑事告発されており、全て警察で説明すると答えたと言っています。ですが、この刑事告発されている内容というのは、シルバー割引の差額着服に関してなんですね。この架空の領収書の件は、特別調査委員会の中で調査をしないとはっきりしません。告発の事実の中には、この内容は盛り込まれておりません。

3番と4番は一緒です。屋久島町の関係者、東京出張2018年の5月の出張です。その関係者が、旅費精算所に添付したものです。額面に9万3,980円とありますが、実際に支払った額は、半分ほどの可能性があります。もし、それが事実であれば、架空の領収書となります。

5番です。裏になります。岩川浩一副町長、東京出張2015年の11月の出張です。東京に出張する際、ホテル代と宿泊代がセットになったJALパックを利用したのにもかかわらず、領収書の額面6万6,000円の全額を航空券代として請求しています。それとは別に定額で支給される宿泊費2泊分の2万1,180円を請求し、宿泊費を二重取りしています。岩川副町長はその事実を認めています。

次に、6番です。元屋久島町職員、東京出張。これ、2016年の11月の分です。東京出張する際、ホテル代と航空券代がセットになったJALパックを利用したのにもかかわらず、領収書の額面6万6,000円の全額を航空券代として請求した上、それとは別途定額で支給される宿泊費2泊分の2万1,180円を請求した疑いがあります。

そして次、7番と8番は一緒です。岩川浩一副町長、2015年5月に東京出張した際の領収書です。計6日間の東京出張を2回に分けて、2泊3日ずつ連続して出張されています。岩川副町長は、実際に東京と屋久島を2往復したか否かは、記憶が曖昧なため現在JALに搭乗記録の開示を求めているように伝えていますが、求めているかは、これ実は不明です。先週、私問い合わせをしましたが、それきり返答がありません。また、但し書きの航空券代がJALパックか否か、これも調査しないとわからないところであります。

こういう大きな疑問のある領収書が散見されます。旅費精算の情報公開請求をすると。これについて、もう実際に搭乗記録を取り寄せて調査をする必要があります。もうそうしないと、全く何が起きているのかわからない状態になっています。

以上の点を踏まえて、町民1万2,000人の代表である議員の皆様には、この百条委員会設置の議案に対して、ぜひ御理解と御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。重要な調査ができる委員会設置になりますので、ぜひ御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（高橋義友君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（石田尾茂樹君）

調査事項のことでちょっとお尋ねしたいと思います。

1番です。屋久島町職員（特別職を含む）、これ全員を対象にしているということでしょうか。それと、米印、ただし、航空運賃にかかる出張旅費の精算を対象とする。ほとんどは、船ですよ。高速船。なのに、なぜ航空運賃だけでいいのか。議員の中にもいないと思いますけど、研修に行くのに前乗りしてフェリーで行ったらアウトですよ。そういうのもあるじゃないですか。だからこの何で、ここで航空運賃に限るようなことになるのか、説明してください。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

○1番（眞邊真紀君）

明確な目的があります。この航空運賃にかかわるというところで、不正が起きています。それが、第1点です。

石田尾議員がおっしゃるように、フェリーで前泊した場合とか、差額が生じてそれは返還する義務が当然ありますよね。旅費精算の条例上。なんですが、それはもう今の決まりの中で、領収書の添付を求められてもいないので、そういう精算していませんよね。調べようがない事実であり、今、やっぱり問題になっているのが、飛行機運賃の件での不正が発覚していることがわかって、そのことに対する調査を求めるものであります。もし、航空運賃のほうの調査が終わって、議員のほうが必要であれば、その調査ができるという確証があれば、特別委員会をさらに設置して検証してもよろしいんじゃないでしょうか。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○10番（下野次雄君）

今、提案者にお尋ねしたいんですけれども、今、同僚議員が航空運賃だけで何で船が除外なのかという話が出ましたけれども、やっぱり平等性を欠くためにも出る出ないは別にして、調査側ができるかできないかも含めて、特別委員会を立ち上げるとするならば、やっぱり両方で調査する必要性は私あるんだろうというふうに思いますので、両方入れるわけにはいきませんか。

○1番（眞邊真紀君）

当然、全体的に調査をできればそれがいいんですが、今、深刻な不正が発覚しているのが、航空運賃に関しての領収書の発行についてです。これ、かなり集中的に調査をする必要があると思いますので、こういうふうに発議していますが、船の旅費精算に関しては、領収書の添付がないですね。だから調査のしようがないというところが、先程申し上げたとおりなので、実態を伴う調査にならないと、これ発議する、発案する、これを提案する理由というのには当たらないですよ。だから、航空運賃の場合は、搭乗記録を取り寄せて調査することができますよね。だから、実際に調査をできる範囲、私が必要だと思っている範囲は、その航空運賃にかかわる旅費精算、旅費の二重取りや宿泊パックを利用すること、あと架空の領収書の存在です。それを導き出す、それを明確にするというところを目的としていますので、おっしゃることはよくわかるんですよ。石田尾議員も、下野議員も。

だから、その協議の中で、船の運賃に関しても全体的な調査ができるというのであれば、またそれに関する特別調査委員会を立ち上げてやるべきだろうなと思っています。

以上です。

○10番（下野次雄君）

今、眞邊さんからお答えいただいたんですけれども、調査をしようと思えばできると思います。船も。要するに、船も飛行機と同じように搭乗手続きがある。また船は、乗船記録がありますので、それも含めて調査をすれば、私は調査可能なのかなというふうに思いますので、できれば、同時進行のほうがいいのかと思いますけれども、できないとなればしょうがないというふうに思いますけれども。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、発議第2号、屋久島町職員（特別職含む）、屋久島町議会議員の出張旅費精算における不正に関する調査の決議について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

○3番（岩山鶴美君）

3番、岩山鶴美です。

私は、この調査の件については、反対の意見で述べさせていただきたいと思います。調査事項の、先程も同僚議員が出ましたが、航空運賃にかかわる出張旅費精算だけを書いています。同僚議員も先程ありましたけれども、私たちは、基本高速船の運賃で出張に行っております。でも、フェリーっていうのもありますし、条例としてはやはり実費ということもあります。ですから、航空運賃だけではない、ここはフェリーもということになると思います。

あと、本調査に要する経費が100万円となっていますが、弁護士などの専門家を入れた第三者の調査が必要であるということを理由に書いてますけれども、弁護士さんを頼んだらこれで済むのかなというのがあります。私は、お金をかけずに、1年間の旅費の分をみんなが自己申告すればいいと思っています。それで、私たちがこの先に、これをやって何が残るのかなっていう、本当に不思議に思います。

旅費の規定に関しては、抜け穴があったわけですから、そこはきちんと条例を改正するとか、半券をつけるとかっていう今までの足りなかったものをきちんとしていたものにしていくことが私は必要だと思います。

それに、出張旅費の精算のことを書いておりますけれども、出張の本来の目的は、目的があって会合に出ることです。でも、旅費をもらって会合に行かずにパチンコをしていたとか、そういう話も聞きます。私は、この中に航空運賃にかかわる出張旅費精算を対象とするのではなく、やはり船も対象にする、それから100万円を無償として、お金を使わずにやる。そして、その会合等もきちんと出席したかどうかを自己申告する。もし、会議も出ていなくて、復命書などを書いていたら、これは文書偽造にも当たると思っています。

ですから、そういうところをもしつけ加えてくれるのであれば、私は賛成したいと思いますが、この中のことについては、納得いきませんので、反対をいたします。

○議長（高橋義友君）

次に賛成者の発言を許します。

○5番（渡邊千護君）

私は、発議者が提案理由を述べていますように、これに賛成なんですけれども、今、船の件が出ましたけれども、船のフェリーの件については、また新たに設置すればいい

んじゃないかと思っています。今、起きている問題について設置するべきだと私は認識しております。見積もり領収書、いわゆる架空の領収書での出張旅費の不正請求について、詳細を調査する必要があると、私は思っております。

調査には、過去の搭乗記録やチケットの発券記録などを照合する必要があります。弁護士法23条の2の履行によって、取り寄せた上で調査し、具体的にどのような不正があったのかを明らかにしないことには、再発防止を講ずることはできません。先程、弁護士に費用をかけることはないと言っておりましたけれども、これ弁護士法じゃないと搭乗記録、本人は1年前はとれるかもしれんが、それ以降は弁護士法じゃないととれないんです。ですから、100万円以内で弁護士にお願いして調査をするために使う費用です。それが、ここに明確に書かれております。

屋久島町は、旅費不正が横行する自治体と知れ渡っております。詳細な調査を実施し、二度とこういった不正請求ができない仕組みをつくり上げ、信頼も回復する必要があります。

12月議会での百条委員会の反対討論の中には、出張旅費着服疑惑については、その根拠、信頼性を考えると事実関係が今のところ不明であり、百条委員会の設置については、現時点では反対したいと思うや、信憑性のない指摘に対して議会が振り回されるのは適当でないと考える。また、複数の議員が、百条委員会の目的は、その事件が生じ、背景や再発防止などを調査するものであって、具体的に事件になっていないものを対処すべきではないとされています、と反対討論してありました。

以上、12月議会において百条委員会設置に反対される同僚議員の皆さんの意見を踏まえれば、今回の旅費精算における不正は、既に当事者もその事実を認め、給料減給の条例案まで出されており、百条委員会を設置する要件を十分に満たしていると思えます。そして、この不正が起きた背景を詳細な調査をし、明らかにし、その上で再発防止策を導き出す必要があると思っております。

よって、この百条委員会の設置には、賛成したいと思います。

#### ○議長（高橋義友君）

次に反対者の発言を許します。

#### ○13番（大角利成君）

議会議員で組織をする委員会において、特定の議員、個々についての調査をすることは理解ができますが、今回のように全議員が調査対象でありながら、議会内で組織する委員会において議員がみずからを調査、精査することに少し違和感を持ちます。むしろ、議会とは別組織で精査をしていただくなど考慮すべきと考えます。

また、今回提案をされている調査事項は、航空運賃にかかわる出張費精算だけを対象としています。屋久島町職員等の旅費に関する条例で、船賃は旅客運賃等により支給す

ることになっております。したがって、先程からありますように屋久島鹿児島間において、高速船往復の運賃で概算支給をされていたが、都合によりフェリーに乗船した場合は、旅費精算時にその差額を返納すべきと思います。そのようなことからしても、航空運賃にかかわる出張旅費精算だけを調査対象とすべきではないと私は思います。

平等で、十分な調査、精査はできないと考えますので、本提案には反対をいたします。

○議長（高橋義友君）

次に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に反対者の発言を許します。

○6番（石田尾茂樹君）

私は、反対したいと思います。

なぜかという、岩川俊広前議長が、この旅費の不正について全員協議会を開いたときに、私は、旅費については、我々議員は、みずから申告をするべきであるということとそのときに言った記憶があります。それで、みずから申告してやめられた方もいらっしゃると思いますが、やはり、議員はそういうふうにして、今回もみずから申告しなさいというのが、つい先日まで言っていました。職員は、第三者委員会をつくって調べる、そういうことを言って、かなり議会としても私は矛盾しているんじゃないかと思っています。職員についても、私は十分自己申告で、足りるというふうに思っています。

なぜ私が、言ったときに賛同してもらえなかったのかということが理解できませんし、先程から出ていますように私も質問したように旅費の航空運賃ということについて限定していることについては、今、納得できません。

それで、反対したいと思います。

○議長（高橋義友君）

次に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

これで討論を終わります。

これから、発議第2号、屋久島町職員（特別職含む）、屋久島町議会議員の出張旅費精算における不正に関する調査の決議について、採決します。（「議長よろしいですか。休憩してもらっていいですか」と発言する者あり）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時25分

---

再開 午後 1時28分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、発議第2号、屋久島町職員（特別職含む）、屋久島町議会議員の出張旅費精算における不正に関する調査の決議について、採決します。

この採決は電子採決によって行います。

本案は決議のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

これで締め切ります。

賛成少数です。したがって、決議案は否決されました。

△ 日程第47 発委第1号 専決事項の指定について

○議長（高橋義友君）

次に、日程第47、議会運営委員長から提出の発委第1号、専決事項の指定についてを議題とします。

お諮りします。

発委第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから発委第1号、専決事項の指定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第1号、専決事項の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第48 議員派遣について

○議長（高橋義友君）

日程第48、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました会議等へ議員を派遣したいと思いをします。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにより決定しました。

#### △ 日程第49 閉会中の継続審査申し出の件について

○議長（高橋義友君）

日程第49、産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査申し出の件についてを議題とします。

産業厚生常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申



し出がありました。

お諮りします。

産業厚生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、産業厚生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

#### △ 日程第50 閉会中の継続調査申し出の件について

○議長（高橋義友君）

日程第50、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第1回屋久島町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

閉 会 午後 1時33分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員